港北地区サイン計画策定調査報告書

昭和58年１月

住宅・都市整備公団港北開発局
(財)都市計画協会

はじめに

本報告書は「港北地区サイン計画策定調査」の成果をまとめたものであります。

港北ニュータウン建設事業は，事業認可以来，既に9年を経て，地区の根幹的な施設についてはその整備が進み，昭和58年度には，いよいよ第一次入居を迎えようとしています。

本調査は，タウンセンター地区を除く，港北ニュータウンを対象に，これまでの港北ニュータウンの計画・設計作業を踏え，地区空間の体系化による空間の一体性確保及び個性づくりをより一層進め，豊かなシンボル空間形成のための方針を検討しているとともに，この方針に沿い地区構造をわかり易く伝え，また地区空間を演出する標識・ストリートファニチュアのシステムと配置・デザインの方針を検討しています。

このように，本調査におけるサイン計画は，単に標識・ストリートファニチュアの各エレメントの計画，設計の方針を示すに止まらず，広くシンボル計画としてシンボル空間形成の原則とその方策の提案を行っています。

本調査の遂行にあたっては，筑波大学教授　川手先生を委員長とする策定委員会を設置し，学識経験者，横浜市，住宅・都市整備公団港北開発局の方々に参画していただき多大な御意見，御示唆を承りました。ここに深く感謝の意を表する次第であります。

昭和58年1月

(財)　都市計画協会

港北地区サイン計画策定委員会名簿

（順不同・敬称略）

委員長	川手昭二	筑波大学教授
委員	松本敏行	㈱日本都市総合研究所　代表取締役
	上野泰	UENO DESIGN
	楠本洋二	㈱EX都市研究所　代表取締役
	佐藤安春	横浜市緑政局公園緑地部長
	石井一	〃　〃　〃　計画課長
	小椋進	〃　都市計画局計画部長
	内藤惇之	〃　〃　都市デザイン室長
	田中祥夫	〃　〃　港北ニュータウン建設部長
	高見沢佑介	〃　〃　副主幹
	川原渉	〃　道路局管理部管理課長
	立神孝	〃　〃　街路建設部長
	吉里弘明	〃　〃　〃　街路課長
	長島睦	〃　〃　港北ニュータウン関連街路建設事務所長
	野々村宗逸	住宅・都市整備公団港北開発局長
	坏叔男	〃　〃　事業部長
	両角博	〃　〃　事業計画課長
	工藤誠一郎	〃　〃　工事部長
	景野郡司	〃　〃　工事計画課長
	浅葉堯	〃　〃　工事部専門役
幹事	小林雅典	横浜市緑政局公園緑地部計画課
	西脇敏夫	〃　都市計画局都市デザイン室
	中村俊輔	〃　〃　港北ニュータウン建設部センター開発対策室
	遠藤包嗣	〃　〃　港北ニュータウン建設部建設課
	寺沢成介	〃　道路局街路建設部街路課
	福田治郎	住宅・都市整備公団事業部事業計画課
	平山公計	〃　〃　〃
	寺島伸一	〃　〃　〃
	佐々木功	〃　〃　〃
	中山通生	〃　〃　〃
	堀之内幸夫	〃　工事部工事計画課
	西沢英樹	〃　〃　〃
	山本真三	〃　〃　〃
ワーキング	佐伯直	㈱EX都市研究所
	木村寛	〃

調　査　フ　ロ　ー

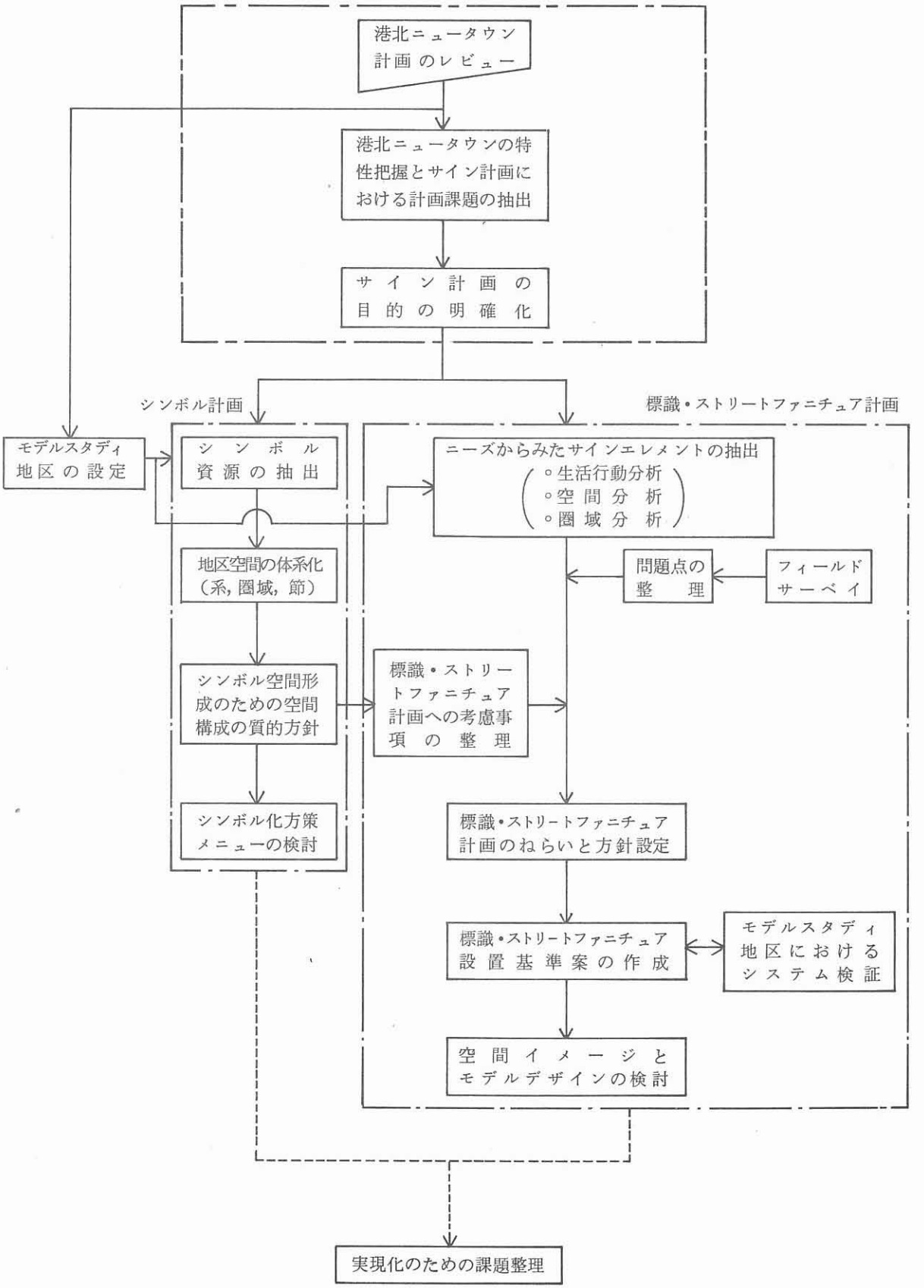
港北ニュータウン計画のレビュー
港北ニュータウンの特性把握とサイン計画における計画課題の抽出
サイン計画の目的の明確化
シンボル計画
標識・ストリートファニチュア計画
モデルスタディ地区の設定
シンボル資源の抽出
ニーズからみたサインエレメントの抽出
（◦生活行動分析 ◦空間分析 ◦圏域分析）
地区空間の体系化（系，圏域，節）
問題点の整理
フィールドサーベイ
シンボル空間形成のための空間構成の質的方針
標識・ストリートファニチュア計画への考慮事項の整理
シンボル化方策メニューの検討
標識・ストリートファニチュア計画のねらいと方針設定
標識・ストリートファニチュア設置基準案の作成
モデルスタディ地区におけるシステム検証
空間イメージとモデルデザインの検討
実現化のための課題整理

目　次

はじめに

委員会委員名簿

調査フロー

序　章　本報告書の活用にあたって …… 1

第1章　計画の目的と概要 …… 5

1－1　計画の課題と目的 …… 5

(1)　港北ニュータウンの特性とサイン計画の課題 …… 5

(2)　サイン計画の目的 …… 9

1－2　計画の概要 …… 10

(1)　計画の枠組と手順 …… 10

(2)　計画の骨子 …… 13

第2章　シンボル計画 …… 19

2－1　モデルスタディ地区の設定 …… 19

2－2　シンボル資源の抽出 …… 27

2－3　シンボル空間形成のための基本方針 …… 33

(1)　シンボル資源の分布特性 …… 33

(2)　地区空間の体系化 …… 33

(3)　空間構成の質的方針 …… 40

2－4　シンボル化方策メニューの提案 …… 41

第3章　標識・ストリートファニチュア計画 …… 53

3－1　基礎的条件の整理 …… 53

(1)　ニーズからみたエレメントの抽出 …… 53

(2)　フィールドサーベイからの考察 …… 57

(3)　シンボル計画からの考慮事項 …… 66

3－2　計画のねらいと方針 …… 68

3－3　標識・ストリートファニチュア設置基準案 …… 72

3－4　モデルスタディ地区におけるサインシステムの検証 …… 83

3－5　空間イメージとモデルデザイン …… 92

序 章　本報告書の活用にあたって

序 章　本報告書の活用にあたって

(1)　港北ニュータウンでは，地区空間を構成する根幹的施設の計画設計作業が一部についてほぼ完了し，昭和57年度末には第1次供用開始が行われ，昭和58年度にはいよいよ集合住宅の第一次入居を迎えようとしており，まちづくりは次のステップに移行しつつある。

本報告書では，こうした状況の認識のもとに，これまで培かわれてきた港北ニュータウン建設の理念，方針を今後とも受け継ぎ，今後のより良いまちづくりへ橋渡しをしていくための方針と方策をシンボル計画として示している。また，同時にシンボル計画を受けて，港北ニュータウンにおける標識・ストリートファニチュア群の配置，デザイン方針を示している。

ただし，本報告書においては計画の基本的な考え方，方針を示すに止まっている。

従って，本計画において述べた事項を今後の港北ニュータウンのまちづくりに実践的に活用していくためには，今後本報告書を受けて次のような展開を行うことが必要とされる。

①　今後の基盤整備側並びに上物整備側の空間形成にあたっては，本計画のシンボル計画において示した3つの空間カテゴリー（「系」，「圏域」，「節」）ごとの空間構成指針に原則的に沿った方向で行うことの徹底を図る。

②　今後のまちづくりにあたっては，新たに本計画で示したシンボル形成という視点からのまちづくりを市，公団，地元住民等のまちづくりの関与主体が相互に共通認識をもち，推進していくことが必要とされる。

③　標識・ストリートファニチュアの設置にあたっては，本計画で示した設置基準を原則とし，その整備を図るものとする。この際設置主体，維持管理主体の検討を今後早急に行い，これを明確化していくことが必要とされる。特に，本計画では通常設置主体，維持・管理主体が異なる標識・ストリートファニチュア群をユニット化して設置する方針を多く打ち出していることから，この方針に沿った主体間の調整が望まれる。

④　以上のような展開を推進していくためには，ひとまず次の2点の

方策を具体的に進めていく。

1) 計画主旨のP.R

本計画の実現のためには，第1にまちづくりの各主体が本計画の主旨を理解し，共通認識に立つことが不可欠であることから，各主体に対するP.R活動を進めていく必要がある（具体的には，パンフレット作成等）。

2) 総合的計画コントロール主体の確立

また，第2には，本計画の実現と担保を図り，また港北ニュータウンの計画理念，方針を今後とも積極的に継承していくために，まちづくりに関与する主体間の調整を行いつつ，同時にまちづくりのエネルギーを結集することのできる総合的かつ一貫した能動的まちづくり推進母体の組織づくりを進めていく必要がある。この推進団体は，まちづくりに関与する主体で構成し，主として担う機能としては，本計画で述べた空間構成の指針に沿った空間形成への誘導コントロールや，シンボル形成への誘導，標識・ストリートファニチュア設置のコントロール等を行うものと考える。

(2) 先に述べたような展開を図る基礎的認識として，本計画において示した主要計画事項のインデックスを次のように示しておく。

主　要　計　画　事　項	該当章・節ページ	備　　考
本計画の狙いとするところ。	第1章, 1—1, P 5 ～P 9 「計画の課題と目的」	
本計画の全体概要。 （計画の目的，手順，枠組，骨子）	第1章, 1—2, P10 ～P17 「計画の概要」	
空間構成指針設定でのベースとなる地区空間の体系化。 （「系」，「圏域」，「節」とは）	第2章, 2—3, P33 ～P39 「シンボル空間形成のための基本方針」の(2)「地区空間の体系化」	
空間構成にあたっての質的方針の原則。 （「系」，「圏域」，「節」ごとの空間構成において原則とすべき事項。）	第2章, 2—3(3), P40～P41 「シンボル空間形成のための基本方針」の「空間構成の質的方針」	今後の空間形成においてはここでの方針に原則的に従うものとする。
質的方針を受けた，シンボル形成のための具体的方策例。	第2章, 2—4, P 41 ～P51 「シンボル化方策メニューの提案」	シンボル形成のためにはこの節の例を参考とする。
標識・ストリートファニチュア計画のねらいと計画の基本方針。	第3章, 3—2, P 68 ～P71 「計画のねらいと方針」	
標識・ストリートファニチュア設置にあたって基準とすべき事項。 （設置エレメント，設置要請度，設置位置，デザイン方針。）	第3章, 3—3, P 72 ～P 81 「標識・ストリートファニチュア設置基準案」及び第1章，1－2,(2) P 13 ～P17 「計画の概要」の「計画の骨子」	標識・ストリートファニチュア設置者は，この節の基準に原則的に従うものとする。
本計画における情報伝達システム。 （誰に，どこで，何を伝え，誘導案内を行うか。）	第3章, 3—4, P 83 ～P 91 「モデルスタディ地区におけるサインシステムの検証」	本計画の情報伝達システムは，この節を参照すれば明確となる。
標識・ストリートファニチュア設置の空間イメージ。 （歩行者専用道路広場，同センター広場，バスベイ，バス停上，幹線道路交差点，街区ブロックゲートサイン。）	第3章, 3—5, P 92 ～P108 「空間イメージとモデルデザイン」	実施設計にあたっては，ここでのモデルデザインの方針に従うものとする。

第１章　計画の目的と概要

第１章　計画の目的と概要

１－１　計画の課題と目的

港北ニュータウン建設事業は，事業認可後既に９年経過し，今や新しい街としての骨格の姿が次第に地区空間に現われつつある。そして，昭和５８年度にはいよいよ集合住宅の第一次入居が開始される予定で，人々の都市生活が始まろうとしている。

港北ニュータウンはその計画理念として，≪乱開発の防止≫，≪都市農業の確立≫，≪市民参加のまちづくり≫の３つを挙げ，また基本方針として，＜緑の環境を最大限に保存するまちづくり＞，＜ふるさとをしのばせるまちづくり＞，＜安全なまちづくり＞，＜高い水準のサービスが得られるまちづくり＞の４つを挙げ，これまで，これらの理念，方針に沿い様々な先駆的，総合的な計画づくりが展開されてきている。

サイン計画は，こうしたこれまでの街の骨格づくりとしての計画・設計作業を受けて，また目前に迫った新しい人々の生活に対応させ，いわば物づくりの総仕上げとして，また新しい住民を始め，これから本当の意味でのまちづくりの主人公となる主体へまちづくりを橋渡しするという意味をもつものと位置付けられる。

このため，ここではまずサイン計画を策定するにあたっての目的を港北ニュータウン計画の原点に戻り，またいよいよ展開される人々の都市活動を想定しつつ明確にしておく。

(1)　港北ニュータウンの特性とサイン計画の課題

サイン計画の計画課題を次のような港北ニュータウンに関わる諸特性と対応させると表１－１のように示される。

ⅰ）計画的新市街地特性

一般的に，港北地区のような計画的新市街地は，自然発生的に形成された既成市街地と異なる特性を有しており，サイン計画においてもこうした特性を踏まえた計画づくりが必要とされる。

ⅱ）社会状況，生活意識特性

社会状況の変化に伴い，我々の生活意識も大きく変質しつつある。港北ニュータウンは昭和５８年度に第一次入居が始まり，多様な都市活動が展開されることになるが，まちとしての成熟期を迎えるのは来るべき２１世紀と考えられ，サイン計画の立案にあたっても，今後予想される社会状況，生活意識の変化を先取りした視点が必要である。

ⅲ）港北地区における計画特性

港北ニュータウンの計画・設計作業は，先に述べた計画の理念，方針に基づき着々と進められており，地区の空間構造を規定する主要な要素については，ほぼ明確となっている。このため，サイン計画立案にあたってもこれまでの計画・設計作業を前提とし，その特性に応じた計画が必要とされる。

iv) 港北地区における事業特性

港北ニュータウンの公団施行区域は，まちづくりの手法として土地区画整理事業が採用され進められており，またこれまで，計画の理念，方針を実現するため新しい事業実施上の試みがなされている。このため，サイン計画立案にあたっても港北地区の事業上の特性を踏えることが必要である。

表1－1　港北ニュータウンの特性とサイン計画の計画課題

	特　　性	計　画　課　題
i）計画的新市街地としての特性	①　短期間に大量に流入する人々によって，新たな地域社会がつくり出される。 ②　基盤的な施設の整備が十分整っている。 ③　今後の建築物等の整備いかんによっては，同質的な地区空間が形成される恐れがある。	㋐　新しい地域社会が醸成されるよう，そのしかけづくりとして，サイン計画が活用できないか。 ㋑　計画の理念，方針のもとに，望しいまちづくりのため進められてきた基盤的整備の考え方をサイン計画においても受け継ぎ，計画的なまちづくりをさらに推進していく。 ㋒　地区それぞれに特徴を与えて，個性あるまちづくりを図っていくために，サイン計画が役立てられないか。
ii）社会状況，生活意識としての特性	①　来住者のもつ生活ニーズは，ますます多様化し，また個性化することが予想される。 ②　港北ニュータウンにおいてもやがて高齢化社会を迎えることとなろう。 ③　日常的な生活活動を行う場の領域が自らの私的空間に止まらず，公共的空間に拡大し，ここにおいて活動の場が求められる。 ④　車社会の進展等により，居住者の行動領域が更に拡大し，また，多くの来街者が訪れることとなろう。 ⑤　情報化の進展により，居住者は多様で的確な生活情報を得ることをより一層求めることとなる。	㋐　多様化，個性化する居住者の生活ニーズに対応した装置づくりがサイン計画で考えられないか。 ㋑　公共的空間における地区住民の諸活動に対応した装置づくりをサイン計画において行い，住民相互のコミュニティ意識形成に役立てられないか。 ㋒　老人やハンディキャップ層に対するサイン計画上の配慮が必要とされる。 ㋓　地区住民の生活行動領域の拡大に対応して，また来街者の便宜を図るため，地区構造をわかり易く伝えるサインシステムが必要とされる。 ㋔　サイン計画において新しい技術を用いた情報伝達手段が取入れられないか。
iii）港北ニュータウンの計画特性	①　現況地形を生かした造成が行われている。 ……◦高低差がある ◦エッジグリーンの保全 ◦自然地形を残した公園 ②　地区の空間構成の要としての公園緑道と体系化された緑 ……◦港北地区の骨格としての公園緑道 ◦緑道系空間において貫かれている自然的環境の重視の精神 ◦多様なレクリエーション活動の器 ③　地域で培かわれてきた地域風土資源が保全され，計画に組込まれている。 ……◦文化財　◦集落　◦神社・仏閣　◦植生 ◦屋敷林　◦金石文　◦小動物　◦水辺 ◦七富士など ④　徹底した歩車分離 ……◦地区の主要施設をきめ細くネットワークする歩行者専用道路 ◦演出されている歩行空間（すみ違い，折れ曲り，広場）	㋐　ひとつの計画理念，方針のもとに進められてきた多様な港北地区の計画，設計作業を受け，これをサイン計画において体系化し，今後の地区空間構成に関わる作業の指針を示すことができないか。 ㋑　地区空間の多様さとひとつの空間構成理念に貫かれた統一性の双方を考慮すべきである。 ㋒　緑道系空間においては，緑の環境の質を低下させないようむしろ緑の存在をより印象づけるサイン計画が必要であり，またここでのレクリエーション活動をより快適にすることも考える。 ㋓　計画的に保全されている地区の風土資源を地区住民の日常生活に溶け込ませ，まちづくりに有力な武器として活用していくことをサイン計画で考えられないか。 ㋔　地区の日常的生活行動の場及び来街者の動線として，歩行者専用道路が重要な役割を果すことを重視すべきである。 ㋕　自動車の誘導は，明快な道路の段階構成に応じて行う必要がある。

	特　　性	計　画　課　題
ⅲ）港北ニュータウンの計画特性	⑤ 歩車融合空間の創造 ……◦コミュニティ道路 ⑥ 明快な道路の段階構成 ……◦幹線～コレクター道路～区画道路 ⑦ バランスのある住区構成 ……◦幹線道路で囲まれたブロックそれぞれが共通した空間構成を有する。 ⑧ 分散配置されている集合住宅地と保存緑地の組込み ……◦地区の重要な景観要素と連続的展開 ◦集合住宅地保存緑地と緑道空間の一体性 ⑨ 充実したマストラサービス ……◦地区の大半を覆う鉄道駅の徒歩圏 ◦歩行者専用道路とネットワークされたバスストップ ⑩ 複合的機能を有する大規模ニュータウンである ……◦都心機能（横浜市の副都心としてのタウンセンター） ◦住機能　◦生産機能　◦レクリエーション機能 ◦計画区域1,317ha，計画人口22万人（公団施行区域）	㋐ 地域社会のまとまりは，概ね計画条件によって規定されると考えられる。 ㋑ ボリューム感があり，重要な景観要素である集合住宅をサイン計画において，どのように位置付けていくか。また集合住宅地の保存緑地の保全，活用の方策についても言及する必要がある。 ㋒ 複合的機能を持ち，また大規模なニュータウンであることから，地区の構造をわかり易く伝えるサインシステムが必要とされる。
ⅳ）港北ニュータウンの事業特性	① 港北ニュータウンは，その基本理念のひとつである“住民参加のまちづくり”を推進していくため，区画整理事業の中で，申し出換地方式を採用し，事業実施の当初から住民参加を実現するとともに一方では計画的なまちづくりを実現しようとしている。 ② 区画整理事業によるニュータウン開発は，まちとしての基盤は十分整うものの，さらに良好なまちとしていくためには，上物の形態誘導を始めとして，よりきめ細かな方策が必要とされる。そこで港北ニュータウンでは，住民主体による“街づくり協定”を締結し，計画的で魅力あるまちづくりを実現しようとしている。 ③ 港北ニュータウンは，計画区域1,317ha，計画人口22万人（公団施行区域）の大規模ニュータウンであり，また区画整理事業により行われていることもあり，まちとして成熟するのには，相当の長期間を要することとなろう。 ④ 港北ニュータウンのまちづくりは今後，公団，市を始め，地権者，来住者，商店主等多様な主体がかかわり合いながら進められていくこととなる。	㋓ 港北ニュータウンの計画理念の大きな柱のひとつである“住民参加のまちづくり”を今後とも進めていくために，サイン計画においても住民自身の生活体験のもとに，サインづくりに参加していくという視点を重視すべきである。 ㋔ 今後，多様な主体によるまちづくりが更に展開していくことになるため，これまで進められてきた計画理念，方針に基づき，今後とも計画的なまちづくりが果たされるようサイン計画において，その指針を明かにするとともに，コントロールの方策についての提言を試みられないか。 ㋕ 長期的なまちづくりであることから，当面すべきことと長期的に対応すべきことを明かにしておく必要がある。 ㋖ 港北ニュータウンはこれまで先駆的な試みをいくつか行ってきていることから，サイン計画においても先駆性，モデル性を発揮していくことを考える。

(2)　サイン計画の目的

以上のようなサイン計画の計画課題に基づき，本計画の目的とするところは大きく次の２点に集約される。

〔Ⅰ〕 地区空間のアイデンティティー創出

港北ニュータウンでは，昭和５８年度にいよいよ第一次入居を迎えようとしており，まちづくりは次のステップに移行しつつある。

次のステップのまちづくりの主題は，来住者を始め，様々な主体によって展開されるまちづくりに対して，これまでの計画づくりの担保を図るとともに，これに血や心を通わせて，個性あふれたいきいきとしたまちづくりを進めていくことにあると考えられる。

このため，本サイン計画においては，これまでの地区空間形成の計画づくりをもう一度横断的に捉え直し，今後のまちづくりの指針としての地区空間の秩序化（全体系の構造化），と個性化（部分系の充実）の方針を示し，これにより，地区空間に豊かな表情を与え，わが街としてのアイデンティティーの創出に寄与していくことを第一の目的とするものである。

〔Ⅱ〕 地区構造をわかり易く伝えるサインシステムの確立

港北ニュータウンは，1,317ha，計画人口２２万人（公団施行区域）の大規模ニュータウンであり，目前に迫った第一次入居をスタートとして，今後多彩な都市活動が地区空間において展開されることとなる。

このため，本サイン計画においては，これまでの計画づくりを受け，これと現実の生活行動が円滑に対応した基本方針にある安全で高い水準のサービスが得られるまちづくりの実現をさらに推進するため，地区の構造をわかり易く伝え，また誘導するシステムづくりを第二の目的とするものである。

1－2　計画の概要

(1) 計画の枠組と手順

本サイン計画は，先の計画の目的を踏まえ，計画の枠組として「シンボル計画」と「標識・ストリートファニチュア計画」の２つに区分し行うものとする。

なお，タウンセンター地区については，検討の対象外としている。

i) シンボル計画

一般的に“シンボル”となりうるものは，シンボルタワー，シンボルモニュメントといった視覚的に目立つもの，空間として巨大なものから，信仰の対象となる神やイメージを凝縮した名称といった物として存在しないものまで広範囲に及ぶ。

本計画で対象とするシンボルは，主として空間として捉えられるもので次のような条件に適合するものと考える。

① 地区空間における空間構成の原則に沿い，その空間としての質をより高めることのできるもの。

② 地域社会において，わが街としての認識を高め，共通意識醸成に寄与するもの。

上記の２つの条件は，①はハード面において，②はソフト面において，地区空間のアイデンティティーを高めることに寄与しうるものと言い換えることができよう。また①については，無原則にシンボル化を果すのではなく，計画の理念，方針に基づくある空間構成の原則に沿ったシンボル化を果し，周辺と一体となったシンボル空間の形成を行おうとする意図であり，また②については，地域社会と遊離することなく，住民の共通の心の支えとして，わが街のシンボルを形成しようとする意図をもつためである。

こうした規定のもとに，本計画では次のようなアプローチにより，シンボル計画の検討を行った。

① シンボル計画は，具体的な地区空間との対応が必要とされるため，港北地区において典型的なパターンを有するモデルスタディ地区を抽出した。

② モデルスタディ地区において，シンボルとなりうるものの資源を抽出した。

③ シンボル資源の分布状況及びこれまでの計画・設計作業から，地区空間の体系化を試み，体系化された空間のカテゴリーごとに，その空間構成の質的方針，即ち，アイデンティティー創出の方針を示した。

④ この方針のもとに，シンボル資源のシンボル化の方策をメニュー的に提案した。

ii) 標識・ストリートファニチュア計画

標識・ストリートファニチュア計画は，本計画の目的とする地区空間のアイデンティティーの創出を側面的にサポートするとともに，第二の目的である地区構造をわかり易く伝えるサインシステムの確立に主として対応する領域である。

標識計画は地区住民及び来街者に対し，地区の構造や日々生活情報をわかり易く伝え

るシテムづくりであり，またストリートファニチュア計画は，住民の日常生活に対応し，その活性化を図るため，公共空間に置かれる道具類の計画を行うものである。

また，標識・ストリートファニチュア計画にあたって，本計画は次のような点を重視している。

① 標識・ストリートファニチュアは，重要な環境構成要素のひとつであり，またこれらにより空間のシンボル性をより高めることが出来ることから，その配置，デザインの方針はシンボル計画における方針を受けるものとする。

② 標識・ストリートファニチュア計画は，基本的には人々の生活行動のニーズを受けとめることから出発するものと考えられるため，ニーズ発掘の作業を行う。

以上のような考え方に沿い，本計画では次のようなアプローチにより，標識・ストリートファニチュア計画を検討した。なお，本計画では，公的な標識について主に取扱っている（ただし，交通規制標識は除いている）。また，タウンセンター地区は検討の対象から除外している。

① ニーズとして必要とされる標識・ストリートファニチュアのエレメントを，シンボル計画において用いたモデルスタディ地区を対象に抽出し，これらを既成市街地及び既計画市街地におけるフィールドサーベイ及びシンボル計画からの考慮事項から検討し，標識・ストリートファニチュアの配置，デザインの方針を設定した。

② 基本方針に基づき，公的標識・ストリートファニチュアを主体に，その設置基準案を作成し，同時に先のモデルスタディ地区においてシステムの検証を行った。

③ 標識・ストリートファニチュアの設置拠点について，モデル配置計画及びモデルデザインの検討を行った。

以上のように，本計画では大きく，シンボル計画と標識・ストリートファニチュア計画の２つに区分し，検討を進めたが，これらは独立した計画領域ではなく，相互に密接に関連したものであり，特にシンボル計画における方針は，標識・ストリートファニチュア計画の与件になるものと位置付けられる。

(1) 計　画　の　枠　組

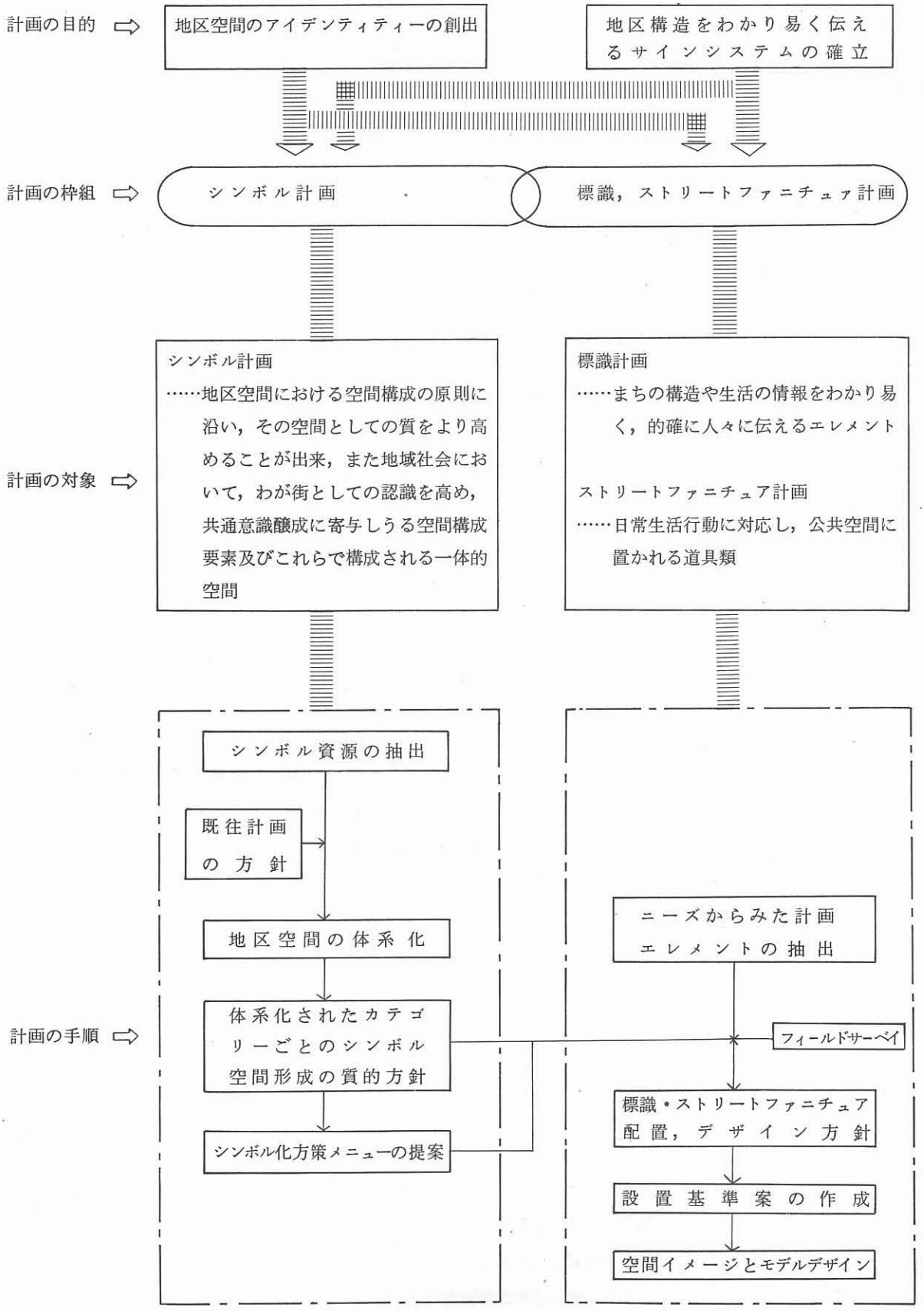
計画の目的
地区空間のアイデンティティーの創出
地区構造をわかり易く伝えるサインシステムの確立
計画の枠組
シンボル計画
標識，ストリートファニチュア計画
計画の対象
シンボル計画
……地区空間における空間構成の原則に沿い，その空間としての質をより高めることが出来，また地域社会において，わが街としての認識を高め，共通意識醸成に寄与しうる空間構成要素及びこれらで構成される一体的空間
標識計画
……まちの構造や生活の情報をわかり易く，的確に人々に伝えるエレメント
ストリートファニチュア計画
……日常生活行動に対応し，公共空間に置かれる道具類
計画の手順
シンボル資源の抽出
既往計画の方針
地区空間の体系化
体系化されたカテゴリーごとのシンボル空間形成の質的方針
シンボル化方策メニューの提案
ニーズからみた計画エレメントの抽出
フィールドサーベイ
標識・ストリートファニチュア配置，デザイン方針
設置基準案の作成
空間イメージとモデルデザイン

(2) 計 画 の 骨 子

□ シンボル計画

① 計画の目的と範囲	港北ニュータウンの計画理念，方針に基づき，これまで行われてきた各種計画・設計作業を受けて，地区空間にさらに豊かな表情を与え，わが街としてのアイデンティティーを創出しうるシンボル空間形成のための基本的方針とシンボル化の方策を示す。
② 計画の対象	地区空間における空間構成の原則に沿い，その空間としての質をより高めることが出来，また地域社会において，わが街としての認識を高め，共通意識醸成に寄与しうる空間構成要素及びこれらで構成される一体的空間を対象。
③ シンボル空間形成にあたっての地区空間の体系化	シンボル空間の形成は，無原則に行うのではなく，地区空間の特性に応じて，一定の原則をもつものとする。このため，まず港北ニュータウンの地区空間を次のような3つのカテゴリーに分類し体系化する。 i）系 類似した空間イメージが地区空間を軸状に連続的に展開し，ひとつのまとまりのある空間イメージを連続的に認識しうる動線的空間。 系は次の3つにさらに分類される。 緑　道　系 幹線歩行者専用道路系 幹　線　道　路　系 ii）圏　域 ニュータウン住民の生活行動の広がりに応じて形成される生活領域的空間。港北ニュータウンにおいては概ね次の7段階の圏域のヒエラルキーによって構成されると捉えられ，本計画では特に段階③を日常的圏域として位置付ける。 ①隣戸単位～②街区単位～ [③街区ブロック単位] ～ ④住区ブロック単位～⑤幹線ブロック単位～ ⑥駅勢圏単位～⑦港北ニュータウン iii）節 ひとつのまとまりある空間イメージが軸状に展開する空間領域である〈系〉と，住民の日常的な生活行動に対応した空間領域である〈圏域〉が多種に重なりあうエリアを〈節〉として位置付け，地区空間構成上の節目としていく。

④ 体系化されたカテゴリーごとの空間構成の質的方針	系（緑道系，幹線歩行者専用道路系，幹線道路系），圏域（本計画では，段階③の街区ブロック単位を対象），節，それぞれの体系化された空間カテゴリーごとの空間構成の質的方針を次のように定め，これに沿ったシンボル空間の形成を図るものとする。 ⅰ）系 港北ニュータウン全体として，系ごとに同質性のある空間構成を図っていく。 ○緑　道　系 港北ニュータウンの計画理念に沿い，地域に以前から存在する地域風土資源を計画的に担保してきている空間であり，今後ともニュータウンの計画理念を受け継ぎ地域風土資源を継承していく空間として，その担保と活性化を図るものとする。 ○幹線歩行者専用道路系 緑道系のこれまで地域が培かってきた自然的，歴史的，文化的空間と対比し，今後生み出されていく多様な都市活動を受けとめる場として，これにふさわしい質の高い都市的空間の形成を計画的に図るものとする。 ○幹線道路系 車両交通の主要動線としての円滑性，わかり易さを主眼とすることから，機能性，明解性のある空間構成とする。 ⅱ）圏　域 おのおのの生活圏の特性に応じた特色のある空間構成を図り，地域社会としてのまとまり，特徴づけ，個性化を図るべき空間とする。 ⅲ）節 連続する同質性のある空間としての＜系＞と個性化された空間としての＜圏域＞相互の空間的要請事項を受けとめ，シンボル性をより高めていく戦略的拠点として，一層の空間構成上の配慮を行っていくものとする。
⑤ シンボル化方策メニューの提案	＜系＞，＜圏域＞，＜節＞ごとの空間構成の質的方針に基づき，モデルスタディ地区において抽出したシンボル資源のシンボル化方策メニューを提案し，今後のまちづくりのひとつの指針とする。（第2章第4節を参照）

□ 標識・スリートファニチュア計画

① 計画の目的と範囲	目前に迫った第一次入居をスタートとし，今後多様に展開される港北ニュータウンにおける生活行動，都市活動を円滑にし，かつ豊かにするため，地区構造や生活情報をわかり易く伝えるサインシステムの確立及び装置化を行い，その配置，デザインの方針を示す。
② 計画の対象	標識については，次のようなものを対象とし，主として公的なものを取扱った。ただし交通標識については対象外とした。 ○定点系標識

○誘導系標識
○案内系標識
○その他標識（ゲートサイン，説明表示，禁止注意表示，位置指定表示）

ストリートファニチュアについては，主に次のようなものを対象とした。

○ベ　ン　チ
○ダストボックス，灰皿
○パーゴラ，シェルター
○電話ボックス
○照　　明

③ 計画の方針

標識・ストリートファニチュア計画の方針は，次の4点である。

＜1＞ 地区構造のわかり易さの確立

地区の主要動線及び結節点を「サイン軸」「サイン拠点」として位置付け，標識・ストリートファニチュア群の集中的配置を行う。「サイン軸」，「サイン拠点」は次のように設定する。

- ○サイン軸
  - 対歩行者……幹線歩行者専用道路，緑道
  - 対自動車……幹線道路
- ○サイン拠点
  - 対歩行者……歩行者専用道路広場，センター広場，バス停
  - 対自動車……幹線道路交差点
    幹線道路ニュータウン入口部

＜2＞ 集約化，簡素化の確立

設置する標識・ストリートファニチュア群は，必要最少限のものとし，氾濫による混乱を避ける。また，個々ばらばらに設置するのではなく，可能な限り集約化し，ユニット化を図り，乱立を避ける。

＜3＞ 街のアイデンティティー向上へのサポート

シンボル計画の方針を受けた標識・ストリートファニチュアの配置デザインによって，シンボル空間形成のサポートを積極的に図っていく。また，地区の案内，誘導システムにシンボル資源を有効に活用する。

＜4＞ コミュニケーションの広がりを生む装置づくり

住民相互の連帯感醸成に寄与する装置づくりを積極的に行う。

④ 標識・ストリートファニチュア設置基準	(1) 標識・ストリートファニチュア設置の基本的事項 1) 設置システムの基本的事項 ○対自動車の案内誘導メインシステムは幹線道路(サイン軸)と幹線道路交差点(サイン拠点)における誘導系標識を主体とする。 また，サブシステムとして，幹線道路，同交差点及びバス停に定点系標識を設置し，誘導をサポートする。コレクター道路との交差部は標識による誘導を避け，シンボル資源を活用したもの(後述するゲートサイン)を考える。また，幹線道路から特定施設(公益施設等)への誘導は原則的に行わない。 ○対歩行者の案内誘導メインシステムは，バス停(バスベイ及びその上部歩行者専用道路上)及び歩行者専用道路広場，それぞれのサイン拠点における案内系標識を主体とする。また，サブシステムとして，対歩行者サイン拠点(バス停，歩行者専用道路広場)において誘導系標識を設置し，また適宜サイン軸(幹線歩行者専用道路)を中心に定点系標識を設置する。 緑道においては，ここでのレクリエーション活動をより豊かにする標識・ストリートファニチュア群を設置する。 ○道路交通標識，町名地番表示は，既定の設置システムに基づき設置することを原則とする。 ○ニュータウンの導入部，街区ブロックの入口部等においては，シンボル資源等を活用したゲート性を持たせたゲートサインを考え，今後実現化に向けての誘導を図る。 ○禁止，注意表示及び位置指定表示は，その表示が必要とされる場所に設置することを原則とする。 ○商業表示(広告，看板)については，センター内広場及びバス停において，予め設置できるスペースを確保しておく。ただし宅地内の広告，看板類の設置については，今後適切なコントロール方策を検討していくものとする。 ○ストリートファニチュアについては，対歩行者サイン拠点(バス停，歩行者専用道路広場，センター広場)において，標識類と一体となって集約的に設置するものとする。 ○照明については，幹線道路，幹線歩行者専用道路，緑道において原則的に設置し，その他は必要に応じ設置の検討を行うものとする。 2) デザインに関する基本的事項 ○標識・ストリートファニチュア群のデザインは，シンボル計画において位置付けた3つの空間カテゴリー(系，圏域，節)における空間形成指針に従うことを原則とする。 ○サイン軸(幹線道路，幹線歩行者専用道路)及び緑道に設置する標識・ストリートファニチュアは，一部を除きその系ごとにデザイン統一を図ることを原則とする。 ○歩行者専用道路広場のサイン拠点に設置するストリートファニチュ

アは，地区ごとの個性を生かした特徴づけを図る。

- ○公園及び宅地内における標識・ストリートファニチュアは一部を除き，それぞれの施設内でトータルデザイン化を図るものとする。
- ○サイン拠点において集約してユニット設置を図る標識・ストリートファニチュア群は，これらのトータルデザインを図るものとする。
- ○幹線道路に設置する交差点名称，方面表示，及び一部を除く町名地番表示は既定のデザインで対応するものとする。
- ○商業表示（広告，看板）については，予め用意されるセンター内広場及びバス停における広告掲示スペースにおいては，広告主の個性が失われないよう配慮しつつデザインコントロールを行うものとし，その他の広告，看板類は別途デザインコントロールの手法を検討するものとする。
- ○老人や幼児にもわかり易い情報のデザイン化（ピクトグラム化等）を考慮するとともに，ハンディキャップ層に対する伝達手段の配慮も別途行うものとする。

第2章　シンボル計画

第2章　シンボル計画

2－1　モデルスタディ地区の設定

シンボル計画の立案にあたっては，地区の空間構成及び空間的特性の把握が前提となることから，本調査では次のようなモデルスタディ地区を設定し，ここでの具体的な検討に基づいて行うこととした。

モデルスタディ地区は，以下の条件を考慮し設定した。

① 港北地区の空間構成上典型的なパターンを有すること。

② 港北地区における計画構成要素が概ね含まれていること。

③ 住区としてのまとまりを有すること。

④ 事業進捗が早く，地区の空間構成のアウトラインが把握できること。

⑤ 詳細な空間構成が把握しうる規模であること。

以上のような条件を満たすものとして，図２－１のような区域をモデルスタディ地区として設定した。

図２－１　モデルスタディ地区の位置

設定したモデルスタディ地区は，公団施行区域の第二地区に位置し，幹線道路で囲まれた２ブロックの規模で，概ね２中学校区（町割案による統合名範囲）と対応し，57年度供用開始区域の大半を含む区域である。

モデルスタディ地区における主な土地利用は次の通りである（図２－２）。

- 駅前センター　＜ヘ＞　（一部）
- 近隣センター　＜リ＞
- 地区４号公園
- 緑道４号
- 小学校４校，中学校２校
- 集合運動場２ケ所
- 集合住宅地，14，15，16，17，18ブロック

なお，モデルスタディ地区分析のための前提的条件として，地形コンター図，小・中学校区図，町割図（案），主要ネットワーク図等を示しておく。
（図２－３～２－６）。

図２－２　モデルスタディ地区における土地利用計画図

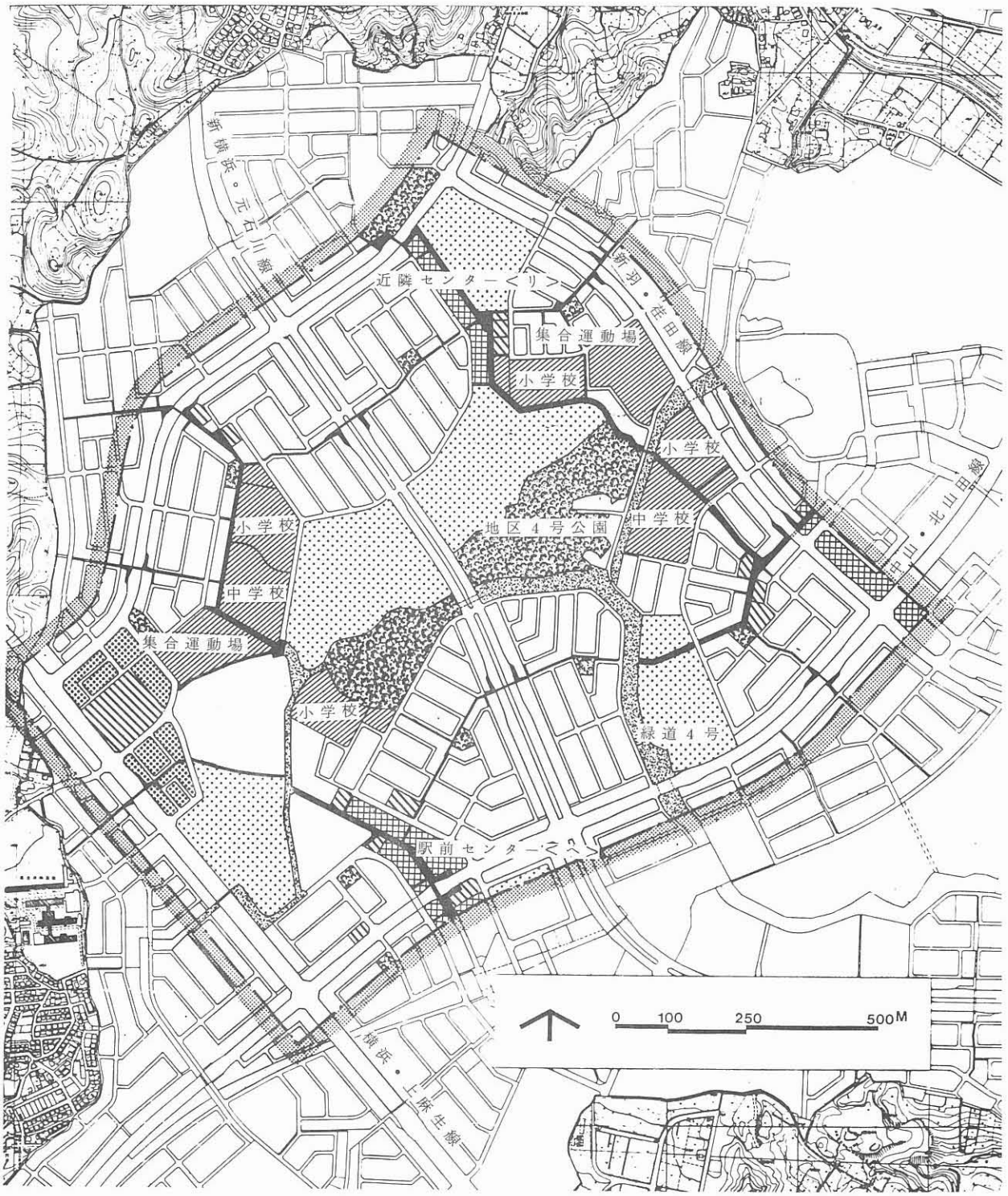

歩行者専用道路
公園・緑地
緑　道
教育施設
商業施設
その他公益的施設
集合住宅地
工場用地

図２－３　モデルスタディ地区における地形コンター図

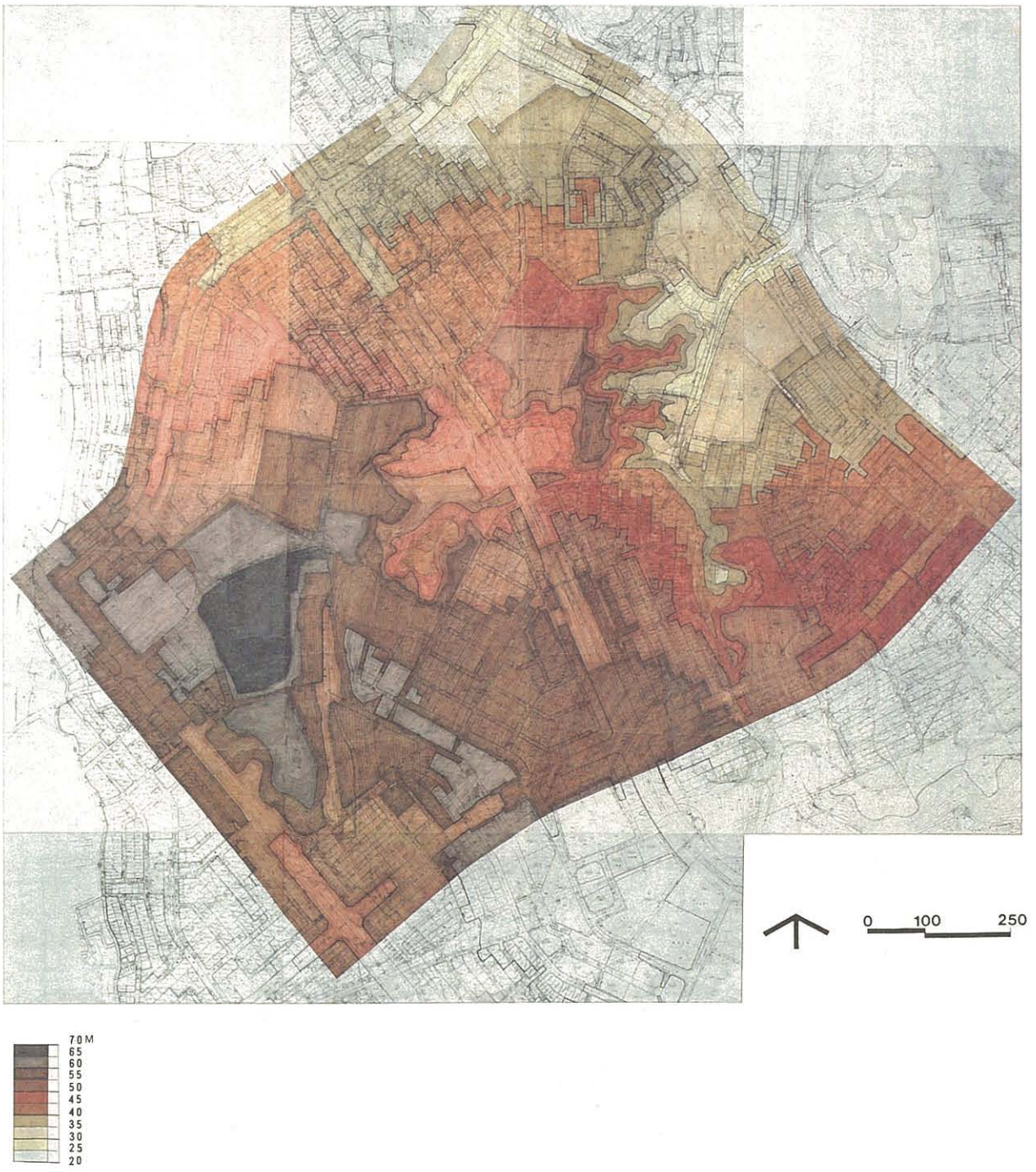

図２－４　モデルスタディ地区における小中学校区図

図２－５　モデルスタディ地区における町割図（案）

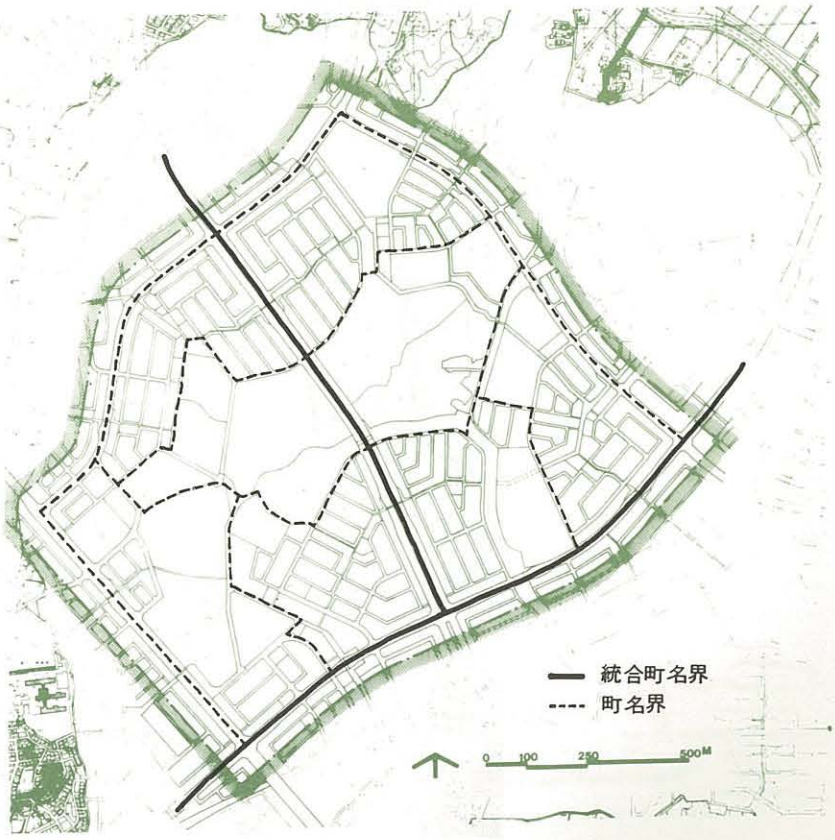

図２－６　モデルスタディ地区における主要ネットワーク図

緑　道

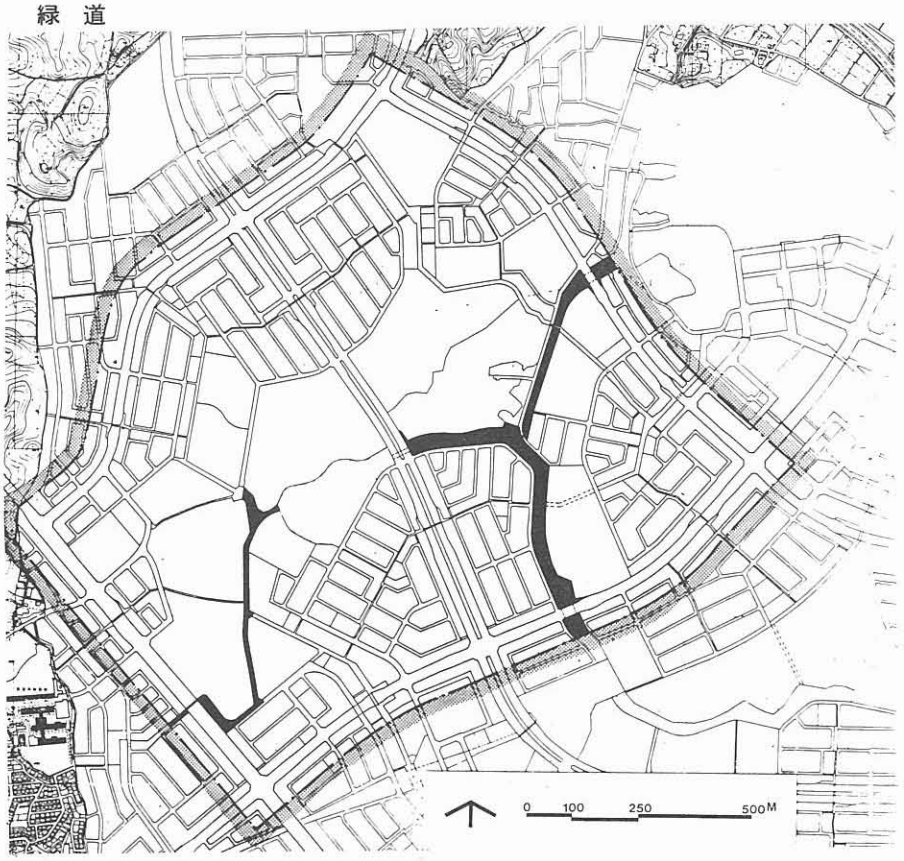

歩行者専用道路

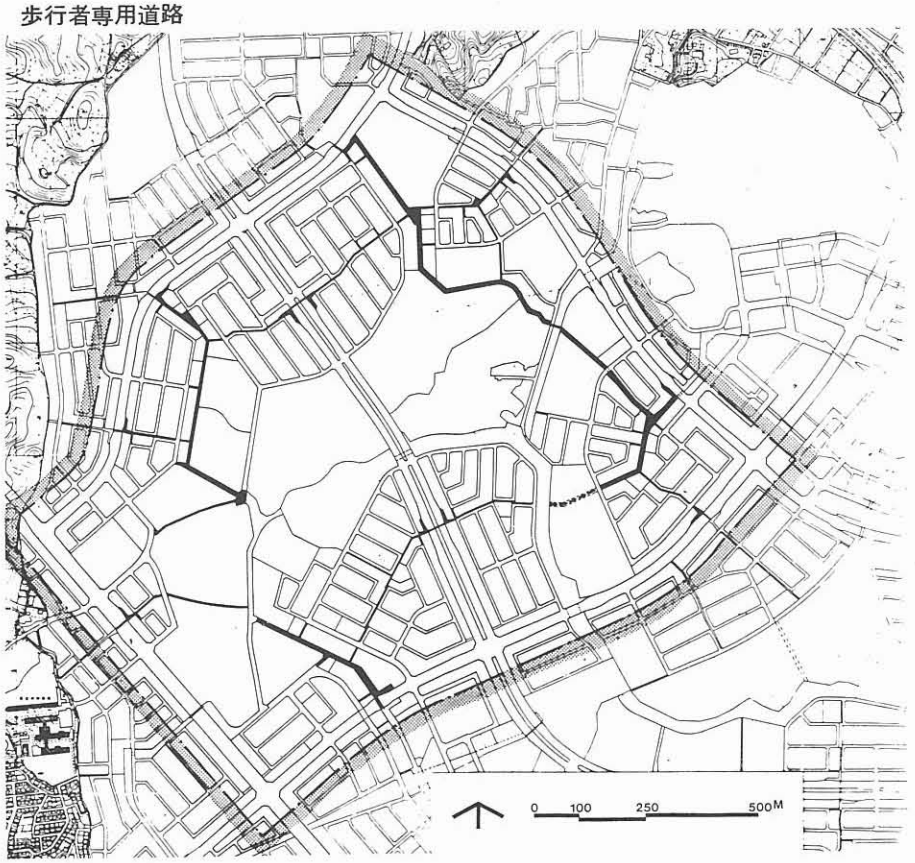

幹線道路

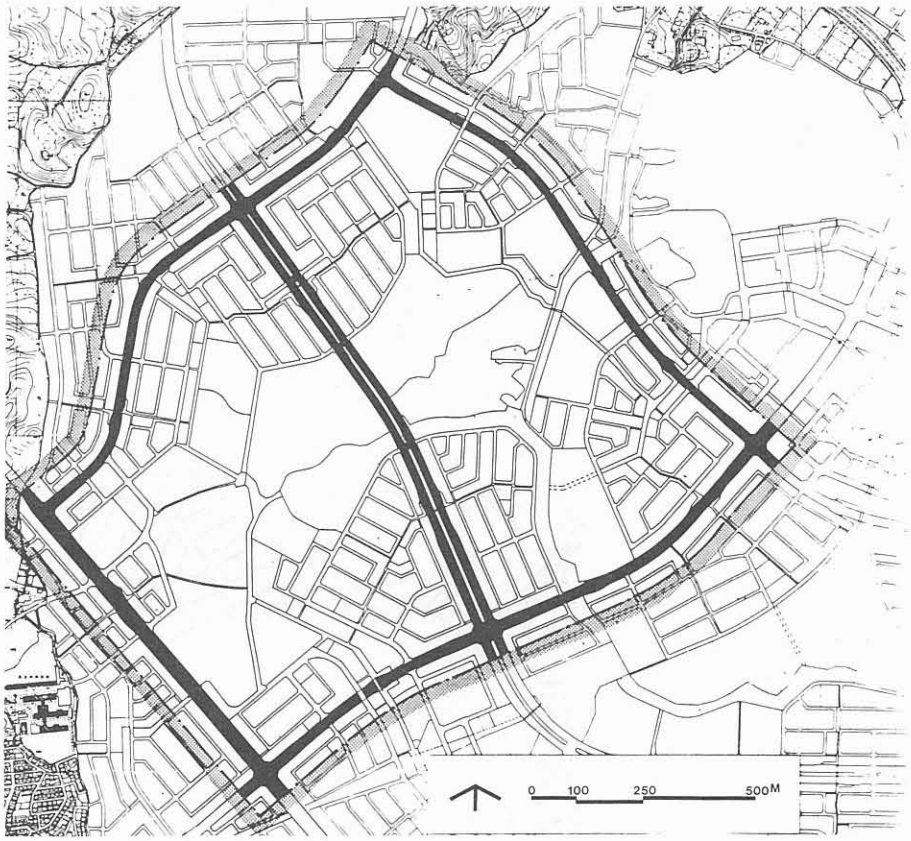

集散街路

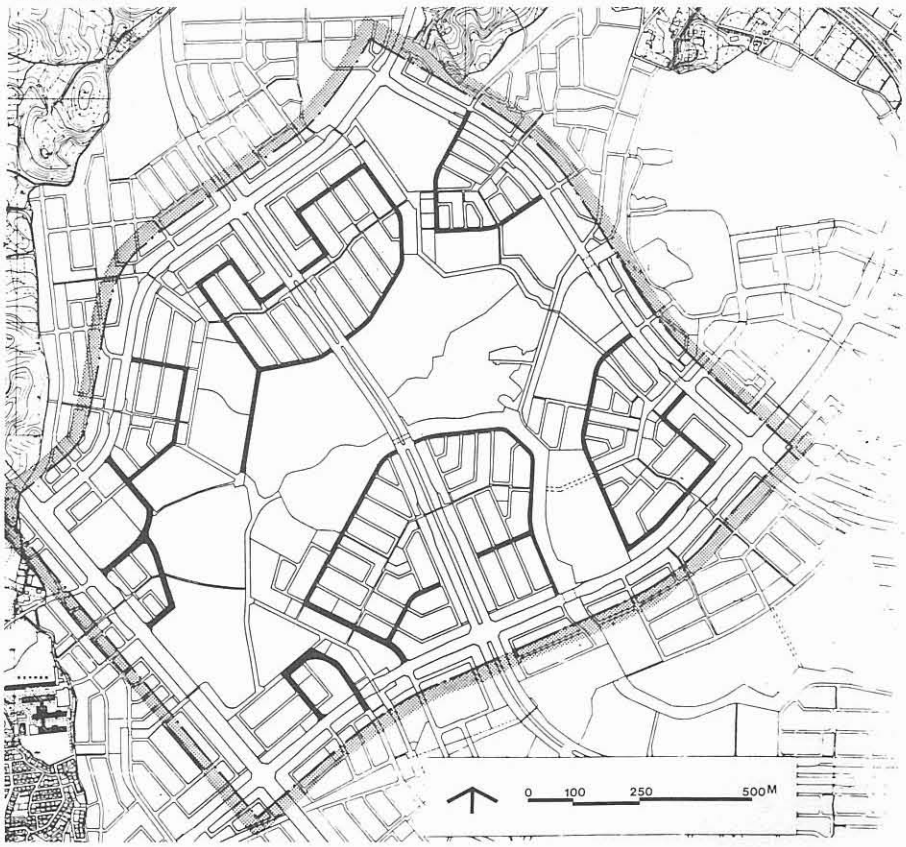

区画街路

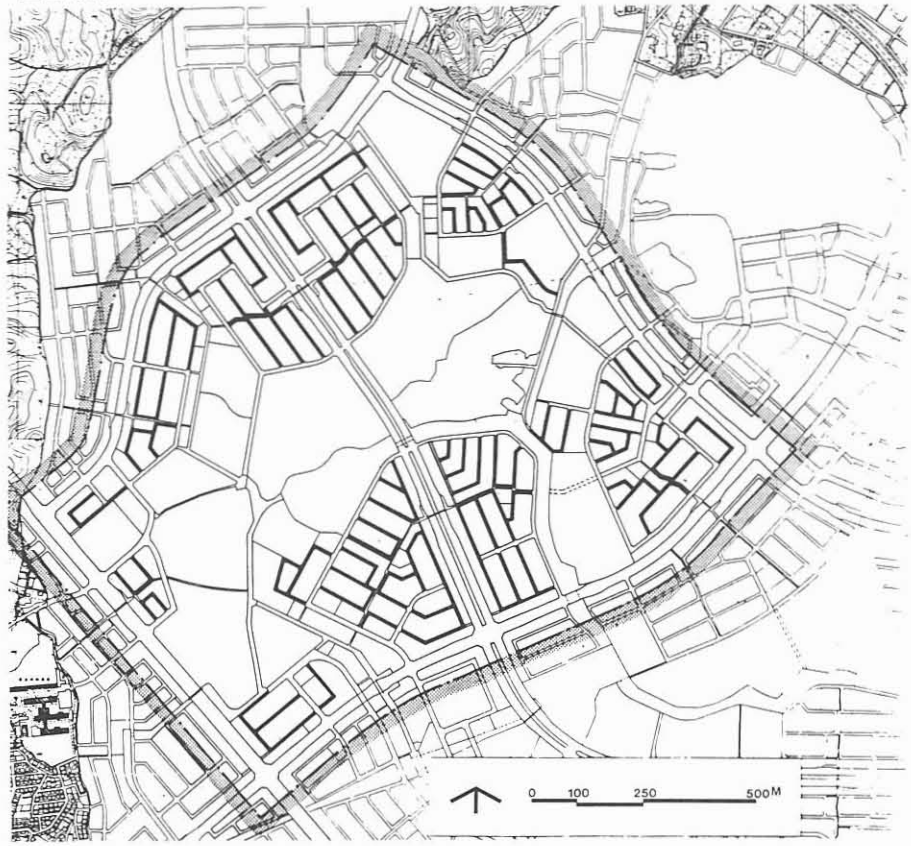

2－2　シンボル資源の抽出

モデルスタディ地区における空間エレメントの中から，次のような要素をもつものに着目し，シンボル資源を抽出した。

- 自然的資源
- 歴史的資源
- これまでに地域で形成されてきた文化的資源
- 景観にアクセントを与えるもの
- 空間としての存在感が大きく，ランドマークとなるもの
- 日常の生活行動やコミュニティ活動の軸や接点となるもの

上記の要素ごとに，モデルスタディ地区におけるシンボル資源を抽出すれば，表２－１，図２－７のように示される。

抽出したシンボル資源をその形成のされ方からみると，大きく次の２つに区分される。

① これまでの港北ニュータウンの計画，設計作業において，計画的に継承されてきた地区に以前から存在する地域風土資源。

② 都市的な空間を生み出すために，人工的に創出される資源。

上記のうち，①については既にシンボル資源として地区空間に存在しているものであり，この存在が港北ニュータウンの空間構成上大きな特性を与えている。今後はこれらの資源を港北ニュータウンのものとしてシンボル化していくための諸方策が検討されることが必要である。一方，②については今後地区空間にその姿を現わしてくるものであり，今後の計画，設計作業においてシンボル化という視点からのアプローチが必要とされよう。

いずれにしろ，ここで抽出したものは，将来港北ニュータウンのシンボルとして守り育て，また作り出していく可能性のあるエレメントであり，真のシンボルとしていくためにはシンボル化の過程が重要となる。

表２－１　モデルスタディ地区におけるシンボル資源の抽出結果

区　分	シンボル資源		内　容
A. 自然的，歴史的文化的資源	A－1 保存緑地	(ア)	地区４号公園及び集合住宅地17ブロック一帯の斜面樹林地である。コナラ，クヌギ，サワラ，クリ等を中心とした二次林であり，文化財（A－４）やビューポイントとなりうる山（A－６－(ア)，A－６－(イ)）が含まれる。
		(イ)	集合住宅地16ブロックの中央を南北に貫ぬく斜面樹林地であり，南側は緑道及び地区４号公園と一体化した緑の空間を形作っている。港北地区の風土林であるエゴノキが多く残されている。
		(ウ)	地区４号公園の幹線道路（新横浜・元石川線）を挟んだ西側の部分で，池（A－２）をとり囲むように保存されている南斜面樹林地である。スギ，ヒノキを中心とし，ビューポイントとなりうる山（A－６－(ウ)）が含まれる。上記(イ)とは緑道を挟んで一体とした空間として認識される。
		(エ)	集合住宅地14ブロック西側の緑道４号緑地に接する斜面樹林であり，サワラ，エゴノキ等の二次林及びスギの列植がみられる。緑道からの景観上重要な緑となる。
		(オ)	集合住宅地18ブロックの東，西，南側をとり囲んでいる斜面樹林地であり，東側において緑道５号緑地，西側において幹線道路，横浜・上麻生線に接する。クヌギ，サワラ，エゴノキ等が分布している。
		(カ)	出光グランド内の保存樹林であり，グランドをとり囲むように存在する。出光グランドは標高７０ｍ程度あり，モデルスタディ地区において最も高い地域にあたることから，四方からの眺めが期待できる。
	A－2 池		地区４号公園には，保存樹林（A－１－(ウ)）に囲まれた湧水池（約4,000㎡）があり，タナゴ，ヤンマ等の生息が認められている。三方を保存樹林に囲まれていることから，周辺からの認識性にやや劣る。
	A－3 せせらぎ		地区４号公園の湧水池（A－２）を主たる水源とするせせらぎが緑道４号緑地に計画されている。
	A－4 文化財		地区４号公園内保存樹林地（A－１－(ア)）の一部に縄文時代と想定される埋蔵文化財の存在が確認されている。この地点は標高60ｍ近くあり，地区の主要なビューポイントにもなっている。
	A－5 集　落		地区4号公園内保存樹林（A－1－(ア)）に接して谷部に数戸の概存家屋が存在する。この区域を含み総合公園に至る一帯は，「港北地区総合緑化計画」の中で歴史的文化的景域に位置付けられている。
	A－6 山，丘	(ア)	地区４号公園内保存樹林（A－１－(ウ)）内にある小高い丘であり，標高は60ｍある。特に地区４号公園に隣接する緑道方面からのビューポイントになりうる。 また北側に湧水池（A－２）が存在する。
		(イ)	地区4号公園内保存樹林（A－1－(ア)）内にある小高い丘であり，標高は約60ｍ，この地点に埋蔵文化財を擁している。幹線道路（新横浜・元石川線）より西側の地区４号公園内及び南側の独立住宅地からのビューポイントになりうる。

区　　分	シンボル資源		内　　容
A. 自然的，歴史的文化的資　源	A－6 山，丘	(ウ)	集合住宅地17ブロックと地区公園4号の境界の保存樹林（A－1－(ア)）内に位置し，標高は約55m，17ブロック集合住宅地及び，東側独立住宅地からのビューポイントになりうる。
		(エ)	モデルスタディ地区外であるが，地区内の荏田近隣センター内ペデからのビューポイントになる近隣12号公園内の標高約55mをもつ丘である。
B. 景観にアクセントを与える資源	B－1 アイストップ	(ア)	荏田近隣センターのペデ南方向から集合住宅地15ブロックがアイストップとなる。
		(イ)	荏田近隣センターのペデ北方向から集合住宅地17ブロックがアイストップとなる。
		(ウ)	歩行者専用道路から，集合運動場及びその法面がアイストップとなる。
		(エ)	緑道5号緑地が3方向交差する地点であり，集合住宅地16ブロック及び出光グランドの保存樹林（A－1－(イ)，A－1－(カ)）と小学校がアイストップとなる。
		(オ)	駅前センター＜へ＞のペデから，集合住宅地18ブロックの保存樹林（A－1－(オ)）がアイストップとなる。
	B－2 長大法面	(ア)	集合住宅地15ブロックが新羽・荏田線に面するコーナーの長大法面であり，車両にとってスケール感の大きい存在となる。
		(イ)	集合住宅地16ブロックが独立住宅地コレクター道路に面する長大法面である。
		(ウ)	集合住宅地17ブロックが歩行者専用道路幹線と接する部分の長大法面である。
		(エ)	地区4号公園南側が独立住宅地コレクター道路と接する部分の長大法面である。
		(オ)	出光グラウンドが工場用地コレクター道路と接する部分の長大法面である。
	B－3 坂　道	(ア)	荏田近隣センターに隣接する独立住宅地コレクター道路の坂道で南東方向に向った緩やかな上り坂（約2％勾配）。
		(イ)	中学校と集合運動場に挟まれた歩専道の坂道で，南東方向に向った比較的急な上り坂（約5％勾配であり，上りきったところに広場をもつ。
		(ウ)	集合住宅地17ブロックと小学校に挟まれた歩専道幹線の坂道で西方向に向った比較的急な上り坂（5～6％勾配）であり，上りきったところから荏田近隣センターとなる。また，この坂道に沿って17ブロック集合住宅地の長大法面（B－2－(ウ)）がある。
		(エ)	集合住宅地18ブロックと出光グラウンドに挟まれた歩専道の坂道で東方向に向った上り坂であり，一部急勾配（7～8％）の箇所がみられる。またこの坂道に沿って18ブロック集合住宅地の長大法面（B－2－(オ)）がある。
		(オ)	地区公園4号と一体となった緑道に接する独立住宅地のコレクター道路の坂道で西方向に向った緩やかな上り坂（約3％勾配）。

区　　分	シンボル資源	内　　容
B．景観にアクセントを与える資源	B－4 街　路　樹	モデルスタディ地区をとり囲む幹線道路（中山・北山田線，新羽・荏田線，横浜・上麻生線）と中央を南北に横切る幹線道路(新横浜・元石川線)沿い両側には6～7m毎に街路樹が整備される。新横浜・元石川線は中央分離帯が植栽される。
C．空間の存在感が強くランドマーク資源となる	C－1 橋　梁	モデルスタディ地区においては，合計12の橋梁が概ね200～500m 間隔で整備され，その大半が歩専道もしくは緑道の橋梁である。なお橋梁の検討方針については，「港北地区橋梁計画設計」において既に示されている。
	C－2 長大擁壁	集合住宅地15ブロックに接するコレクター道路と新羽・荏田線が交差するバスベイ周辺が高さ8m程度の長大擁壁となる。
	C－3 トンネル	緑道5号緑地と新羽・荏田線及び中山・北山田線が交差する部分で2箇所トンネルとなっており，緑道が幹線道路をアンダーする形である。
	C－4 高圧鉄塔	地区を南北に横切る新横浜・元石川線の中央分離帯にほぼ250m間隔で高さ70mの高圧鉄塔が配置される。
	C－5 焼却場煙炎	モデルスタディ地区の南端から約300m外の新横浜・元石川線沿いにごみ焼却場が計画されており，ここの煙炎はモデルスタディ地区内は勿論のこと周辺からその存在感が広く認められる。
	C－6 集合住宅 地住棟	集合住宅の住棟はボリューム感があり，また連続した存在感を認識させる。モデルスタディ地区には5ブロックの集合住宅地が計画されており，一部のブロックでは既に建設が進められている。また多くの場合は集合住宅地の保存樹林と一体となった空間構成をもつこととなる。
D．日常の生活行動やコミュニティ活動の軸や接点となる資源	D－1 地　区 4号公園	モデルスタディ地区の中央，新横浜・元石川線に挟まれて地区4号公園が存在する。整備計画によれば，ほぼ現況地形を生かした自然的環境の空間構成がなされ，園路が公園内を巡っており一部に湧水池（A－2），運動広場（約7,000㎡）をもつ。このため，ここでのレクリエーション活動は自然体験型的なものが主となることとなろう。また地区4号公園は保存樹林を主とする豊かな緑の空間をもち，また地形的にも全体として小高い丘であることから，先のランドマーク的資源としての性格も併わせ持つ。
	D－2 児童公園	コレクター道路に囲まれた独立住宅地の住区ごとに児童公園が計画されており，多くの場合コミュニティ道路に接している。整備計画によれば，幼児・児童の遊び，利用のし易さに重点を置いた設計となっている。
	D－3 緑　道	モデルスタディ地区には，緑道4号及び5号緑地が計画されており，地区4号公園，集合住宅地の保存樹林と一体となった緑の空間が形成される。特に地区4号公園から北に伸びる緑道4号緑地は総合公園（モデルスタディ地区にほぼ隣接）に至るルートとして，これとの関わりが生じてこよう。緑道は主として，レクリエーション活動の動線として機能される。

区　　分	シンボル資源	内　　容
D．日常の生活行動やコミュニティ活動の軸や接点となる資源	D－4 歩行者専用道路及び広場	幹線道路と直交する形で，地区内の諸施設を格子状にネットワークしている。交差部においては多くの場合広場が形成され，また独立住宅地内においては歩車共存空間としてのコミュニティ道路となる。歩行者専用道路は主として，通勤，通学，買物などの目的型動線として機能される。
	D－5 小学校,中学校，幼稚園	ほぼ幹線道路に囲まれたブロックに中学校1校，小学校2校，幼稚園2園が計画されており，幼児，児童，生徒の活動の場として，また施設の地域開放に伴うコミュニティ活動の場として利用される。多くの場合歩行者専用道路沿いに計画されている。
	D－6 集合運動場	中学校1校，小学校2校に1箇所の割合で計画されており，教育施設としての体育，スポーツの活動の場及び，地域開放による中学校区圏域住民を対象とした日常型スポーツレクリエーション活動の場として利用される。
	D－7 近隣センター<リ>	地区4号公園の北側に計画されており，近隣性商業施設，近隣対応公益施設等が整備されることにより，当センター徒歩圏における都市的活動の核として機能する。
	D－8 駅前センター<ヘ>	モデルスタディ地区には，駅前センター<ヘ>の一部が含まれており，駅勢圏に対応した区域における都市的活動の核として機能する。
	D－9 コミュニティ道路	独立住宅地における日常的生活行動の軸となる。

図２－７　モデルスタディ地区におけるシンボル資源の抽出

2－3　シンボル空間形成のための基本方針

港北ニュータウンにおけるシンボル形成にあたっては，前節で抽出したシンボル資源の分布特性を踏え，またこれまでの進められてきた港北ニュータウンに関わる計画・設計作業の諸方針などから，まずモデルスタディ地区の空間構造の体系化を試み，このカテゴリーごとの空間構成の質的方針，目標を定め，これに沿ったシンボル空間の形成を果していくものとする。

これは，シンボル資源個々ばらばらに無原則にシンボル化を果していくのではなく，体系化された空間カテゴリーの方針に沿ったシンボル資源のシンボル化を図り，ニュータウン全体としての空間のまとまり，個性化の法則を保ちつつ個々のシンボル資源のもつ特性をより一層引き出し，効果的なシンボル空間の形成を図っていこうとするものである。

(1) シンボル資源の分布特性

前節で抽出されたシンボル資源の分布特性をみると，次のような点が指摘される。

① 緑道沿いの空間には，これまで古くから地域で培かわれてきた地域風土資源の多くが分布し，地域が元来から有する自然的，歴史的，文化的空間としての一体性と総合性を有している。また，特に緑道の地区４号公園及び集合住宅地保存樹林を含む一帯の空間には多様な地域風土資源を有している。

② 歩行者専用道路の幹線沿いには，これから形成される都市的空間を構成しうる多くの資源を持ち，都市的空間としての一体性及び連続性を有している。

③ 幹線道路沿いには，上記の２つと比べシンボル資源はあまり見るべきものはなく，また同一資源のくり返しが特徴的である（橋梁，街路樹など）

④ 独立住宅地内におけるシンボル資源はあまり見られず，また，資源そのもののもつ周辺空間への影響も大きくなく，ほぼ住区内のまとまりの中で捉えられるものである。

(2) 地区空間の体系化

シンボル資源の分布特性，地区の空間条件から，モデルスタディ地区を，ニュータウン全体としての空間のまとまりを持つべき空間領域としての＜系＞と，個性化を図るべき空間領域としての＜圏域＞と，双方の空間的要請を受け，シンボル性を一層高めるべき空間領域としての＜節＞の３つにカテゴライズする。

1）＜系＞，＜圏域＞，＜節＞の考え方

ⅰ）＜系＞

類似した空間イメージが地区空間を軸状に連続的に展開されて，ひとつのまとまりのある空間イメージを連続的に認識しうる動線的空間。

モデルスタディ地区においては，次のような3つの系によって構成されていると解釈される。

系	構成される空間の質的イメージ	主に関連する空間構成要素
① 緑道系	静的空間 情緒的空間	緑道，地区4号公園，保存樹林，水辺地（池，せせらぎ），集落，屋敷林，文化財，＊神社，＊仏閣，＊金右文
② 幹線歩行者専用道路系	動的空間	歩行者専用道路及び広場，集合住宅，独立住宅，各種公益的施設（小・中・高校，集合運動場など），近隣センター＜リ＞，駅前センター＜ヘ＞
③ 幹線道路系	機能的空間	幹線道路，橋梁，バスベイ，高圧鉄塔，沿道利用施設，＊ごみ焼却場

（＊印は，モデルスタディ地区には存在しないが資源として補足してある。）

ii）＜圏域＞

上記のいわば軸的，動線的な空間構造のカテゴリーとともに，地区住民の生活行動領域と対応した面的な広がりをもつ空間構造が存在すると捉えられる。

港北ニュータウンにおいては，そのマスタープラン及び生活圏構成に関わる既往計画事項から判断して，図2－8のような圏域のヒエラルキーによって構成されると考えられる。

また，このヒエラルキーごとに想定される住民のアクティビティを整理すれば表2－2のように示される。

なお，モデルスタディ地区は，段階⑤の幹線道路ブロック単位までで構成されているが，ニュータウン全体としては，さらに段階⑥，段階⑦が存在すると考えられる。

この中にあって，段階③の街区ブロック単位は，既に基盤整備として日常的なまとまりを持つよう計画されており，また将来の町割単位とほぼ一致することから，本計画では，この段階③を＜圏域＞として位置付けるものとする。

図2－8　港北ニュータウンにおける生活圏域のヒエラルキー

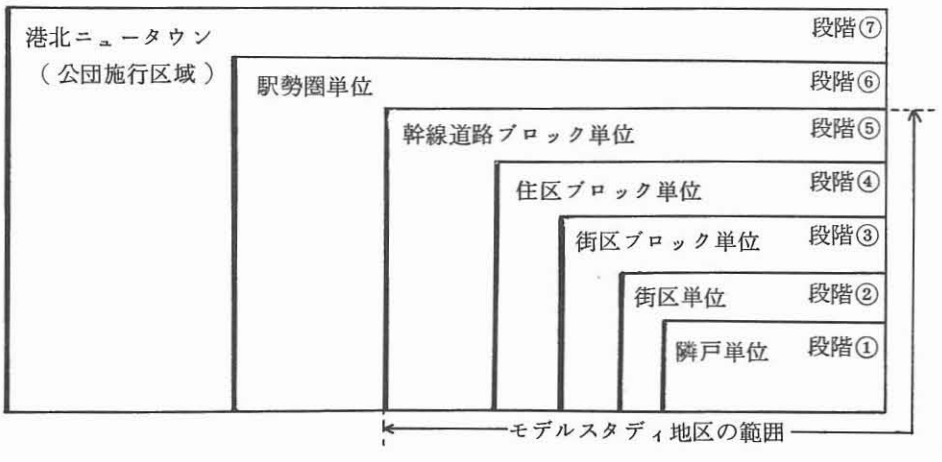

表2－2　圏域のヒエラルキーと想定される住民のアクティビティ　（その1）

港北ニュータウンにおける生活圏域のヒエラルキー		空間構造上の特徴と出現する施設		想定される地域住民のアクティビティ
① 隣戸単位	区画道路をはさんだ向こう3軒両隣り （6戸程度）	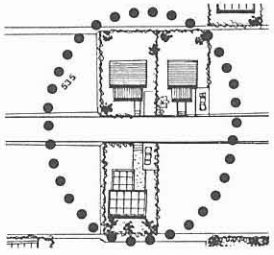	6m区画道路が介在し，宅地レベルが道路より高く，法面が生じているところが多い。 区画道路，住宅，庭，内扉	家族の全てが顔なじみとなり，家族ぐるみのつきあいが生まれ，私的なアクティビティと公的なアクティビティの接点となる。 ・幼児の遊び　・主婦の立ち話 ・おすそ分け　・道路の清掃 ・困った時の手助け
② 街区単位	区画道路をはさんだ両側のひと並び （20～30戸）	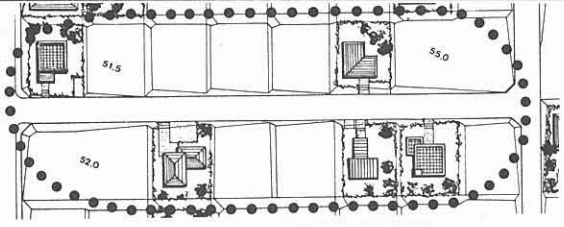 区画道路，塀，家並み，電柱	◦直線の線形をもつ6m区画道路を軸とし，長辺120～150m，短辺50mが標準の1街区（20～30戸で構成）。 ◦短辺方向は9mコレクター道路もしくは，コミュニティ道路に取付くことが多い。 ◦坂道であることが多い。	町内会の下部組織としての班，ないしは組の単位と考えられ概ねの家族が識別できる範囲であり，地縁的社会集団の最小単位ともいえよう。 ・回覧板をまわす ・ごみ捨ての単位 ・子供同士の遊び（家に訪れる）。
③ 街区 ブロック単位	◦9mコレクター道路で囲まれた独立住宅の範囲 ◦集合住宅地の1街区 （250～400戸）	 コミュニティ道路，コレクター道路，児童公園，バスストップ，集合住宅地住棟	◦独立住宅地については，幹線道路にぶらさがる形で9mコレクター道路が外周を囲んでいる。またブロックの中央をコミュニティ道路が貫いており，これ沿いに児童公園が存在している。街区ブロックそれぞれは，幹線道路もしくは他の土地利用が介在し，空間的に分けられている。 ◦集合住宅地は周囲を幹線及びコレクター道路，もしくは緑道，歩専道によって囲まれ，比較的小規模に分散している。また，切土上にある場合が多く，緑道と連続した保存樹林を抱えている。	町内会，自治会の単位となり，コミュニティ活動の最小単位となる。 町内会，自治会をベースとした諸活動が展開される。 ・子供会　・お祭り　・同好会 ・サークル　・火の用心・敬老会 ・防災組織　・街灯の管理 ・旅行　・会食　・お葬式　・子供同士の遊び（児童公園） ・スポーツ大会，運動会 ・バス停までの徒歩 ・犬の散歩

表2－2　圏域のヒエラルキーと想定される住民のアクティビティ　（その2）

港北ニュータウンにおける生活圏域のヒエラルキー		空間構造上の特徴と出現する施設		想定される地域住民のアクティビティ
④ 街区 ブロック単位	◦幹線道路ブロックを2分した単位 ◦小学校区とほぼ対応 （2,000戸）		◦緑道幹線がブロックを横切り，これ沿いに近隣公園が存在する。また緑道は多くの場合ブロックの境界部に位置している。 ◦歩行者専用道路がブロックをクロス状に縦横断し，その主要交差部には広場が設けられている。 また，歩行者専用道路軸に小学校用地が存在する。 緑道，幹線歩行者専用道路，歩行者専用道路広場，小学校，近隣公園，一般医診療所	小学校区の単位となり，PTA等を通したつきあいが生じるが，コミュニティ活動としての単位には，なりにくい。 ・ＰＴＡ　・日用品の買物 ・子供同士の遊びの領域 ・緑道を散歩する ・小学校への通学 ・かかりつけの医者に通う
⑤ 幹線道路 ブロック単位	◦幹線道路で囲まれた範囲 ◦ほぼ中学校区及び統合町と対応 （4,000戸）	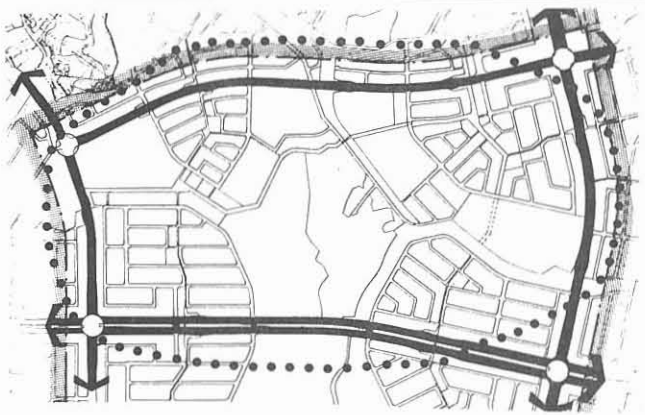	◦オープンカットされた幹線道路がブロックの外周を囲む。 ◦緑道幹線が地区の中央を横断することが多い。 ◦歩行者専用道路がブロックをクロス状に縦横断し，公益用地（中学校，集合運動場）及びセンターを結んでている。 緑道幹線，ネットワークされた歩行者専用道路，センター広場，幹線道路，中学校，集合運動場，センター	連合町内会の単位となり，コミュニティ活動としての最大単位となろう。 ・連合町内会の各種イベント（運動会，日曜画家展等） ・行政とのパイプ ・政治活動 ・ちょっとした買回り品の買物（センター） ・中学校生徒の友だちつきあい，遊び ・商店街の各種催し ・ジョッキング

表2－2　圏域のヒエラルキーと想定される住民のアクティビティ（その3）

港北ニュータウンにおける生活圏域のヒエラルキー		空間構造上の特徴と出現する施設		想定される地域住民のアクティビティ
⑥ 駅勢圏	公団施行区域を6分割 （8,000戸～10,000戸）	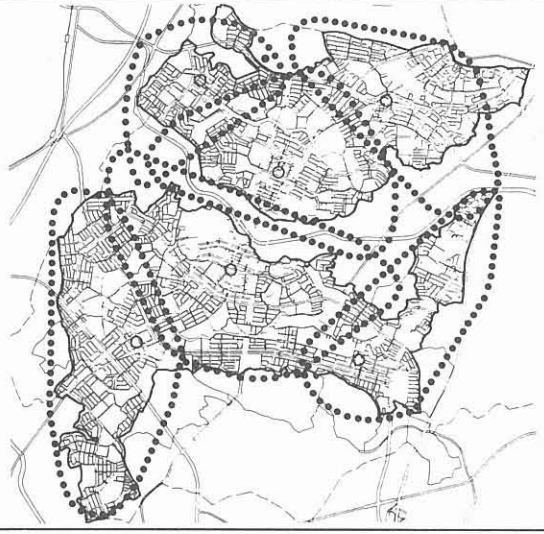	駅前広場，バスターミナル 地区公園，専門医診療所， 駐在所，派出所， 消防出張所，高等学校 金融機関，買回り性のある 商業施設，飲食店街	都市としての諸機能が満たされ，住宅地としての日常的諸活動とともに，昼間の都市活動が展開される。 ・通勤　・買回り品の買物 ・通学（高校生） ・家族で食事 ・帰宅前に一杯 ・専門医に通う ・銀行の営業活動
⑦ 港北ニュータウン	公団施行区域全体 （220,000人）	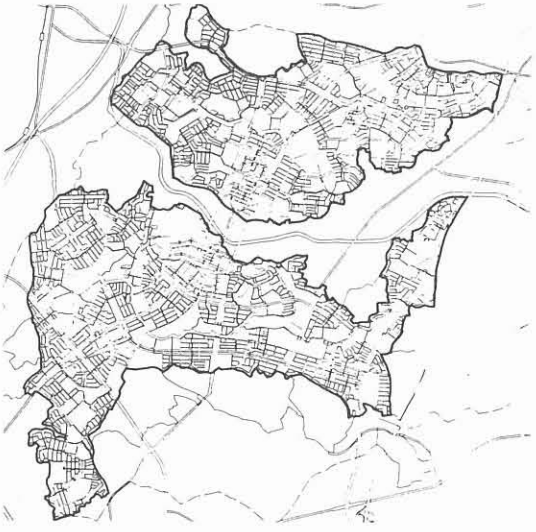	◦緑道が地区の空間構成の要として，第1地区，第2地区のほぼ中央を東西に横断している。 ◦第1地区，第2地区にまたがり計画されているタウンセンター（横浜市の副都心） 都心性のある商業・業務・文化施設（タウンセンター），総合公園，行政管理施設， ネットワークされた緑道， 総合病院	横浜市における行政区レベルの都市活動が多様に展開され，特にタウンセンター，総合公園及び緑道においては，ニュータウン外から多くの人々が訪れる。 ・ショッピングを楽しむ ・映画観賞　・レストランで食事 ・弁当をもってハイキング（総合公園，緑道）（タウンセンター） ・マラソン大会・歴史探訪（緑道） ・区役所（支所）に行く ・入院のお見舞い

iii）＜節＞

ここでは，ひとつのまとまりのある空間イメージが軸状に展開する空間領域である＜系＞と，住民の日常的な生活行動に対応した空間領域である＜圏域＞が多種に重なり合うエリアを＜節＞として位置付け，地区の空間構成上の節目としての役割を担うものとする。

2）モデルスタディ地区における空間の体系化

以上の＜系＞，＜圏域＞，＜節＞の３つのカテゴリーで，モデルスタディ地区の空間を体系化すれば，概ね図２－９のように示される。

i）＜系＞

◦＜緑道系＞

緑道４号及び５号緑地を軸として，地区４号公園及び既存集落，屋敷林を含み，また，緑道に接する独立住宅地，小・中学校等の公益的施設用地の緑道に面する部分も取込んだ軸状のエリアを設定する。

◦＜幹線歩行者専用道路系＞

歩行者専用道路10号線，１１号線，１２号線を軸に近隣センター＜リ＞，駅前センター＜ヘ＞を含み，また，幹線歩行者専用道路に沿った１宅地分の独立住宅地，及び幹線歩行者専用道路に面する部分の集合住宅地，小・中学校等の公益的施設用地を取込んだ軸状のエリアを設定する。

◦＜幹線道路系＞

モデルスタディ地区の周囲をとり囲む都市計画道路，新羽・荏田線，中山・北山田線，横浜・上麻生線及び地区の中央を南北に縦断する新横浜・元石川線を軸に，沿道沿いのアパート・マンション等地区を含み，また幹線道路に面する部分の集合住宅地，公益的施設用地を取込んだ軸状のエリアを設定する。

ii）＜圏域＞

先に述べたように，港北ニュータウンにおいて想定される生活圏域のヒエラルキーのうち，段階③の街区ブロック単位が日常的な生活圏のまとまりとして，物理的かつ社会的に強いと考えられるため，モデルスタディ地区においても，これをもって＜圏域＞と位置づける。具体的には，15，16，17，18ブロックの集合住宅地おのおの及び，コレクター道路で囲まれた独立住宅地のひとかたまりをそれぞれ＜圏域＞とする。

iii）＜節＞

概ね次のようなエリアを位置づける。

① 集合住宅地14，16，17，18ブロック内保存緑地

② 近隣センター＜リ＞広場

③ 緑道５号緑地と歩専道，１１号線交差部の広場

④ バスストップ周辺

図２－９　モデルスタディ地区におけるシンボル空間形成のための地区空間の体系化

(3) 空間構成の質的方針

＜系＞，＜圏域＞，＜節＞の３つのカテゴリーそれぞれにおけるシンボル形成にあたっての空間構成の質的方針を次のように考える。

カテゴリー	シンボル形成にあたっての空間構成の質的方針
＜系＞	港北ニュータウン全体として，系ごとに同質性のある空間構成を図っていく。 □ 緑　道　系 港北ニュータウンの計画理念に沿い，地域に以前から存在する地域風土資源を計画的に担保してきている空間であり，今後とも未来永劫ニュータウンの計画理念を受け継ぎ地域風土資源を継承していく空間として，その担保と活性化を図るものとする。 □ 幹線歩行者専用道路系 緑道系のこれまで地域が培かってきた自然的，歴史的，文化的空間と対比し，今後生み出されていく多様な都市活動を受けとめる場として，これにふさわしい質の高い都市的空間の形成を計画的に図るものとする。 □ 幹 線 道 路 系 車両交通の主要動線としての円滑性，わかり易さを主眼とすることから，機能性，明解性のある空間構成とする。
＜圏域＞	おのおのの生活圏の特性に応じた特色のある空間構成を図り，地域社会としての，まとまり，特徴づけ，個性化を図るべき空間とする。
＜節＞	同質性のある空間としての＜系＞と個性化された空間としての＜圏域＞相互の空間的要請事項を受けとめ，シンボル性をより高めていく戦略的拠点として，一層の空間構成上の配慮を行っていくものとする。

シンボル空間形成のための地区空間の体系化とその指針

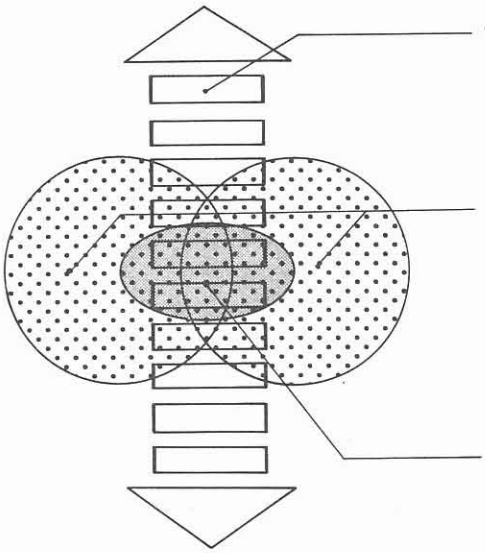

以上のようなモデルスタディ地区におけるシンボル空間形成のための地区空間構造の認識は，モデルスタディ地区のみならず，港北ニュータウン全域においてもほぼ認識されうるものと考えられ，今後のシンボル空間形成の具体的検討にあたっての基本的指針になりうるものと位置付けられる。

2－4　シンボル化方策メニューの提案

前節までは，モデルスタディ地区におけるシンボル資源の抽出及び空間構造の体系化とこれによる空間カテゴリーごとの空間構成指針について述べてきた。

ここでは，これまでの基本的方針を受け，モデルスタディ地区におけるシンボル資源を中心とするシンボル化の方策を，メニュー的に示すこととする。

なお，ここでの方策メニューはあくまでも提案であり，今後の地区整備に関わる計画・設計作業並びにソフトなしくみづくり等を行ううえで，シンボル形成という視点からみた，ひとつの方向を示したものである。

表2－3　シンボル化方策メニューの提案

空間構造のカテゴリー		シンボル空間形成にあたっての質的方針とその課題	シンボル資源	シンボル化の方策メニュー
系	緑道系	港北ニュータウンの計画理想に沿い，地域に以前から存在する地域風土資源を計画的に担保してきている空間であり，今後とも，ニュータウンの計画理念を受け継ぎ，地域風土資源を継承していく空間として，その担保と活性化を図る。 ▭ ▭ ▭ ▭ ▽ “みどり”空間の質を高め，また，より際立たせていく諸方策の検討	• 緑道4号，5号緑地 • 地区4号公園 （池，せせらぎ，文化財，山，ビューポイント）	地区4号公園及び緑道4号，5号緑地については，既に計画，設計作業が完了し，これに沿った整備が進められているが，今後さらに次のようなシンボル化のための方策が必要とされよう。 ○緑道系に面する建築物の形態の配慮と宅地内の緑化 ▷原則的には，緑道及び地区4号公園の緑の空間を優先し，これと調和する建築物の高さ，位置とする。（ただし，後述する＜節＞においては緑の空間と都市空間との共存を適宜図るものとする。） ▷建築物が望める場合はその色彩の工夫と統一及び屋根，形状の工夫を行い，緑道系空間の質を損わないよう配慮する。 ▷緑道系として位置付けられた緑道沿いの宅地については，緑道に面する部分の緑化を最大限行い，緑の空間としての連続性を確保する。 ○地域風土環境を高め，活性化する装置づくり ▷樹木，草花，小動物，文化財等の説明サインの設置 ▷“ふるさとの道”としてのルート案内サイン設置 ▷照明，ベンチ，パーゴラ等の設置 ▷上記の素材及びデザインの緑道系空間との調和と統一 ▷金石文の移設 ▷眺望ポイントにおける休憩施設の設置 ▷バードウオッチング施設の整備 ○地域住民の共通意識，ふるさと意識醸成へのサポート ▷緑道及び地区4号公園（及び公園内，池，山等）の親しみ易いネーミング ―― 緑道については，ルートごと（緑道4号，緑道5号）にネーミングすることが望ましい ―― ▷地域住民による植樹の推進（緑を守り育てる心の共通意識の昂揚） ―― 例えば，入居してきた人に記念植樹を必らずしてもらう。また児童による植樹等 ――

空間構造のカテゴリー		シンボル空間形成にあたっての質的方針とその課題	シンボル資源	シンボル化の方策メニュー
(系)	(緑道系)			▷小動物，昆虫，魚類等の育成 ▷散策ルートの設定 ▷維持，管理の住民参加 ○緑道系空間を活用したイベントの実施 ▷お　祭　り —— 緑道を山車が練り巡る。縁日の露店，地区4号公園運動広場での盆踊り等 —— ▷マラソン大会，ジョギング大会（港北ニュータウン一周） ▷オリエンテーリング ▷植　樹　祭 —— 第一次入居記念植樹祭，鉄道開通記念植樹祭等 —— ▷写生大会，撮影会 ▷バードウオッチング大会 ○緑道系空間の維持向上のためのコントロール ▷商業用広告，看板類の禁止 ▷緑道系における宅地内緑化の推進のための協定づくり ▷緑道系における建築物形態誘導のための協定づくり
			集落，屋敷林	○将来にわたり，その形態保存を図っていく ○保存のためのしくみづくり —— 横浜市緑地保存特別対策事業の適用 ——
			神社，仏閣	○境内の地域住民への開放

空間構造のカテゴリー		シンボル空間形成にあたっての質的方針とその課題	シンボル資源	シンボル化の方策メニュー
系	幹線歩行者専用道路系	緑道系のこれまで地域が培かってきた自然的，歴史的，文化的空間と対比し，今後生み出されていく多様な都市活動を受けとめる場として，これにふさわしい質の高い都市的空間の形成を計画的に図るものとする。 ▽ にぎわい，都市らしさ，表情の豊かさを持つ質の高い界隈空間形成のための諸方策の検討	幹線歩行者専用道路と広場 （樹　路　樹 アイストップ）	幹線歩行者専用道路と広場については，既に計画設計作業が概ね完了し，これに沿った整備が進められているが，今後さらに次のようなシンボル化のための方策が必要とされよう。 ○都市活動の活発化，円滑化をサポートする装置づくり ▷舗装材，色彩，樹種のルート別統一によるルート性の強調 —— 歩専道10号，11号，12号ごと —— ▷標識類の集約化（情報軸化） ▷ストリートファニチュア，照明の設置 ▷標識，ストリートファニチュア，照明のデザイン統一 ▷住民の余暇活動をサポートする装置づくり ○幹線歩行者専用道路沿い建築物等によるアーバニティの昂揚 ▷歩行者専用道路側に建物のファーサードを見せる（正面性を持たせる） ▷ファサードのデザインポリシーの統一 （明るさ，華かさのあるカラー素材の工夫） ▷宅地境界等への植栽（四季を通じて花のある道） ▷アイストップにあたる建築物のデザイン配置 ○にぎわいを生むイベントの実施 ▷朝市，野菜直売場，バザールの開催 ▷各種展示会の開催 —— 日曜大工展，防災展，日曜画家展，世界の街並み展，植木品評会等 —— ▷商店街のワゴンセール ○幹線歩行者専用道路，広場のネーミング — 幹線歩行者専用道路については，ルートごとにネーミングすることが望しい — ○幹線歩行者専用道路沿いの建築物の形態誘導手法づくり ▷幹線歩行者専用道路系単位による建築協定地区計画づくり

空間構造のカテゴリー		シンボル空間形成にあたっての質的方針とその課題	シンボル資源	シンボル化の方策メニュー
(系)	幹線歩行者専用道路系		近隣センター＜リ＞ 駅前センター＜ヘ＞	センター地区においては，魅力あるセンターづくりを目指して「街づくり協定」による施設整備が進められつつある。 今後は，この「街づくり協定」を更に推進するとともに，次のような方策を展開し，幹線歩行者専用道路系の核的空間としていく。 ○ストリートファニチュア，照明等の設置によるアーバニティの昂揚 —— 商店街独自のデザインを持つ照明灯の設置 —— ○シンボルカラーの選定と，これによる色彩統一 ○センター名のネーミング ○広告，看板類のデザインコントロール
			公益的施設	幹線歩行者専用道路系に位置付けられた公益的施設は，都市活動の受け皿として，また空間としての存在感が大きく，形態のコントロールが比較的可能であることから，都市的空間形成において重要な役割をもつ。 このため，次のような方策により，幹線歩行者専用道路系における空間形成の先導役を果していく。 ○周辺の環境と調和したデザインの工夫 （色，素材，形態の工夫） ○歩行者専用道路側への正面性確保 ▷アルコーブの設置 ▷ファサードの工夫 ▷デザインエレメントの統一 ○デザインコントロールのしくみづくり （設計調整会議の機能拡充） ○小・中学校の地域開放の推進

空間構造のカテゴリー		シンボル空間形成にあたっての質的方針とその課題	シンボル資源	シンボル化の方策メニュー
系	幹線道路系	車両交通の主要動線としての円滑性，わかり易さを主眼とすることから機能性，明解性のある空間構成とする。 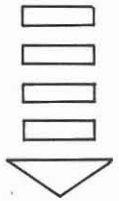 緑道系，幹線歩行者専用道路系と較べ，シンボル空間形成としての重要度は劣るものの，ランドマーク性，連続性を活用した視点でのシンボル形成の諸方策を検討する。	橋梁	橋梁については，ほぼ計画，設計作業が完了し，これに基づいた整備が既に進められつつあるが，今後さらに次のようなハード面での方策が必要とされる。 ○橋梁を活用した，車両誘導の円滑化 ▷ルートごとの色彩統一 ▷主要施設（センター等）導入部におけるゲート性の確保 ▷橋梁を活用した交通表示，方面表示，定点表示の設置 ○緑道系，幹線歩行者専用道路系，シンボル化へのサポート ▷緑道系，幹線歩行者専用道路系上にある橋梁はこれからの空間の要請を受け，アクセントをつける。 ── 地区4号公園を結ぶ橋梁等 ── ○親しみ易いネーミング （特に緑道系，幹線歩行者専用道路系上の橋梁）
			街路樹 中央分離帯植栽	○街路樹を活用した車両誘導の円滑化 ▷街路樹樹種のルートごとの統一 ▷コレクター道路交差部におけるシンボルツリー化
			長大擁壁 ごみ焼却場煙突	○景観阻害要素のシンボルへの変身 ▷長大擁壁の活用 ▷ごみ焼却場煙突のランドマーク性の強調

空間構造のカテゴリー	シンボル空間形成にあたっての質的方針とその課題	シンボル資源		シンボル化の方策メニュー
圏　域	おのおのの生活圏の特性に応じた特色のある空間構成を図り，地域社会としてのまとまり，特徴づけ，個性化を図るべき空間とする。 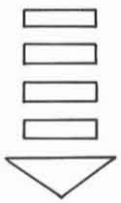 まちづくりの主人公であるべき地区住民の主体性，独自性に基づいたシンボル形成の方策を検討する。	＜独立住宅地＞		独立住宅地については，既に「街づくり協定（案）」が作成され，望しい住宅地環境形成の動きが始まっている。今後はさらにシンボル資源を活用し，個性ある都市空間の形成を図っていく。
			コミュニティ道路（歩車共存空間）	コミュニティ道路は一体的な日常生活圏を形成しうる街区ブロックの中央を貫いていることから，街区ブロック単位におけるコミュニティづくりにとって重要な役割を果すと考えられる。 ○街区の特色を出すための植栽と舗装 ○コミュニティ道路側に正面性のある住宅の配置，設計とファサードのデザイン配慮 — ブロックごとに統一されたデザインエレメントをもつことが望しい — ○コミュニティ道路側の宅地内緑化の推進 ○私的空間領域と公的空間領域相互のにじみ出し，配慮 ○コミュニティ道路表示の設置 （ピクトグラムが望ましい） ネーミングについては可能な限り，住民にまかせることで考える。 ○街区ブロックごとに特色のあるネーミング ○コミュニティ道路側に面する宅地における建築デザイン，緑化のコントロール ○コミュニティ道路内植栽の街区ブロック住民による共同管理
			坂　道	○ネーミング

空間構造のカテゴリー	シンボル空間形成にあたっての質的方針とその課題	シンボル資源		シンボル化の方策メニュー
（圏　域）			児童公園	児童公園については，可能な限り，住区ブロック単位の住民ニーズに基づきその整備を図る。 ○当初は必要最小限の整備を行い，住民のニーズが反映できる余地を残しておく。 ▷公園整備についてのアイディア公募 ▷小学校児童による公園設計コンペの実施 ○ネーミング ○街区ブロック単位住民による植樹とその管理
		＜集合住宅地＞		モデルスタディ地区の集合住宅地については，ほぼ計画，設計作業が完了し，一部では建設が始まり，第一次入居を間近に控えている。 そこで，ここでは今後進められるモデルスタディ地区以外の集合住宅地の計画，設計作業の際必要とされるシンボル化形成のための考慮事項を示しておく。 ○街区ごとに特色のある空間づくり ▷街区ごとに特色のある配置，デザイン （ただし，街区単位ではデザイン統一を図る） ▷街区ごとにシンボルカラーを選定 ▷特色のある集合住宅地標識，看板の設置 ○コモンスペースの充実 ○ネーミング （街区ごとに特徴を持たせつつ全体として共通したイメージを持たせることが望ましい）。 ▷花，鳥，樹木などの名称からネーミングする。

空間構造のカテゴリー	シンボル空間形成にあたっての質的方針とその課題	シンボル資源		シンボル化の方策メニュー
節	連続する同質性のある空間としての＜系＞と個性化された空間としての＜圏域＞相互の空間的要請事項を受けとめ，シンボル性をより高めていく戦略的拠点として，一層の空間構成上の配慮を行っていく。 地区住民の諸活動をより活性化するための装置づくりと系としての空間をより高める諸方策の検討	＜緑道系と圏域の複合空間＞	14, 16, 17, 18 ブロック 集合住宅地保存緑地	○集合住宅地の保存緑地については，緑道系としてのみどりの保全に努めるとともに，集合住宅地住民の固有の庭としての活用が図られるよう考慮する。 ▷住民それぞれがその好みに応じて草花を植えることのできる植栽コーナーの設置 ▷東屋，ベンチ等の休憩施設の設置 ▷シイタケ栽培，山菜づくりのための場の創出 ▷鳥やリス等の巣箱の設置 ▷金魚，鯉等が飼育できる池の設置 ○集合住宅地住棟とみどりの空間の調和 ○緑道系において述べた地域風土資源を高め活性化する装置づくりを，ここにおいて集中的に設置する。 ○保存緑地管理のための住民の組織づくり ○集合住宅地内保存緑地の長期的存続を図るしくみづくり ▷シイタケ，山菜，花，植木等の栽培を通した収入で保存樹林の維持管理費に充てる。 ▷集合住宅地の入居者から入居時に保存緑地管理のための基金を徴収する。 ○緑道系において述べた各種イベントをここで集中的に実施する。

空間構造のカテゴリー	シンボル空間形成にあたっての質的方針とその課題	シンボル資源		シンボル化の方策メニュー
（節）		＜幹線歩行者専用道路系と圏域の複合空間＞	近隣センター＜リ＞内歩行者専用道路広場 緑道５号緑地と歩行者専用道路１１号線交差部の広場	○賑わいやふれあいを生みだす装置づくり ▷公的標識，看板の集中設置によるコミュニティ情報の拠点づくり ▷ストリートファニチュア（ベンチ，パーゴラ等）の設置 ▷シンボルモニュメント（彫刻，時計塔，モビール等）の設置 ▷コミュニティ情報交換コーナーの設置 ―― コミュニティボード等の設置 ―― ○幹線歩行者専用道路系において述べた賑わいを生み出すイベントを，ここで集中的に実施する。 ○広場名のネーミング ○節に位置付けられた広場においては立看板，貼紙等の環境を悪化させる広告物を原則的に規制していく。 実例）協　定　型……馬車道 行政指導型……山下公園
		＜幹線道路系と圏域の複合空間＞	バスストップ	バスストップは地区外の訪問者にとっては，地区への玄関口であり，また地区内の居住者にとっては地区外への出口でもある。また車両にとっても，位置等の確認をするうえで重要なポイントとなる。 このため，バスストップについては，次のような視点からの整備が必要とされる。

空間構造のカテゴリー	シンボル空間形成にあたっての質的方針とその課題	シンボル資源		シンボル化の方策メニュー
（節）				○地区の案内，誘導のための情報拠点化 ▷バス利用者にとっての地区案内，誘導標識及びストリートファニチュアの設置 ▷自動車利用者にとっても確認しやすいバス停名等の設置 ▷バスストップに設置する標識，ストリートファニチュアのデザインは幹線道路系としての機能的空間に調和したものとし，デザイン統一を図る。 ○住宅地の＜圏域＞のにじみ出しを考慮した空間構成の配慮 ▷緑化の推進 ▷住宅地の玄関口にふさわしいデザイン

第3章　標識・ストリートファニチュア計画

第3章　標識・ストリートファニチュア計画

3－1　基礎的条件の整理

標識・ストリートファニチュア計画の目的は，都市の構造を判りやすく人々に伝達するための社会的コミュニケーションのあり方を探り，港北ニュータウンにおいて，これらを計画的に位置付けるものである。

より効果的かつ体系的な標識・ストリートファニチュア計画を策定するにあたって，また，この計画が港北ニュータウンの地域特性をふまえたものであるためには以下のような検討が必要となる。

① ニーズから見たエレメントの抽出

完璧なシステムの確立にあっては，標識・ストリートファニチュアのニーズをあらゆる側面から想定して抽出する作業が第一段階として挙げられる。

② フィールドサーベイからの考察

現実的には，これまで標識・ストリートファニチュアが計画的に整備される例は少なく，都市化に伴って，必要となった時点で自然発生的に出現して来ているものが多い。本計画を進めるにあたってはこれら現在の標識・ストリートファニチュアの置かれた背景と問題点を探り，望ましいあり方を整理して見ることが必要となる。

③ シンボル計画からの考慮事項

標識・ストリートファニチュアの各エレメントおよびその配置が地区特性をふまえこれらによって地区が特徴づけられ，より判りやすい街づくりのファクターとなるためには前章において検討された空間のシンボル化に対応したデザイン及び配置計画がなされなければならない。このため，モデル地域においてのシンボル計画からの考慮事項をまとめる。

(1) ニーズから見たエレメントの抽出

ニーズから見た標識・ストリートファニチュアエレメントの抽出目的は具体的な生活空間と対応させて，必要となるエレメントを抽出するものである。

抽出にあたっては次のような3つの視点をもって行う。

① これらエレメントは空間において生活が行われ，それらアクティビティーのニーズから発生するものとしてとらえられる。このため抽出にあたっては，日常生活行動をふまえたものである必要がある。

② これら日常生活行動は生活空間の中で行われ，空間の持つ特性によって各エレメントは限定されて来るものである。これより，それぞれの空間から派生するエレメントも抽出する必要がある。

③ 次に，日常生活行動は生活空間の領域によって内容が変化するものであり，エレメントの重要性もおのずと領域によって違った目的を持ってくるものである。これらを

ふまえ，生活領域を段階的に整理して見る必要がある。

以上の観点をまとめ，具体的に抽出を行うにあたっては，次の３つの分析を行うものとした。

① 生活行動分析からの抽出

標識・ストリートファニチュアの本質は人々の日常生活行動より発生する地区の社会的コミュニケーションの手段であり，対象とする人々の属性に応じて要請される内容も異なる。

ここでは次のような属性ごとに想定される行為を分析し，それぞれに必要なエレメントを抽出する。

a．幼　児（よちよち歩きより園児までを対象）

b．児　童（小学生を対象）

c．生　徒（中・高校生を対象）

d．主　婦

e．一　般（勤労者を対象）

f．外来者（個人的な訪問，業務訪問を対象）

g．老人，およびハンディキャップ層

② 空間分析からの抽出

モデルスタディー地区の空間構成を把握し，そこでの動線特性，空間特性，環境構成要素等をふまえ，標識・ストリートファニチュア立案に於て考慮すべき事項とサインエレメントを抽出する。なお空間の分類は大きく以下の３つの体系に分けた。

a．線としてとらえられるもの……道路・緑道・歩行者専用道路

b．点としてとらえられるもの……道路・緑道・歩行者専用道路それぞれの結節点

c．面としてとらえられるもの……施設等

③ 圏域分析からの抽出

前項シンボル計画において設定した圏域を基本に，モデルスタディー地区においての居住者の生活領域を段階的に分析し，それぞれの圏域において想定される生活行動から必要とされるエレメントの抽出を行った。

a．隣戸単位

b．街区単位

c．街区ブロック単位

d．住区ブロック単位

e．幹線道路ブロック単位（モデルスタディー地区の範囲）

f．駅勢圏単位

g．港北ニュータウン（公団施行区域）

以上の３つの分析から抽出された各エレメントを標識については，機能の種類ごとに定点系，誘導系，案内系，その他の４分類に整理し，表３－１にまとめる。

ストリートファニチュアについては，設置場所ごとに整理し，表３－２にまとめる。

表3－1　ニーズから見た標識エレメントの抽出結果

●定点系標識	
町名標識	町名，番地
交差点名称標識	幹線道路の交差点
道路名称標識	幹線道路，集散街路，歩専道，緑道
バス停名称標識	バス停，次のバス停
公共・公益施設名称標識	教育施設，公園，集合運動場
商業業務施設名称標識	センター，診療所他
団地名称表示標識	集合住宅地
コミュニティ道路表示標識	コミュニティ道路表示，名称
避難広場表示標識	指定位置
公開空地表示標識	指定位置
橋梁の名称表示標識	立体交差，歩専橋
●誘導系標識	
方面表示	主要都市名，主要幹線道路，インターチェンジへの誘導
商業業務施設誘導表示	センター内特定施設への誘導
センター誘導表示	センター，駅への誘導
バス停誘導表示	バス停への誘導
歩行者専用道路誘導表示	歩行者専用道路への誘導
集合住宅地誘導表示	団地への誘導
街区ブロック誘導表示	街区ブロック名称による誘導
緑道誘導表示	緑道への誘導
散策ルート誘導表示	散策ルートへの誘導
避難場所誘導表示	指定避難場所への誘導
ジョギング・サイクリング誘導表示	ジョギング・サイクリングコースへの誘導
特定施設誘導表示	公共・公益的施設，神社，仏閣，文化財等への誘導
ハンディキャップ層への誘導表示	主要施設への誘導
●案内系標識	
ニュータウン総合案内板	港北ニュータウン全域にかかわる案内
地区案内板	地区内の案内
緑道散策案内板	緑道コースの設定案内
バス路線図・運行時刻表	バス停における案内
集合住宅住棟案内板	集合住宅内の案内
街区ブロック案内板	居住者名の案内
避難ルート案内板	非常用案内
センター案内板	宣伝を兼ねた案内
公園案内板	公園の主要施設案内，使用規程等

●その他の標識	
コミュニティボード	伝言板，集会案内，イベント案内
広　報　板	行　政　案　内
ニュータウンゲートサイン	ニュータウンの入口ゲート
街区ブロックゲートサイン	街区ブロックへの入口ゲート，集散街路の入口
センターゲートサイン	センターへの入口ゲート
その他のゲートサイン	公園，公共・公益的施設の入口ゲート
スクールゾーン・通学路表示	通　学　路　内
注意表示	交通安全，犯罪予防
禁止表示	管理者側からのサイン
利用説明表示	公園，集合運動場等
ごみ集積場表示	位置表示，利用説明等
自転車置場表示	位　置　表　示
駐車場表示	位　置　表　示

表3－2　ニーズから見たストリートファニチュアエレメントの抽出結果

道　路　上	バス停シェルター，バス停名称，バスルートマップ，運行情報，照明，ベンチ，ダストボックス，灰皿，電話ボックス
歩行者専用道路上	フラワーボックス，地区案内板，シェルター，ベンチ，灰皿，ダストボックス，コミュニティーボード，広報板，街灯
センター内	サイクルスタンド，電話ボックス，広告看板，案内板，ミニコミスタンド，キオスク，ベンチ，照明，ダストボックス，シンボルタワー，自動販売機
緑　道　上	東屋，ベンチ，スツール，水呑み，手洗い，ダストボックス，野外卓，灰皿，パーゴラ
公　園　内	サイクルスタンド，広報板，展示コーナー，便所，手洗い，水呑み，車止め，案内板，パーゴラ，ベンチ，遊具等
集合住宅地	車止め，自転車置場，案内板，ポストボックス，電話ボックス，ベンチ，灰皿，ダストボックス，フラワーボックス，モニュメント等

(2) フィールドサーベイからの考察

フィールドサーベイの実施箇所としては港北ニュータウンと対象すべく特定の区域を設定することは困難であり，横浜市近郊において，比較的類似した地域条件を持つ箇所について，一般的に多く見うけられる問題点を含む部分を抽出して考察するものとする。これら既成市街地において一体的な計画がなされない場合の標識・ストリートファニチュアの実例をモデル地区における抽出結果と比較し，計画における望ましい方向性を探るものとする。

実　例	問　題　点	望ましいあり方

□自動車対応

背景が悪く視認性に欠ける　⇨　標式の高さ，位置を検討

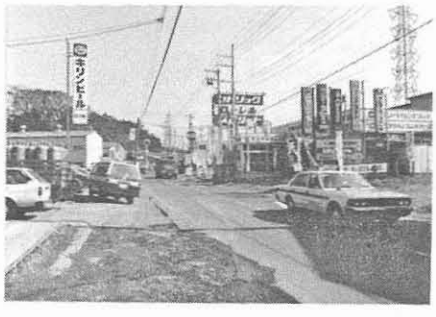

沿道の無秩序な広告の乱立による景観の阻害　⇨　広告の設置規制

交差点への広告の集中による必要な標識の視認性の低下　⇨　広告の設置位置の規制

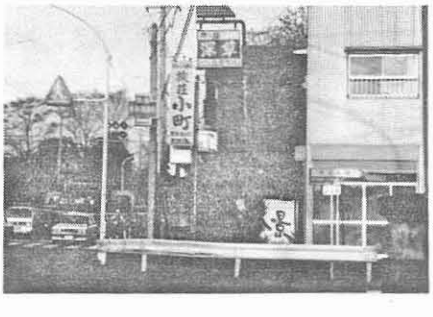

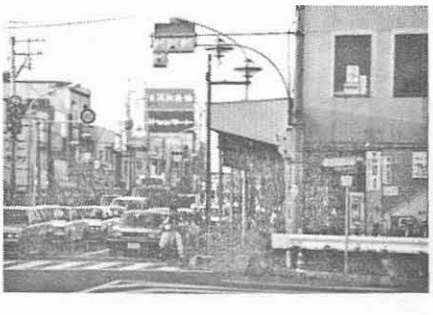

実　例	問　題　点	望ましいあり方
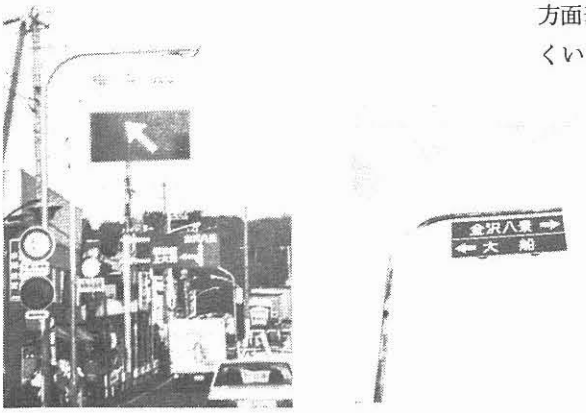	方面表示が幅そうして判りにくい	⇨　表示の集約化と簡素化
	広告が目立ち，必要な標識の機能を損ねている	⇨　広告の規制
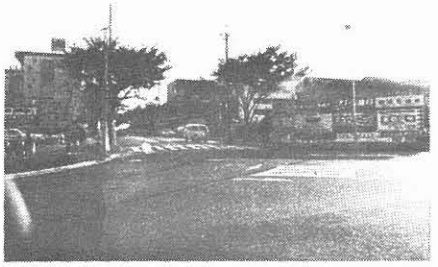	交差点アイストップへの広告の集中	⇨　広告の規制
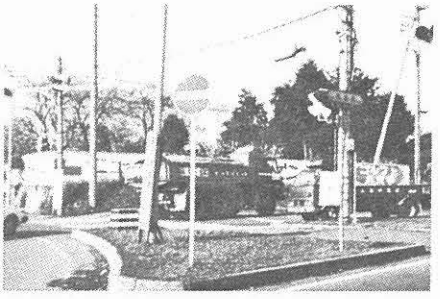	道路名称表示であるが自動車対応のものか歩行者対応のものかあいまいであり，両者ともに視認性が悪い	⇨　設置位置，高さ，大きさの検討

実　例	問　題　点		望ましいあり方
	道路のカーブ部分に集中した広告。 交通安全上の問題	⇨	広告の設置位置規制
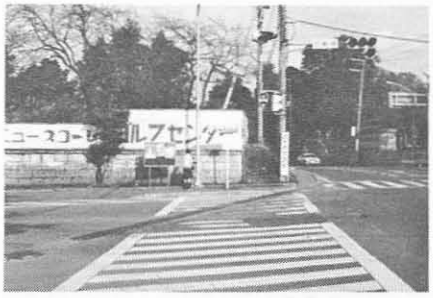	標識の背景の悪さのため確認が困難 車のスピードに対応していない	⇨	計画的な設置位置の検討 自動車対応のデザインを検討
	表示板の裏側の機能がない	⇨	表示板の裏側を含めてデザインの検討

□歩行者対応

	無秩序な広告の設置により住宅地環境の質の低下を招いている	⇨	広告の規制
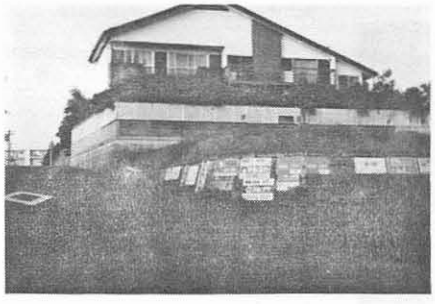	宅地の擁壁部分に集中している広告看板類	⇨	広告の規制

実　例	問　題　点	望ましいあり方
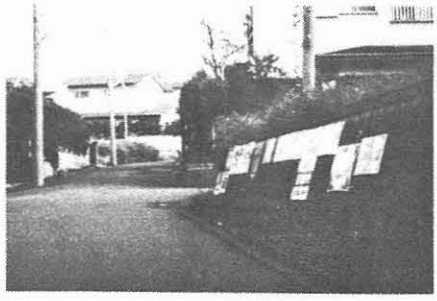	宅地の擁壁部分に集中している広告看板類	⇨ 広告の規制
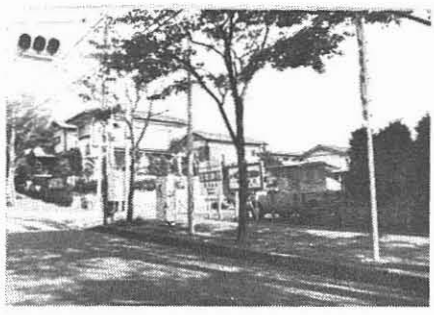	道路景観の低下を招いている広告看板類	⇨ 広告設置位置の規制
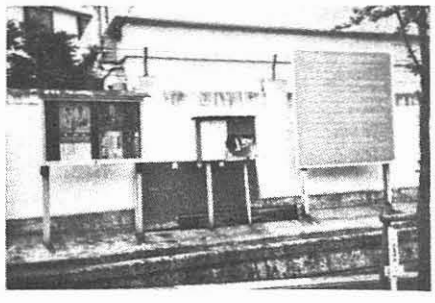	設置主体が違うためデザイン的統一を欠いている	⇨ 表示類のデザイン統一
	案内表示の例 設置位置が悪く機能していない 表示方法が統一されていないため判読しにくい	⇨ 設置位置，大きさ，高さ等の検討 表示の統一化を図る
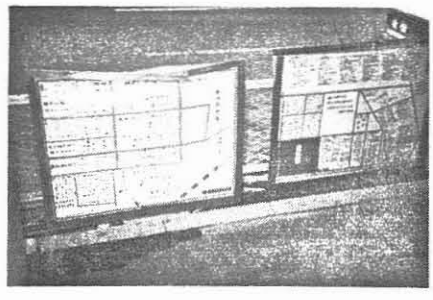		

実　例	問 題 点	望ましいあり方
	無秩序に表示された案内板が混乱を招いている例 ⇨	案内板の計画的配置，集約化
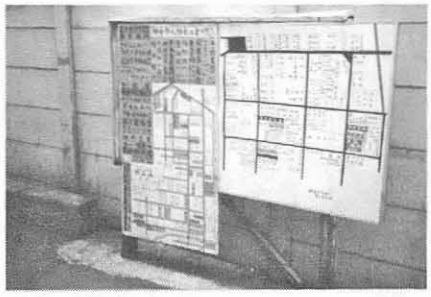	広告的意味の強い案内板，商店のみしか記載されていない ⇨	周辺を含めた総合的な案内板を考慮する
	看板に一体化された案内標識であるがデザインが悪い ⇨	一体化したデザイン的配慮が必要

実　例	問　題　点	望ましいあり方

無計画な誘導標識による景観阻害　⇨　計画的に誘導標識を設置する

公的標識は広告・宣伝等とは切り離したい　⇨　公的標識の独立化

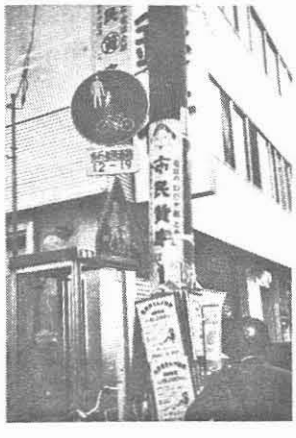

無計画な設置による景観的スラム化，商業地ではこのような例が多い　⇨　計画的に配置を決定しておく

実　例	問　題　点	望ましいあり方

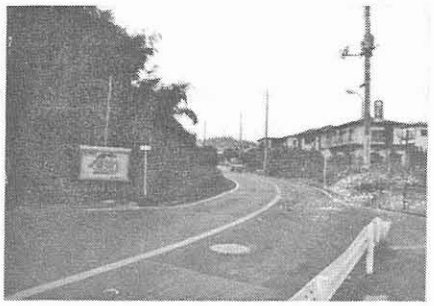

機能だけの標識は景観的に味けない　⇨　周辺環境に適合するよう標識周辺の整備を図る

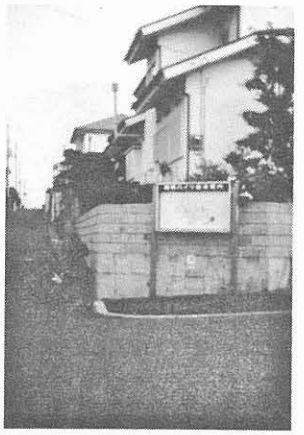

無計画な配置　⇨　計画的に配置を決定しておく

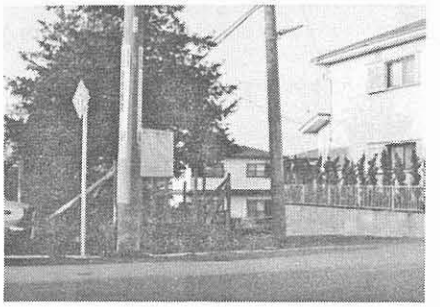

集合住宅地に出現した集合看板，デザイン的な工夫が欲しい　⇨　集合看板のデザイン化

実　例	問　題　点	望ましいあり方

□バス停

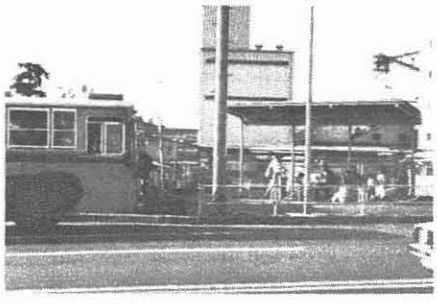

各エレメントのデザインにまとまりがない　⇨　構成エレメントのデザイン的統一，簡素化

□ストリートファニチュア

周辺環境と調和したストリートファニチュア

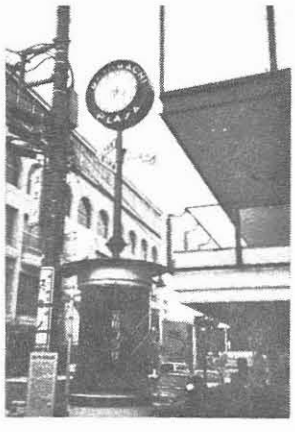

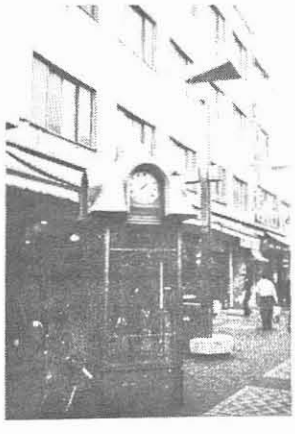

ストリートファニチュアにシンボル性を持たせている

ストリートファニチュアそれぞれのデザインが調和している

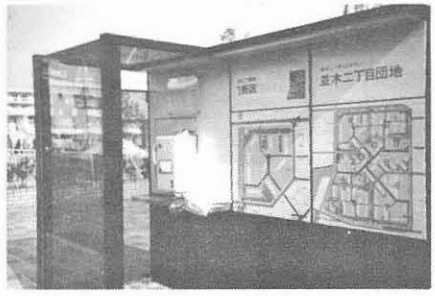

標識と集約化させ機能補完が図られ，利便性，演出性に優れている

フィールドサーベイからの考慮事項

フィールドサーベイを通して標識・ストリートファニチュア計画における課題をまとめると以下のようになる。

□自動車対応

① 設置に関する配慮事項

- 特に主要交差点では方面表示，町名表示，通り名称表示等の集約化と自動車スピードに対応した計画的な配置計画が望まれる

② デザインに対する配慮事項

- 表示の簡素化，および表示方法の統一が必要である

③ その他

- 主要交差点では，機能上，安全上から広告の設置に対しての規制が望まれる
- 幹線道路上においての広告標識等のデザイン規制，指導による道路景観の向上が望まれる

□歩行者対応

① 設置に関する配慮事項

- 案内系標識のシステムづくりによって，無計画な誘導標識を排除する
- 歩行者系標識は拠点化等によって設置位置の位置付けを明確にする必要がある．

② デザインに対する配慮事項

- 案内系標識は設置位置によって，街の景観と調和するよう個々のデザイン化と統一が望まれる
- 表示内容（案内図等）は地域的統一化が好ましい

③ そ の 他

- 広告類の設置に関しては，位置の指定，デザイン指導が望まれる

□ストリートファニチュア

① 設置に関する配慮事項

- 標識類の配置と関連づける
- 植込，フラワーボックス等の積極的な利用

② デザインに対する配慮事項

- 設置場所のトータルデザイン化を図る
- 植込，フラワーボックスとの一体化
- 場所ごとに特徴を出し，空間のシンボル化を図る。
- 周辺環境に調和したデザイン，材料を考慮する

③ そ の 他

- 維持管理の方法を検討する

(3) シンボル計画からの考慮事項

港北ニュータウンの計画理念に沿い，特徴ある街づくりを進めて行くための一環となる標識・ストリートファニチュア計画を進めるためには，先に述べたように，シンボル計画で扱った各空間に対する質的方針をふまえた検討が必要である。シンボル計画から導かれる課題は，標識・ストリートファニチュアの配置体系と，それぞれのエレメントデザイン方針の２つに集約される。

① 配置体系への考慮事項

シンボル計画における空間の質的方針を受けた配置体系の確立

カテゴリー	標識・ストリートファニチュア計画にあたっての配置方針	
＜系＞	緑道系	港北ニュータウンの計画理念に沿い，主に地域風土資源を生かすレクリエーション軸として位置づけ，目的型，機能型の標識の配置は避け，レクリエーション的，文化的，教育的活動に寄与し得る標識・ストリートファニチュア類を積極的に配置する。
	幹線歩行者専用道路系	緑道系とは対称的に都市的活動の軸として目的型・機能型の標識を中心にコミュニティ活動を演出するストリートファニチュア類を積極的に配置し，動的な賑わい，活気を生み出すものとする。
	幹線道路系	車両に対する誘導系標識を主に配置するものとする。
＜圏域＞	街区ブロックを中心とする圏域がメインとなる。また，生活圏の段階構成に応じた案内サインを考慮し，効率的な配置によって体系化を行なう。	
＜節＞	＜節＞は＜系＞と＜圏域＞によって位置づけられ，諸活動の交点，特定生活圏域の接点であるという考えから，それぞれの系に応じた標識・ストリートファニチュアを集約配置し，拠点化を図る。特に幹線歩行者専用道路系及び幹線道路系の節はサイン拠点として位置づける。	

② デザイン方針への考慮事項

標式・ストリートファニチュアのデザイン方針は次の点にまとめられる。

カテゴリー	標識・ストリートファニチュアデザイン方針	
＜系＞	緑道系	緑道の持つ自然資源，風土資源のイメージを損わないよう，できるだけ自然の味を出す素材を用い，落ちついたデザインを基調とする。またニュータウン全域の一体性を確保する。
	幹線歩行者専用道路系	都市的な，アイデンティティー向上をねらい居住環境に調和するデザインを心がける。センター地区にあっては商業環境の演出をねらい賑わいと活気を生むデザインとする。
	幹線道路系	車両交通の主要動線としての円滑性，わかり易さという点から，機能的，シンプルなデザインが要求される。
＜圏域＞	＜圏域＞によって配置される標識・ストリートファニチュアはそれぞれの地区の特性に応じて個性に富んだデザインを考える。	
＜節＞	＜節＞に配置される標識・ストリートファニチュアは＜系＞としての統一されたデザインと＜圏域＞としての個性的なデザインの双方を取り入れるとともに，シンボル性を高めるようなデザインを配慮する。	

3－2　計画のねらいと方針

基礎的条件の整理より本計画の基本方針をまとめると以下の如く整理される。

1.　地区構造のわかりやすさの確立

情報伝達の明快性を確立するため，先のシンボル計画より位置づけられて来た＜系＞としての幹線歩行者専用道路系，緑道系を歩行者系，また幹線道路系を自動車系として新たにそれぞれのサイン軸として設定し，それぞれの＜節＞等をサイン拠点として位置づける。

① サイン拠点の設定
- ◦幹線歩行者専用道路の広場部分，おおむね半径300ｍに１か所
- ◦センター広場
- ◦バス停
- ◦幹線道路の交差点
- ◦ニュータウン入口

② サイン軸の設定
- ◦幹線歩行者専用道路
- ◦幹線道路
- ◦緑道

図３－１　サイン拠点，サイン軸の設定例（モデルスタディ地区の場合）

※モデルスタディ地区におけるサイン拠点，サイン軸の設定を見ると以下のようになる。

- ●自動車系サイン軸は主幹線を中心に周囲四方をとりまいている。
- ●歩行者系サイン軸はループ状を形成し，四方に延びて周辺地区とネットする。
- ●緑道系サイン軸は上記サイン軸を横断している。
- ●サイン拠点はこれらサイン軸それぞれの結合点に配置される。

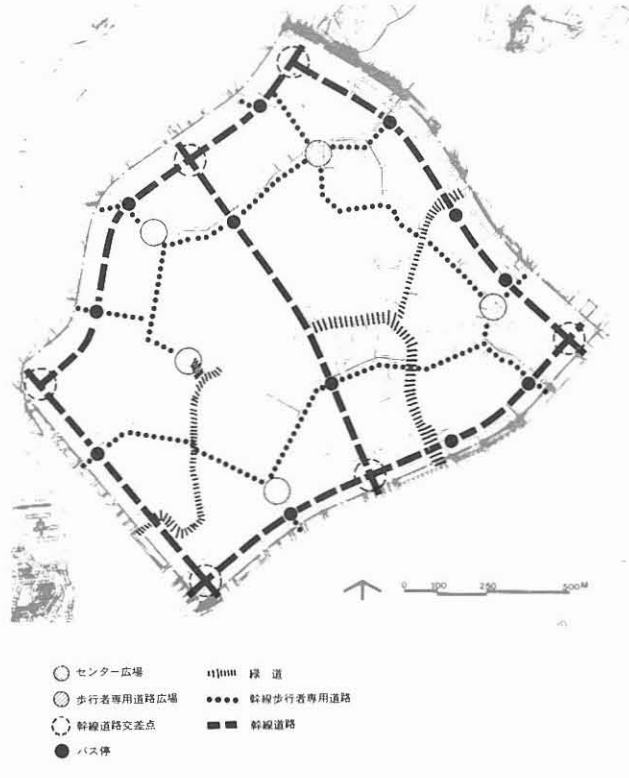

③　圏域ごとの段階構成

各拠点ごとに標識の内容にヒエラルキーを持たせる。

a．ニュータウン入口拠点では全区域を案内する。

b．駅前広場のサイン拠点では駅勢圏を案内する。

c．サイン拠点ではそれぞれの圏域を設定し案内を行う。

d．バス停のサイン拠点ではバス利用圏の案内を行う。

図３－２　各拠点での案内図例

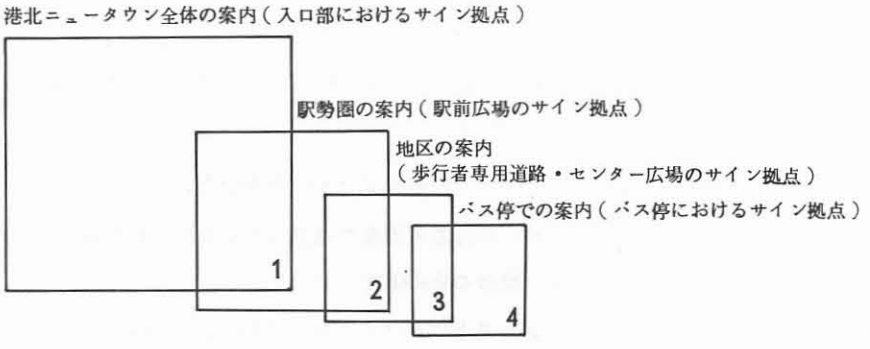

1

2

3

4

2. 集約化，簡素化

標式類の配置にあたってはこれらの輻輳による情報の混乱を防ぎ，周辺環境への影響も考慮し，簡素化を行う必要がある。また一方標式類の存在を強調し，機能性の向上を図るためにこれらの集約化を行う。

① 配置の簡素化

港北ニュータウンにおいては自動車系，歩行者系の2体系に分け，それぞれ以下の方針とする。

a．自動車系標識は誘導系を中心として扱う。

b．自動車系標識で拠点以外に設置されるものは，誘導表示に替る目印的なものを考慮する。

c．歩行者系標識は案内系を中心として扱う。

d．歩行者系標識で拠点以外に設置されるものは，定点表示のみとする。

② 標識の集約化

a．拠点におけるエレメントは極力集約化，一体化する。

b．案内系標識に誘導表示の機能を盛り込む。（各施設のヴィジュアル表現等）

3. 街のアイデンテイティー向上へのサポート

街の個性化，街路の個性化・特徴づけは，街のわかりやすさ，イメージを高めるヴィジュアルコミュニケーションである。本計画ではこの視点に立ち，アイデンティティー向上に寄与する方策を積極的に取り入れる。また，自然発生的に出現する広告・看板類については街並景観の維持等の観点より規制を行う。

① シンボル系資源を積極的に導入する。

特徴のある街並，個性化された街路はランドマークとなり，それ自体がサインとして機能する造成地形，自然資源はこれを活かしたサイン計画とする。

a．歩行者系サイン拠点をシンボル化するため，シンボルツリーの配置，デザイン化で対応する。

b．誘導標識に替るものとしてゲートサインを取り入れる。

c．デザイン，素材の選定にあたっては周辺環境との調和を図る。

② ピクトグラムを導入する

だれもがわかりやすく，街のイメージを把握できる様，ピクトグラムによる表示を導入する。

a．案内図の施設表示等にピクトグラムを多用する。

b．定点標識にも，ピクトグラムを併記する。

③ 屋外広告物の規制

行政指導や協定づくりによって街並景観を阻害する広告類の出現を規制する。

4. コミュニケーションの広がりを生む装置づくり

我が街意識の形成と，住民相互の連帯感を醸成する装置づくりを行い，サイン計画の付加価値を創出する。

① 住民参加によるシンボルを創出するスペースを提供する。

住民の街への愛着を高め，住民間の連帯を生む住民の手づくり作品の導入，展示スペースの確保，住民イベントの場を確保する。

a．歩行者専用道路広場，センター広場に展示壁，展示スペースを確保する。

b．敷石，擁壁等に住民や児童のレリーフ，モザイク作品を利用する。

c．住民イベントの場を提供する。

② 住民間の情報交換スペースを提供する。

生活に密着した情報を与え，コミュニティーの醸成を図るスペースを確保する。

a．歩行者系サイン拠点にはコミュニケーションボードを設置する。

③ ストリートファニチュアの効果的配置を行う

サービス性向上と，住民間のコミュニケーションを生むしかけ作りとして，ベンチ，電話ボックス，シェルター，照明等，ストリートファニチュアを配したコミュニケーションスポットを創出する。

a．歩行者専用道路広場サイン拠点には，標識類を集約配置し，ストリートファニチュアをデザインしたコミュニケーションスポットを配置する。

b．センター広場サイン拠点には，標識類とストリートファニチュアを効果的に配置し，にぎわいの演出を図る。

c．バス停にはサービス性向上を考慮し，ストリートファニチュアを配置する。

3－3　標識・ストリートファニチュア設置基準案

以上のような基本方針を受け，港北ニュータウンにおいて配置する標識・ストリートファニチュア類の設置基準案を次頁よりの表で示す。

設置基準案作成にあたっては以下の凡例によった。

設置要請度　◎：ぜひ必要なもの，出現するもの
○：あれば望ましいもの
△：あっても良いもの
×：あってはいけないもの，規制するもの
ー：出現しないもの

位　　置　サイン拠点（幹線道路）　：交差点，バス停を含む
サイン拠点（歩行者専用道路）：広場，バス停上を含む
指　　定　：サイン計画によって定められた位置
適　　宜　：自由

デザイン　K：既定のもの
D：地区統一（ルートあるいは圏域別）
T：全域統一（港北ニュータウン全域）
＊：自　由

そ の 他　宅地とは，集合住宅用地，公共・公益的施設用地を含む
公共・公益施設とは，教育施設，行政施設等
商業業務施設とは，民間施設（商店，医院等）

表3－3　標識・ストリートファニチュア設置基準案

分類	設置区域 / コントロール / サイン種別	幹線道路			歩行者専用道路			コレクター道路			区画道路			緑道			公園			宅地			備考
		設置要請度	位置	デザイン	設置要請度	位置	デザイン	設置要請度	位置	デザイン	設置要請度	位置	デザイン	設置要請度	位置	デザイン	設置要請度	位置	デザイン	設置要請度	位置	デザイン	
定点系	町名	○	バス停	T	○	サイン拠点	T	△	指定	K	△	指定	K	×			−			◎	指定	K	●町名サイン 幹線道路においては，バス停部分に併設するものとし，自動車利用者からの視認性を考慮して配置する。 港北ニュータウン内の幹線道路上では全て統一したデザインとする。 歩行者専用道路においては，サイン拠点（広場とバス停止）に配置し，港北ニュータウン内の歩行者専用道路上では全て統一したデザインとする。 コレクター道路にあっては既定デザインのものを電柱，擁壁等の指定された場所に配置する。 区画街路，および宅地部分でもコレクター道路と同様取扱う。
	交差点名称	◎	交差点	K	−		−				−			−			−			−			●交差点名称 幹線道路どうしの交差点のみに配置し既定デザインをもって表示する。
	道路名称	◎	サイン拠点	T	○	指定	T	△	指定	D	−			○	指定	T	−			−			●道路名称 幹線道路ではサイン拠点（バス停と交差点）に配置する。主に自動車利用者を対象とし，バス停と交差点それぞれにニュータウン内の統一されたデザインで表示する。 歩行者専用道路では起集点（主にバス停上サイン拠点および広場）等に配置する。 デザインはそれぞれにニュータウン内の統一を図る。 コレクター道路において道路名称を表示する場合は同一コレクター道路上でのデザインの統一を図る。 緑道において，緑道名称サインを設置する場合は全域において統一する。
	バス停名称	◎	バス停	T	○	サイン拠点バス停上	T	−			−			−			−			−			●バス停名称 幹線道路上においてはデザインを全域で統一する。次のバス停名もわかり易く表示する。 歩行者専用道路上では最寄のバス停への誘導を兼ね，バス停上のサイン拠点において，バス停名称を表示する。このデザインはニュータウン全域で統一するものとする。
	公共・公益施設名称	×			×			×			×			×			◎	指定	D	◎	指定	D	●公共・公益施設名称 公園等の名称はそれぞれの地区においてデザイン統一を図り，歩行者専用道路側に見やすいよう配慮して配置する。
	商業・業務施設名称	×			×			×			×			×			×			◎	指定	*	●商業・業務施設名称 商業・業務施設名称の表示は道路上では規制する。宅地内に設置する場合にあってもデザインコントロールを考慮する。
	団地名称表示	−			−			−			−			−			−			◎	適宜	*	●団地名称表示 団地名称表示は各団地（集合住宅）それぞれに適宜配置する。
	コミュニティ道路表示	−			◎	指定	T	−			◎	指定	T	−			−			−			●コミュニティ道路表示 歩行者専用道路上あるいは区画街路上において，互いに接する起終点に配置し，港北ニュータウン全域でデザイン統一を図る。
	避難広場表示	−			−			−			−			−			◎	指定	K	◎	指定	K	●避難広場表示 避難広場表示は公園および指定された集合住宅地等において歩行者から通常見えやすい位置に配置する。デザインは決められた既定デザインに従うものとする。
	公開空地表示	−			−			−			−			−			−			◎	指定	*	●公開空地表示 歩行者から見えやすい位置に，自由なデザインで配置するものとするが，周辺環境と調和することと，大きさ等は横浜市環境設計制度で定められたものに従うよう留意する。
	橋梁の名称表示	◎	適宜	*	◎	適宜	*	−			−			◎	適宜	*	−			−			●橋梁の名称表示 橋梁の名称サインは，それぞれの定められた位置に適宜配置し，橋のデザインおよびネーミングに合った表示を行なう。

分類	設置区域 / コントロール / サイン種別	幹線道路 設置要請度	幹線道路 位置	幹線道路 デザイン	歩行者専用道路 設置要請度	歩行者専用道路 位置	歩行者専用道路 デザイン	コレクター道路 設置要請度	コレクター道路 位置	コレクター道路 デザイン	区画道路 設置要請度	区画道路 位置	区画道路 デザイン	緑道 設置要請度	緑道 位置	緑道 デザイン	公園 設置要請度	公園 位置	公園 デザイン	宅地 設置要請度	宅地 位置	宅地 デザイン
誘導系	方面表示	◎	交差点等	K	◎	サイン拠点	T	×			×			△	指定	T	−			−		
	商業・業務施設等誘導表示	×			×			×			−			−			−			△	指定	＊
	センター誘導表示	△	指定	＊	×		T	×			×			×			−			−		
	バス停誘導表示	×			○	サイン拠点 バス停上	T	×			×			×			−			−		
	集合住宅地誘導表示	△	指定	T	×			×			×			×			−			−		
	緑道誘導表示	×			△	適宜	T	×			×			−			−			−		
	散策ルート誘導表示	×			×			×			×			△	適宜	T	△	適宜	T	−		
	ジョギングサイクリング誘導表示	×			×			×			×			△	適宜	T	△	適宜	T	−		
	特定施設誘導表示	×			△	指定	T	×			×			△	指定	T	−		−			
	—																					
	—																					

? バス停上まで来れば、バス停が見える。

備考

- ●方面表示
  幹線道路においては交差点に配置し，デザインは既定のものを使用する。
  位置については自動車速度への対応として交差点内の他，前方にも配置するものとする。
  歩行者専用道路では町・丁名による方面表示を行ない，サイン拠点（バス停上，および広場）に配置する。
  デザインはニュータウン内歩行者専用道路上で統一する。
  緑道にあっては幹線緑道の交差部に配置する。デザインは自然環境に合ったものを考慮し，ニュータウン全域で統一する。
- ●商業・業務施設等誘導表示
  道路上，公共公益施設内はいかなる方法（例えば電柱，消火栓位置ボールに併設するもの等）のものも禁止する。
  宅地内に配置するものにあってもデザイン，大きさ等コントロールを行う。
- ●センター誘導表示
  幹線道路においてのみ設置する。幹線からセンターに至るコレクター道路入口部の付近に，自動車利用者の誘導を対象として配置する。デザインはそれぞれのセンターの特徴を出す様それぞれ自由とする。
- ●バス停誘導表示
  バス停への誘導を行うため，歩行者専用道路のバス停上サイン拠点において最寄のバス停への誘導を図り，広場にあっては，案内図内にバス停を明示し誘導機能を持たせるものとする。デザインはそれぞれ，ニュータウン全域で統一する。
- ●集合住宅地誘導表示
  集合住宅への誘導は対象者を自動車利用者のみに限定し，幹線道路上において特に必要と認められる箇所のみ集合住宅へ至るコレクター道路入口付近に配置する。デザインはニュータウン全域で統一する。
- ●緑道誘導表示
  歩行者専用道路上に適宜配置し，利用者の便宜を図る。デザインはニュータウン全域で統一する。
- ●散策ルート誘導表示
  史跡めぐり，四季の道などのルートを示す誘道表示はそれぞれのハートの個性化を図るデザインとし，それぞれ統一し，緑道上と公園内に適宜配置する。
- ●ジョギング，サイクリング誘導表示
  ジョギング，サイクリングのコース明示と距離表示など，利用者の便宜とコースの演出を兼ねて，それぞれのデザイン統一を行ない，緑道上および公園内に適宜配置する。
  （コース設定区間内に設置）
- ●特定施設誘導表示
  公共・公益的な用途に供する施設，例えば，神社，仏閣，文化財散布地などを対象として誘導表示を歩行者専用道路上と緑道上に設置する。デザインはそれぞれの対象の特性を出し，歩行者専用道路および緑道においてそれぞれ，ニュータウン全域での統一化を行う。

分類	設置区域 / コントロール / サイン種別	幹線道路			歩行者専用道路			コレクター道路			区画道路			緑道			公園			宅地			備考
		設置要請度	位置	デザイン	設置要請度	位置	デザイン	設置要請度	位置	デザイン	設置要請度	位置	デザイン	設置要請度	位置	デザイン	設置要請度	位置	デザイン	設置要請度	位置	デザイン	
案内系	ニュータウン総合案内板	—			—			—			—			—			—			△	指定	T	●ニュータウン総合案内板 ニュータウン全域の案内図などで全域の案内を行う総合案内板を，駅前広場に設置する。デザインはニュータウン全域で統一を図る。
	地区案内板	—			◎	サイン拠点	T	—			—			—			—			—			●地区案内板 歩行者を対象として，歩行者専用道路上のサイン拠点（広場およびバス停上）に配置する。 デザインはニュータウン全域で統一する。案内の圏域はサイン拠点を中心とする小学校区規模相当の数街区ブロックとする。
	緑道散策案内板	—			—			—			—			○	指定	T	—			—			●緑道散策案内板 緑道上の広場部分に配置し，散策利用への便宜を図る。デザインは自然環境に合うものを考慮し，ニュータウン全域で統一する。
	バス路線図運行時刻表	◎	バス停	T	—			—			—			—			—			—			●バス路線図運行時刻表 バス停内に，バス名称板と一体化して配置する。デザインはニュータウン全域で全てを統一する。
	集合住宅住棟案内板	—			—			—			—			—			—			◎	適宜	＊	●集合住宅住棟案内板 集合住宅地内に適宜配置する。デザインは集合住宅ごとに自由とする。
	町丁名案内板	—			—			—			—			—			—			—			●町丁名案内板 地区案内板に兼用させ，集約化して配置する。
	センター案内板	—			—			—			—			—			—			—			●センター案内板 センター地区における，サイン拠点の地区案内板と兼用させる。
	公園案内板	—			—			—			—			—			◎	適宜	＊	—			●公園案内板 各公園（主として近隣公園以上の規模）に適宜配置する。デザインはそれぞれ自由とする。

分類	設置区域 / コントロール / サイン種別	幹線道路			歩行者専用道路			コレクター道路			区画道路			緑道			公園			宅地			備考
		設置要請度	位置	デザイン	設置要請度	位置	デザイン	設置要請度	位置	デザイン	設置要請度	位置	デザイン	設置要請度	位置	デザイン	設置要請度	位置	デザイン	設置要請度	位置	デザイン	
その他	コミュニティボード広報板	−			◎	サイン拠点（広場）	＊	−			−			−			△	適宜	＊	−			●コミュニティボード広報板 主として歩行者専用道路広場のサイン拠点に配置する。これらは，それぞれのサイン拠点域ごとにデザインする。また，公園内には適宜自由なデザインで配置する。
	ニュータウンゲートサイン	△	N導入T部	T	−			−			−			−			−			−			●ニュータウンゲートサイン 自動車利用者にニュータウンの入口を明確にするため，幹線道路のニュータウン導入部に配置する。 デザインはニュータウン全域で統一する。
	街区ブロックゲートサイン	△	コレクターとの交差部	D	−			△	幹線との交差部	D	−			−			−			△	指定	D	●街区ブロックゲートサイン 主として自動車利用者に対し，目的地への誘導を兼ね，幹線道路とコレクター道路の交差部に配置する。 デザインは地区の個性を高めるよう地区ごとにデザインし統一する。配置にあたっては周辺の環境との調和を考慮する。
	文化財・史跡・植生・小動物等の説明サイン	−			◎	指定	T	−			−			◎	指定	T	◎	指定	T	○	指定	T	●文化財・史跡・植生・小動物等の説明表示 歩行者専用道路，緑道上および公園内において特に必要と認められるものには説明表示を配置する。それぞれの対象の属性に応じてニュータウン全域で統一したデザインとする。
	センターゲートサイン	−			△	指定	D	−			−			−			−			−			●センターゲートサイン 歩行者専用道路上のセンター入口部に配置する。デザインはセンターごとに統一する。
	禁止・注意・規制表示	△	適宜	＊	△	適宜	＊	△	適宜	＊	△	適宜	＊	△	適宜	＊	△	適宜	＊	△	適宜	＊	●禁止・法意・規制表示 交通安全，犯罪予防，幼児・児童等への注意に関する表示および管理者側から要請される禁止・規制表示は，それぞれ必要とされる場所に適宜配置する。デザインは自由とする。
	駐車場，自転車置場表示	−			−			−			−			−			△	適宜	＊	△	適宜	＊	●駐車場，自転車置場表示 これらの位置を明示する表示は，公園および宅地内に配置される。デザインはそれぞれ自由なものとするがピクトグラム化が望ましい。
	ごみ置場表示	−			−			△	指定	K	△	指定	K	−			−			−			●ごみ置場表示 ごみ置場の位置表示および説明を兼ねたものをコレクター道路および区画道路上の指定位置に配置する。 デザインは既定のものに従う。

分類	設置区域 / コントロール / サイン種別	幹線道路			歩行者専用道路			コレクター道路			区画道路			緑道			公園			宅地			備考
		設置要請度	位置	デザイン	設置要請度	位置	デザイン	設置要請度	位置	デザイン	設置要請度	位置	デザイン	設置要請度	位置	デザイン	設置要請度	位置	デザイン	設置要請度	位置	デザイン	
ストリートファニチュア系	ベンチ	◎	バス停	T	◎	サイン拠点	D	—			—			◎	適宜	＊	◎	適宜	＊	○	適宜	＊	●ベンチ 幹線道路上ではバス停部分の歩道上に配置し，バス停の他のストリートファニチュアと関連デザインとし，ニュータウン全域で統一する。 歩行者専用道路上ではサイン拠点に配置し，サイン拠点とのトータルデザインとする。（地区ごとに統一）。 緑道，公園，および宅地にあってはそれぞれ適宜配置し，デザインも自由とする。 デザインは自然環境に調和するものを，それぞれの場所で自由に行なうものとする。
	ダストボックス灰皿等	○	バス停	T	○	サイン拠点（広場）	D	—			—			○	適宜	＊	○	適宜	＊	○	適宜	＊	●ダストボックス・灰皿等 これらは主としてサイン拠点およびベンチに付属させて配置するものとし，それぞれの配置場所に応じて他のストリートファニチュアとのトータルデザイン化を図る。
	パーゴラシェルター	◎	バス停	T	◎	サイン拠点（広場）	D	—			—			◎	適宜	＊	◎	適宜	＊	○	適宜	＊	●パーゴラ，シェルター 主として幹線道路のバス停，および歩行者専用道路。
	電話ボックス	◎	付バス停近	K	◎	サイン拠点（広場）	D	—			—			○	適宜	＊	○	適宜	＊	○	適宜	＊	●電話ボックス 幹線道路上ではバス停付近に配置し，デザインはニュータウン全域で統一する。 歩行者専用道路上ではサイン拠点広場に配置し，地区ごとに統一したデザインを行う。 緑道，公園，および宅地内においてはそれぞれ適宜配置し，デザインも自由とする。
	照明	◎	指定	T	◎	指定	D	○	適宜	D	○	適宜	D	◎	適宜	＊	○	適宜	＊	○	適宜	＊	●照　明 幹線道路における照明は指定位置に配置し，デザインはニュータウン全域で統一する。 歩行者専用道路における照明は指定位置に配置し，適切なルートごとの統一化を図ったデザインとする。 コレクター道路，区画街路にあってはそれぞれ適宜配置し，デザインは，圏域ごとに統一化する（防犯灯）。 緑道，公園，および宅地にあってはそれぞれ適宜配置し，デザインも自由とする。

3－4　モデルスタディ地区におけるサインシステムの検証

モデルスタディ地区において，本計画で提案された標識・ストリートファニチュア設置基準によって施行された場合，各設置箇所においてどのような機能を持ち得るかを，実際の状況をもとに数例を展開してみる。

①　居住者の日常生活行動から発生するニーズ

区画街路からの歩行者は，歩行者専用道路あるいはコミュニティ道路へアプローチする。　　歩行者専用道路（コミュニティ道路）

Ⓐ　歩行者専用道路表示あるいはコミュニティ道路表示の確認

歩行者専用道路沿いに歩く。

Ⓑ　町名，地番表示の確認

歩行者専用道路広場に立寄る（サイン拠点）　　歩行者専用道路サイン拠点

Ⓒ　町名，地番表示の確認

Ⓓ　コミュニティーボードによる情報

Ⓔ　パーゴラ，ベンチその他ストリートファニチュアの利用

Ⓕ　電話の利用，待ち合わせ

Ⓖ　誘導標識の利用，案内標識の利用

歩行者専用道路を後にし，目的地へ向う。　　歩行者専用道路

歩行者専用道路沿いに歩く。

Ⓗ　町名，地番表示の確認

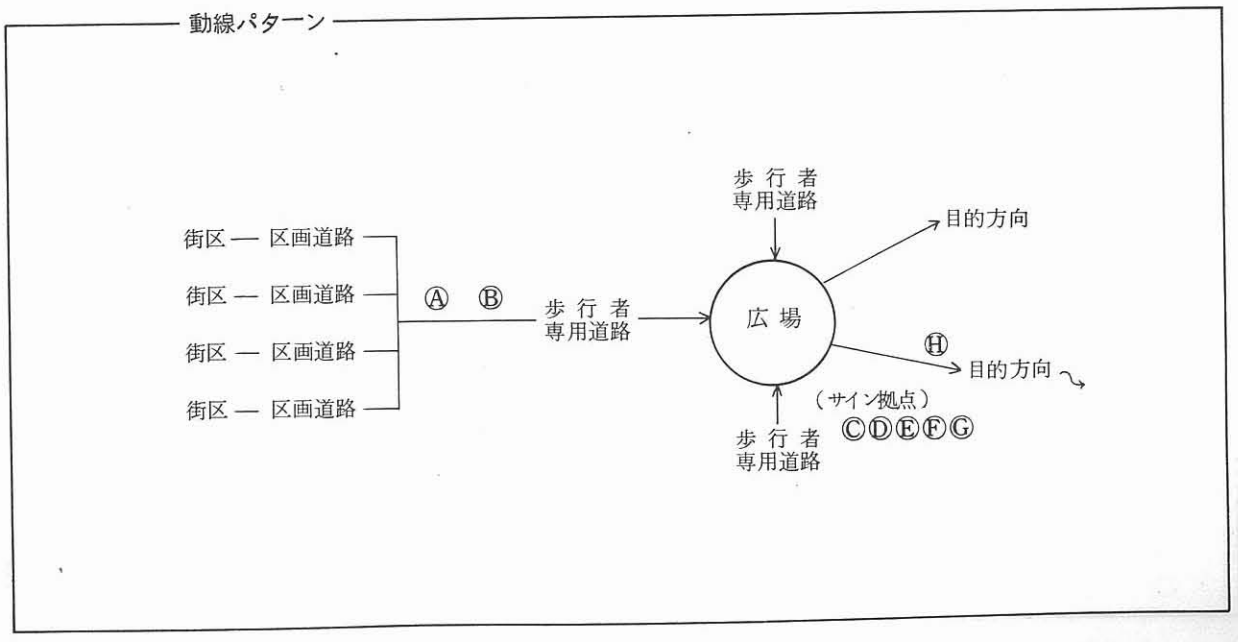

② 駅利用の訪問者からのニーズ

駅前広場へ出た訪問者は駅前のサイン拠点を確認する。　　駅前サイン拠点

Ⓐ 電話ボックスの利用

Ⓑ 案内標識の利用

Ⓒ ベンチ等ストリートファニチュアの利用

Ⓓ 誘導標識の利用

Ⓔ バス停の確認

バスを待つ　　バス停

Ⓕ バス停時刻表，バスルートの確認

Ⓖ ベンチ，パーゴラ等の利用

バスに乗車する。→ 以下バス利用者

動線パターン

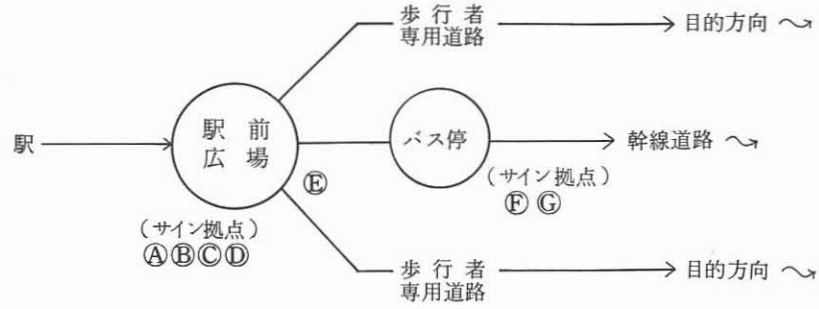

③ バス利用の訪問者からのニーズ

バス利用者はバス停名称をたよりに訪問する。	車　中
Ⓐ 次のバス停名の確認	
バス停で降車する。	バスベイ バス停
Ⓑ バス停名称の確認	
Ⓒ 電話ボックスを利用する	
Ⓓ 歩行者専用道路への誘導	
歩行者専用道路への階段を登る。	バス停上 サイン拠点
歩行者専用道路にはサイン拠点がある。	
（このサイン拠点には案内標識，誘導標識が設置されている）。	
Ⓔ 案内標識によって現在位置の確認	
（バス停を中心として利用圏域表示）	
Ⓕ 案内標識によって訪問先へのルート確認	
（ピクトグラムを多用）	
歩行者専用道路（サイン軸）によって導かれる。	歩行者専用道路
歩行者専用道路を進む。	
Ⓖ 町名，地番表示の確認	
訪問への区画街路の入口を見つける。	

動線パターン

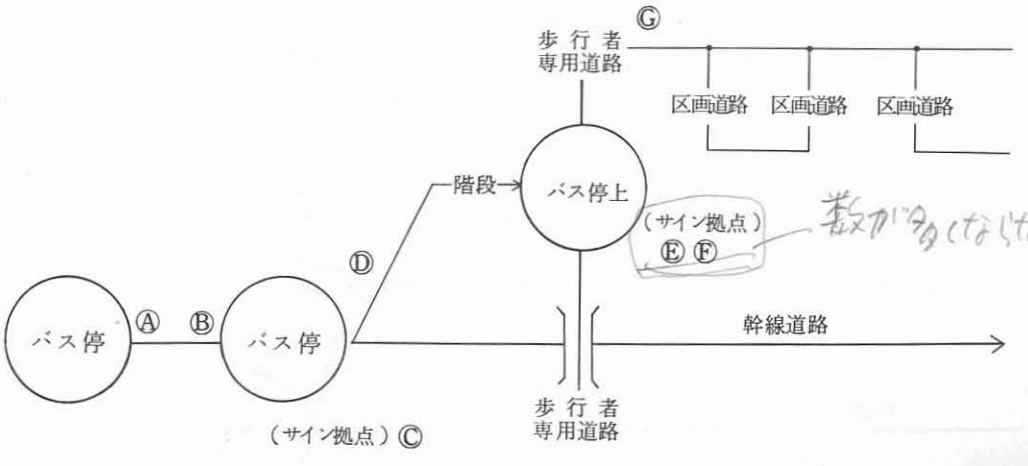

④ バス停利用者からのニーズ

区画街路からの利用者は歩行者専用道路あるいはコミュニティ道路にアプローチする。

Ⓐ 歩行者専用道路表示あるいはコミュニティ道路表示の確認

歩行者専用道路沿いに歩く。

Ⓑ 町名・地番表示の確認

歩行者専用道路広場に立寄る（サイン拠点）

Ⓒ 最も近いバス停位置を案内図によって知る

Ⓓ 経路の確認

歩行者専用道路を歩く。

バス停上のサイン拠点でバス停位置を知る。

Ⓔ サイン拠点に明示されたバス停標識（バス停名称）確認

バス停への階段を降りる。

Ⓕ 時刻表，バス路線図の確認

Ⓖ ベンチ，シェルター，灰皿，等の利用

Ⓗ 電話ボックスの利用

歩行者専用道路（コミュニティ道路）

歩行者専用道路サイン拠点

歩行者専用道路

バス停上サイン拠点

バス停

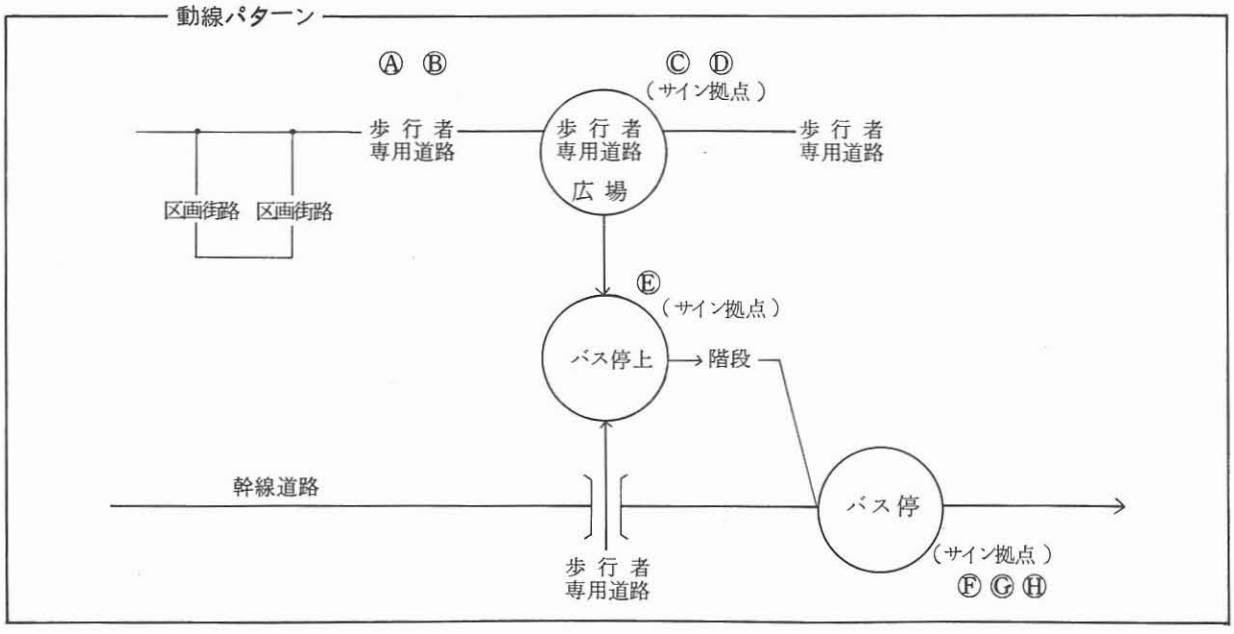

⑤ 自動車利用の訪問者からのニーズ

地区外の幹線から港北ニュータウン内へ向かう。	ニュータウン外幹線道路
Ⓐ 港北ニュータウンへの方面表示の確認	
入口を通過する。	ニュータウンゲート
Ⓑ 港北ニュータウンゲート	
地区内幹線道路を進行する。	幹線道路および交差点
Ⓒ バス停による現在位置の確認（通り名称あり）	
Ⓓ 交差点名称による位置の確認	
Ⓔ 通り名称標識による路線の確認	
Ⓕ 方面表示による進路の決定	
Ⓖ 通り名称標識による路線の確認	
地区内幹線道路を進行し訪問先への進入路を探す。	
Ⓗ バス停による現在位置の確認	
Ⓘ ゲートサインによる進入路の確認	
コレクター道路へ導かれる。	コレクター道路
Ⓙ 町名・地番表示による現在位置の確認	
区画道路へ導かれる。	

動線パターン

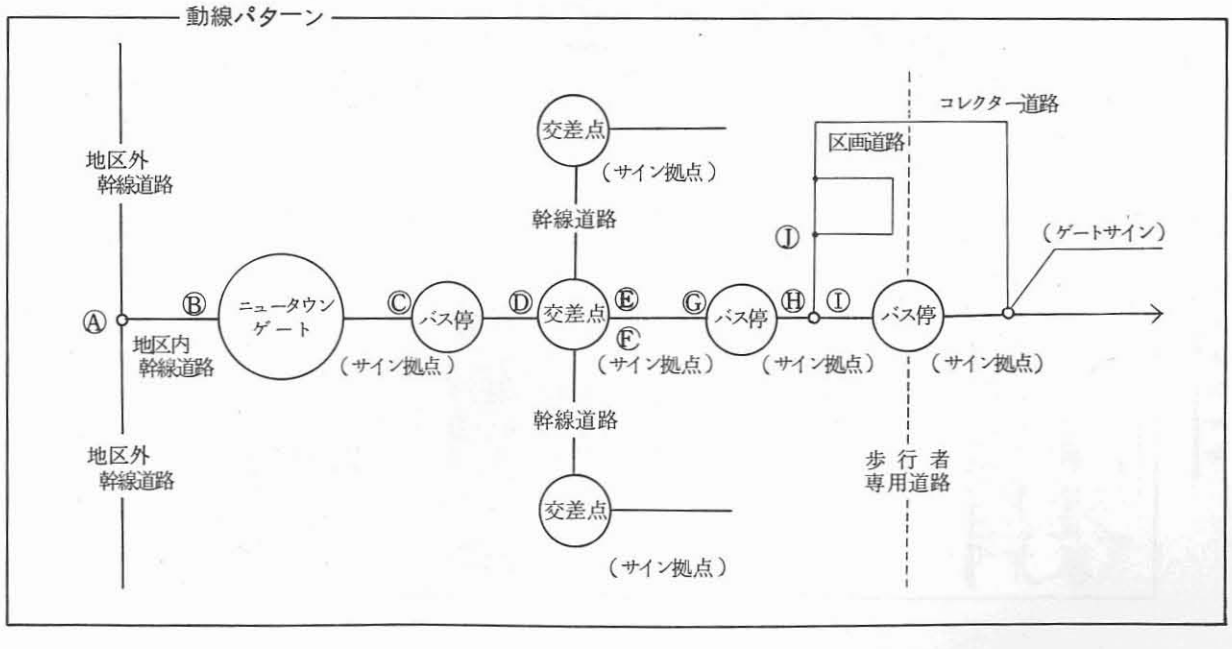

サインシステムの検証

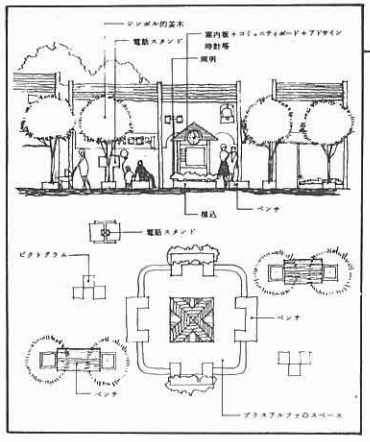

◀ センター地区サイン拠点

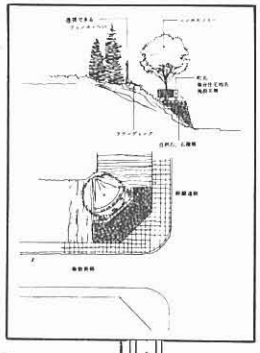

街区ブロックゲートサイン ▶

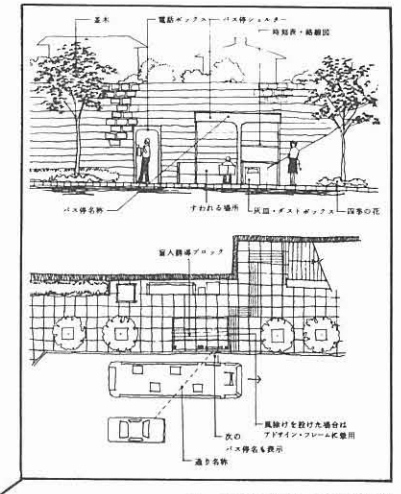

▲ バス停サイン拠点

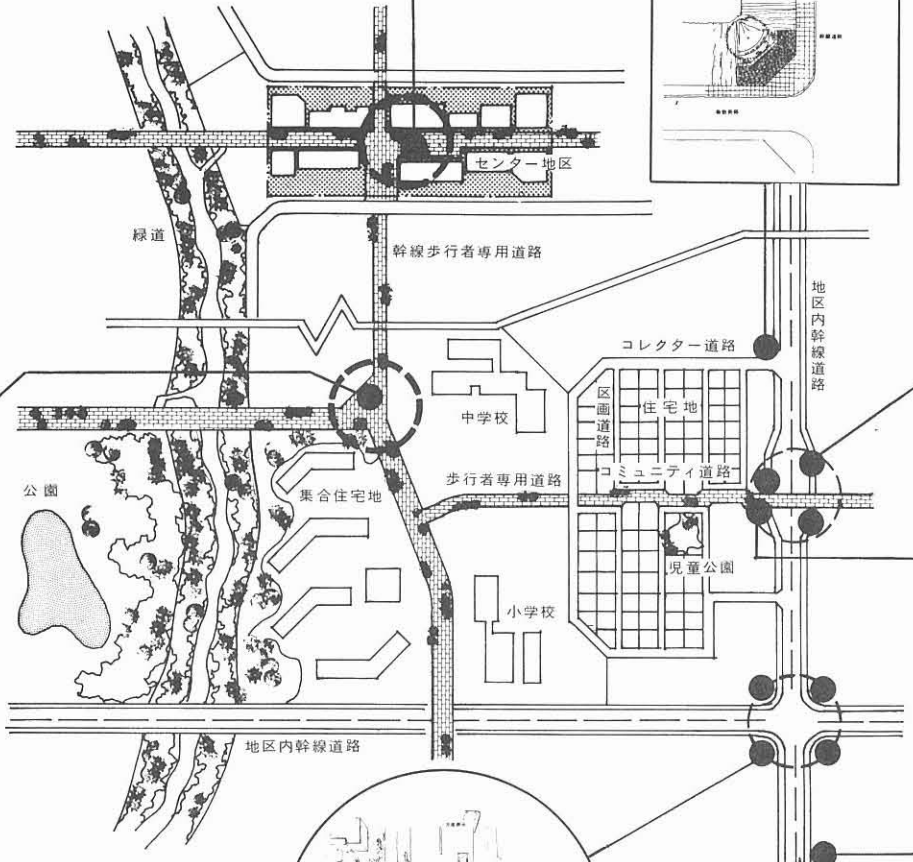

▼ 歩行者専用道路サイン拠点

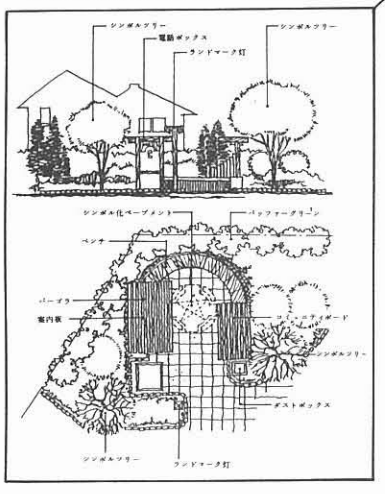

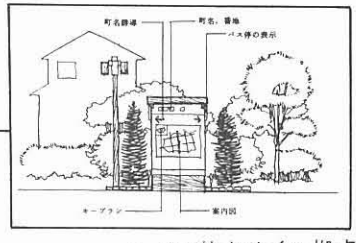

▲ バス停上サイン拠点

▼ ニュータウンゲートサイン

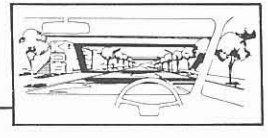

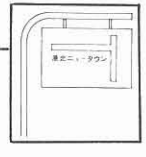

◀ 港北ニュータウン方面標示

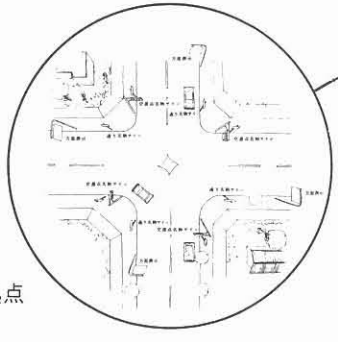

幹線道路サイン拠点

図３－３　モデルスタディ地区における標識・ストリートファニチュア配置計画図（自動車系標識）

図３－４　モデルスタディ地区における標識・ストリートファニチュア配置計画図（歩行者系標識）

図３－５　モデルスタディ地区における標識・ストリートファニチュア配置計画図（ストリートファニチュア系標識）

3－5　空間イメージとモデルデザイン

①　歩行者専用道路サイン拠点（住宅地内）

配　　置　　歩行者専用道路広場のアイストップ地点

構　　成　　案内系標識を中心とし誘導系，その他標識とストリートファニチャアを一体化

デザイン　　全体をトータルにデザインし，地区ごとに個性化を図る

素　　材　　木，石等を多用

エレメント

標識	地区案内板	縮尺1:300～500，主要施設をピクトグラム化（バス停，教育施設，医院，センター，公園他） 現在位置を明示，サイン軸を明示 町名，番地記入，主要施設名記入 サイン表示圏域は拠点を中心とする数街区ブロック（小学校区規模相当）キープラン併記
標識	定点標識	町名による表示
標識	誘導標識	町名による表示
標識	コミュニティーボード	住民の自由な利用に供する
標識	広報板	行政サービス案内等
ストリートファニチュア	ベンチ	対面配置
ストリートファニチュア	ダストボックス	
ストリートファニチュア	灰皿	
ストリートファニチュア	パーゴラ	
ストリートファニチュア	電話ボックス	デザイン配慮
ストリートファニチュア	照明	ランドマーク灯
その他	シンボルツリー	
その他	バッファーグリーン	
その他	シンボル化ペーブメント，住民参加のスペース	

空間のデザイン例

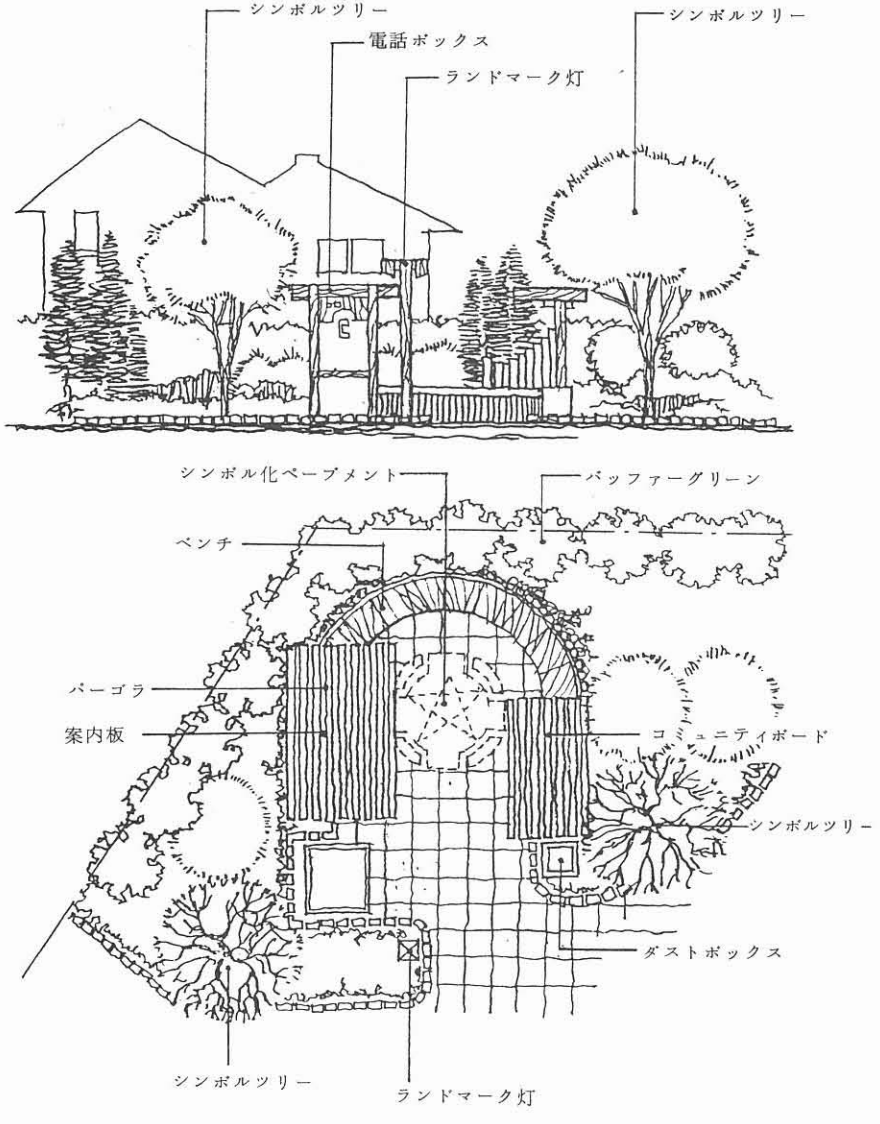

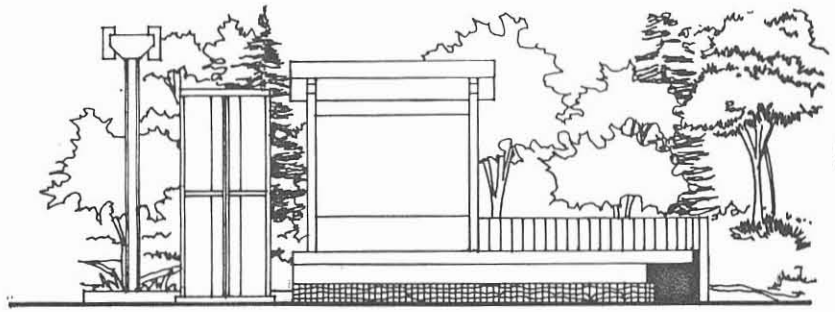

A A 断 面 図

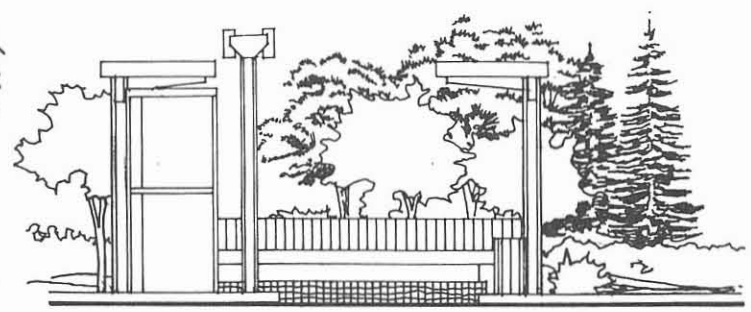

立 面 図

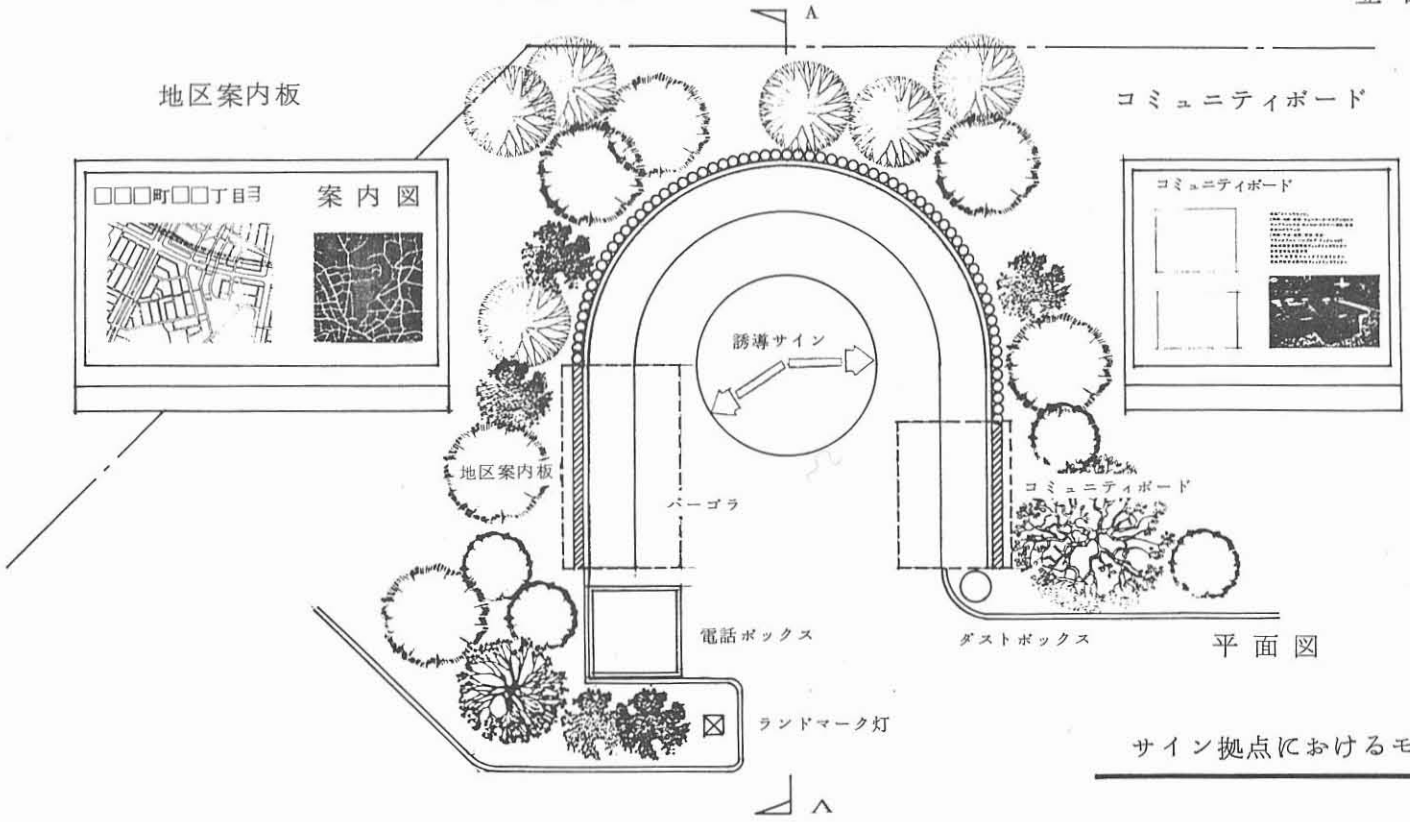

平 面 図

サイン拠点におけるモデルデザイン

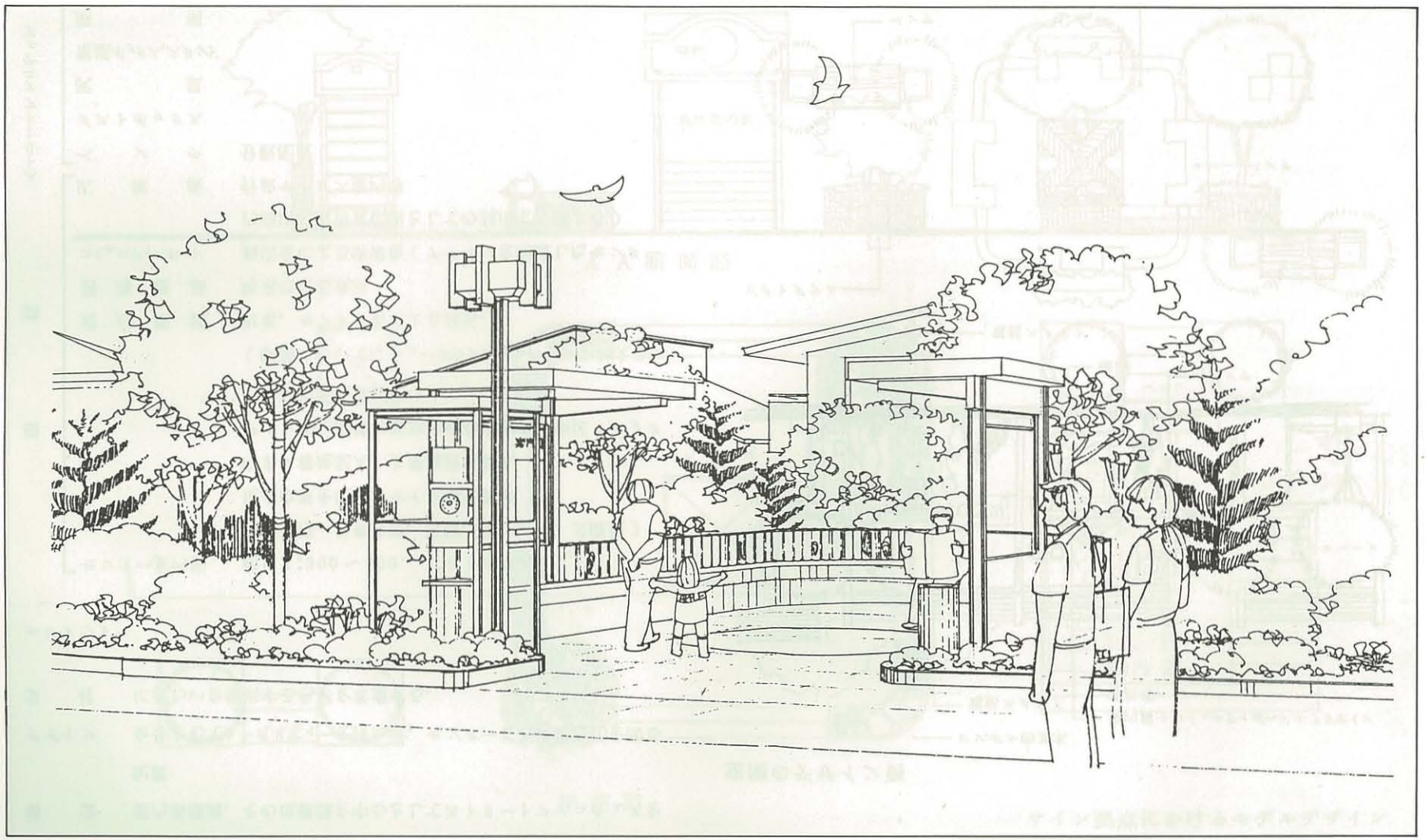

サイン拠点イメージパース

② 歩行者専用道路サイン拠点（センター内）

配　　置　センター内の歩行者専用道路広場（駅センター含む）

構　　成　案内系標識，その他標識を中心としてストリートファニチュアを配置

デザイン　全体としてトータリティーを持たせ，センターごとに個性化を図る

素　　材　にぎわいを演出する色彩を考慮する。

エレメント

標識	センター案内板	縮尺1:300～500，ピクトグラム化 （バス停，教育施設，医院，センター，公園他） 現在位置を明示，サイン軸を明示 町名・番地記入，主要施設名記入 サイン表示圏域は拠点を中心とする数街区ブロック （小学校区規模相当） （駅前においてはニュータウンのキープランを加える）
	定点標識	町名，センター名による表示
	誘導標識	町名による表示
	コミュニティーボード	商店会による情報板（デザインを配慮したセンター内商店の広告宣伝用としての利用も考慮する）
	広報板	行政サービス案内等
ストリートファニチュア	ベンチ	分散配置
	ダストボックス	
	灰皿	
	電話ボックス，スタンド	
	照明	
その他	並木，植込	

空間のデザイン例

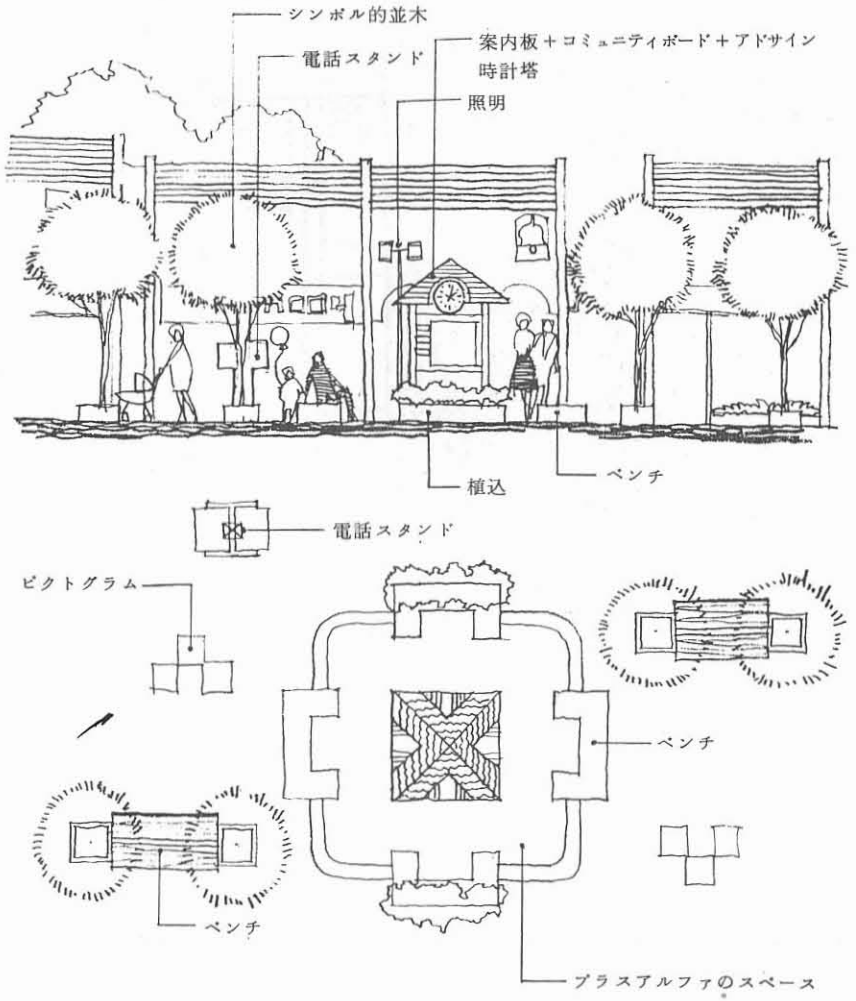

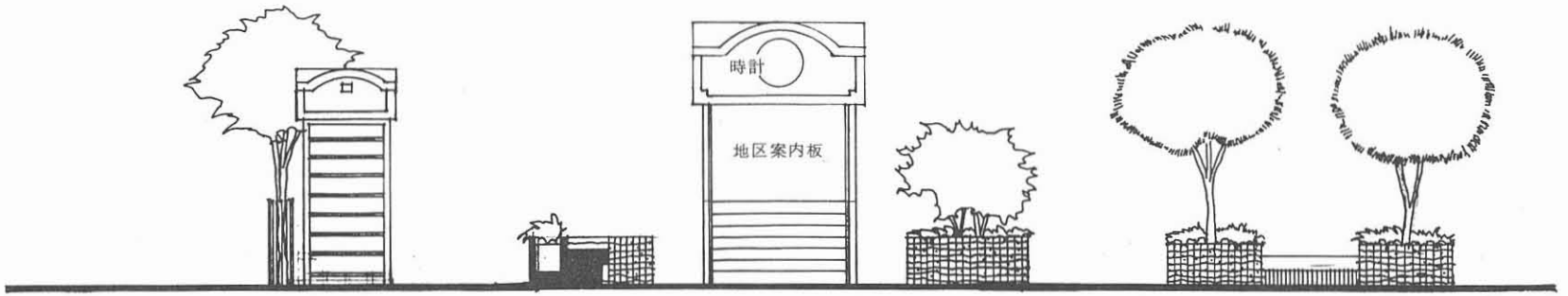

A A 断 面 図

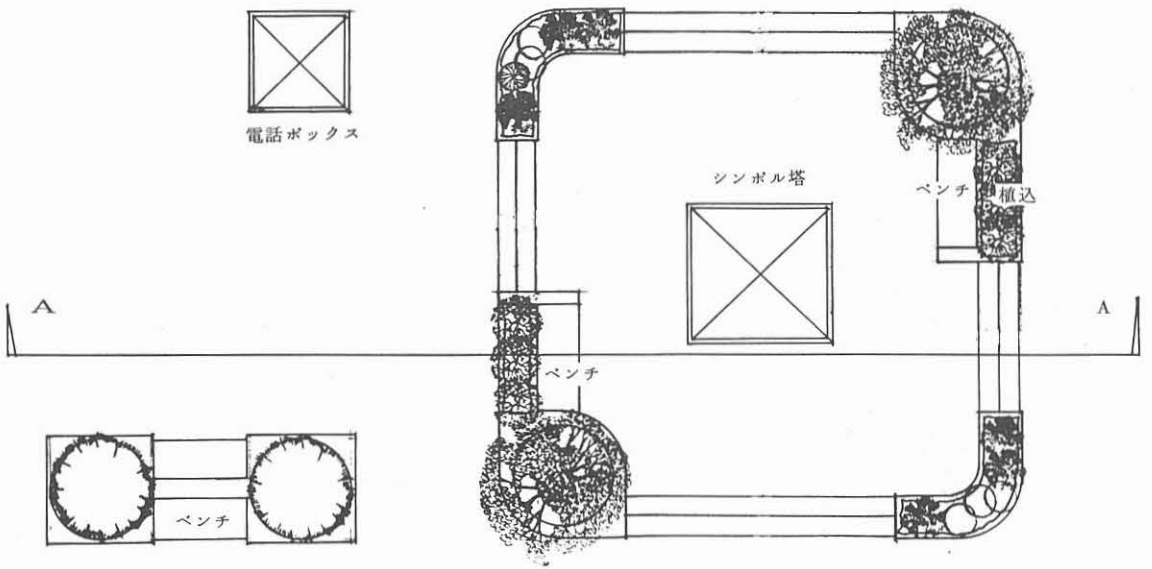

平 面 図

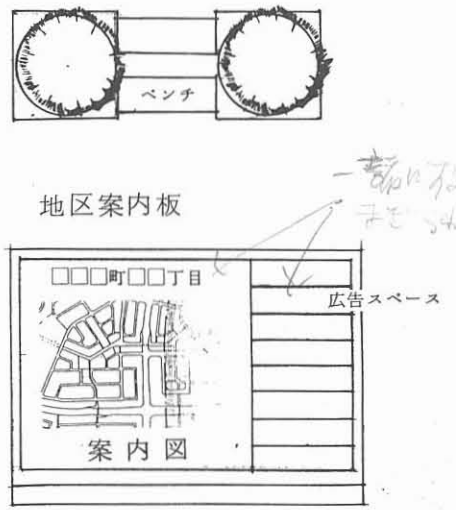

サイン拠点におけるモデルデザイン

③ バス停サイン拠点（バスベイ）

配　　置　　バスベイ歩道上

構　　成　　バス名称標識を中心としてストリートファニチュアを配置

デザイン　　ニュータウン全域統一を基本としトータルデザイン

素　　材　　耐久性のある材料（ステンレス，等）

エレメント

標識	バス停名称標識	バス停名，英字併記，ピクトグラム併用
	定点標識	車道側からも見える位置に町名表示
	通り名称標識	車道側からも見える位置に幹線道路名
	次のバス停名称	車道側からも見えるバス停名に併記
	時刻表，路線図	歩道側アイレベルに表示
	盲人誘導ブロック	歩行者専用道路からつなぐ
ストリートファニチュア	シェルター	歩道の車道側端より片持型式
	すわれる場所	シェルターと一体化
	ダストボックス	擁壁側に設置
	灰皿	擁壁側に設置
	電話ボックス	擁壁側に設置（既定デザインで対応）
	照明	ハイウェイ灯
その他	街路樹	

空間のデザイン例

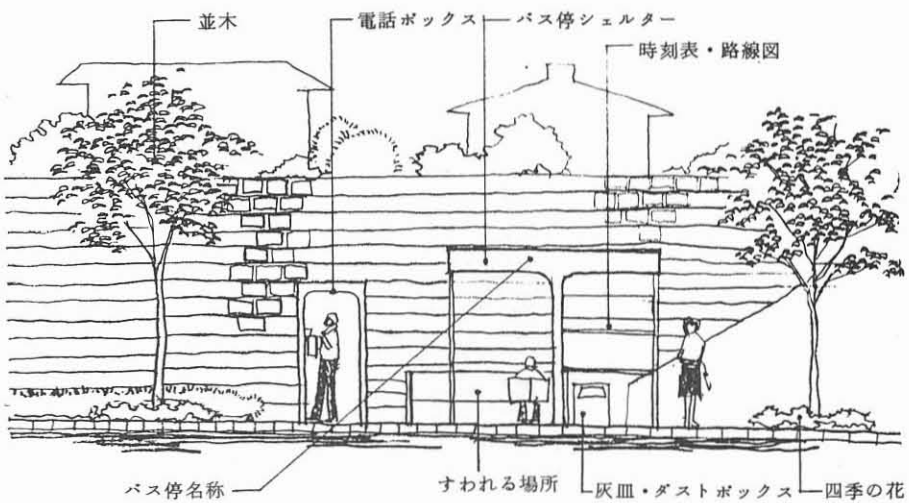

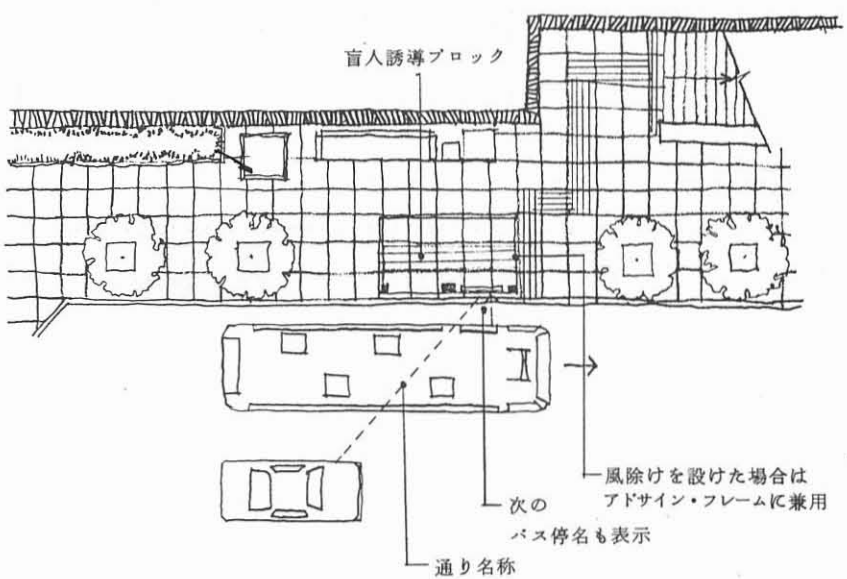

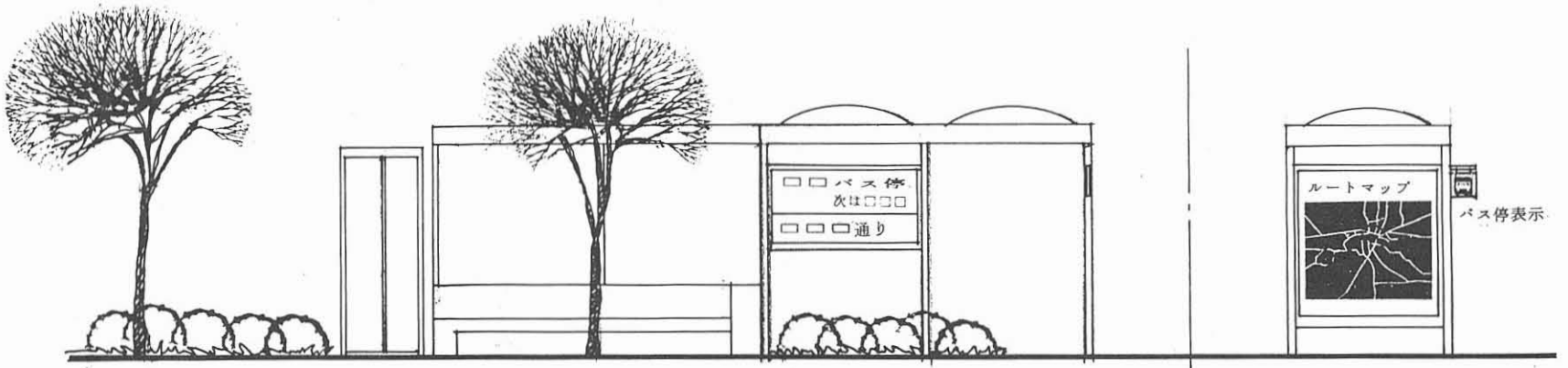

正面図

側面図

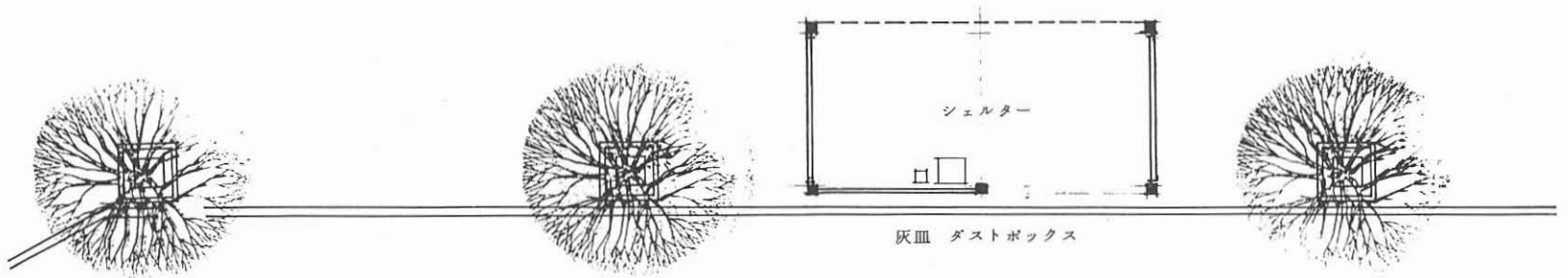

配置図

バス停サイン拠点モデルデザイン

バス停サイン拠点イメージパース

④ バス停サイン拠点（歩行者専用道路上）

配　置　バスベイより上った歩行者専用道路上

構　成　案内系標識を中心

デザイン　地区ごとに個性化

素　材　木質系

エレメント

標識	街区ブロック案内板	縮尺1:300程度 主要施設をピクトグラム化（教育施設，医院，センター，公園他） サイン圏域は，幹線道路上の歩行者専用道路を中心とする数街区ブロックとする。 町名，番地，サイン軸を明示，キープラン併記
	定点標識	町名表示
	誘導標識	町名による誘導
	バス停への誘導表示	側面に表示，バスベイ方向を示す，バス停名記入 ピクトグラム化
ファニチュアストリート	ベンチ	荷物台兼用の棚
	ひさし	
	照明	案内図を照明する配置形態
その他	アクセントツリー	景観樹
	バックグリーン	背景の緑を植栽

空間のデザイン例

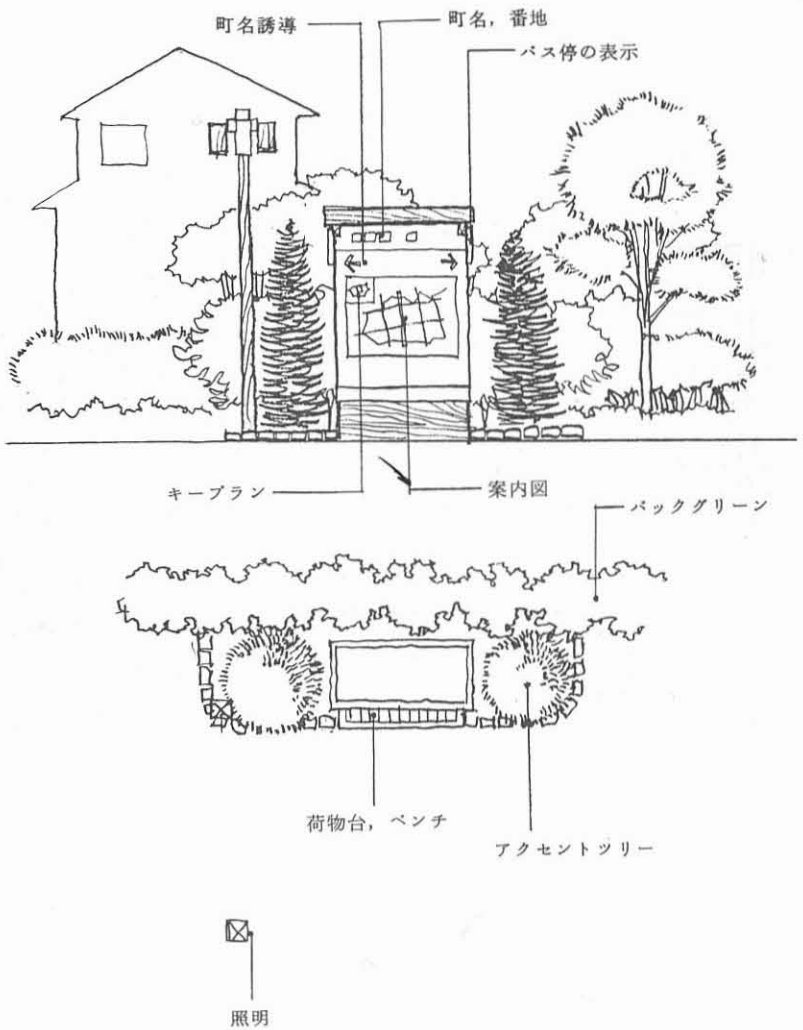

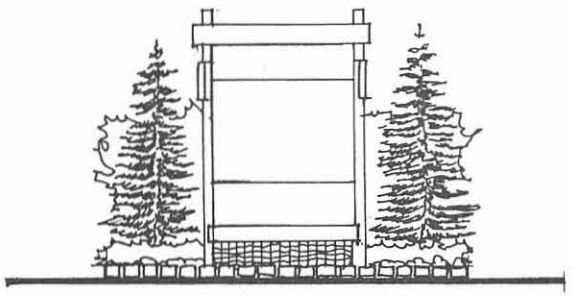

正面図

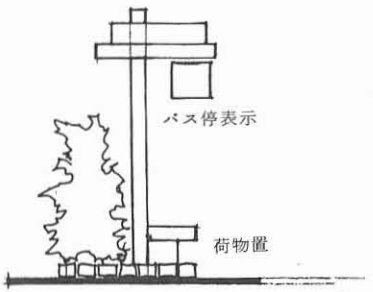

側面図

バス停表示

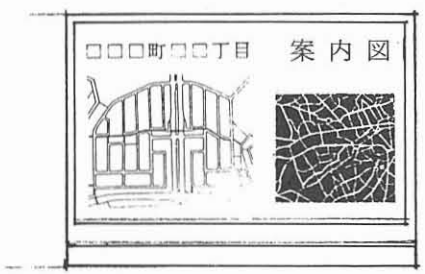

街区ブロック案内板

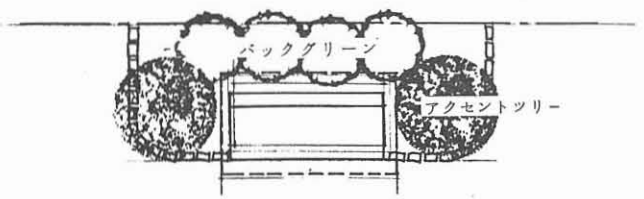

平面図

バス停サイン拠点モデルデザイン

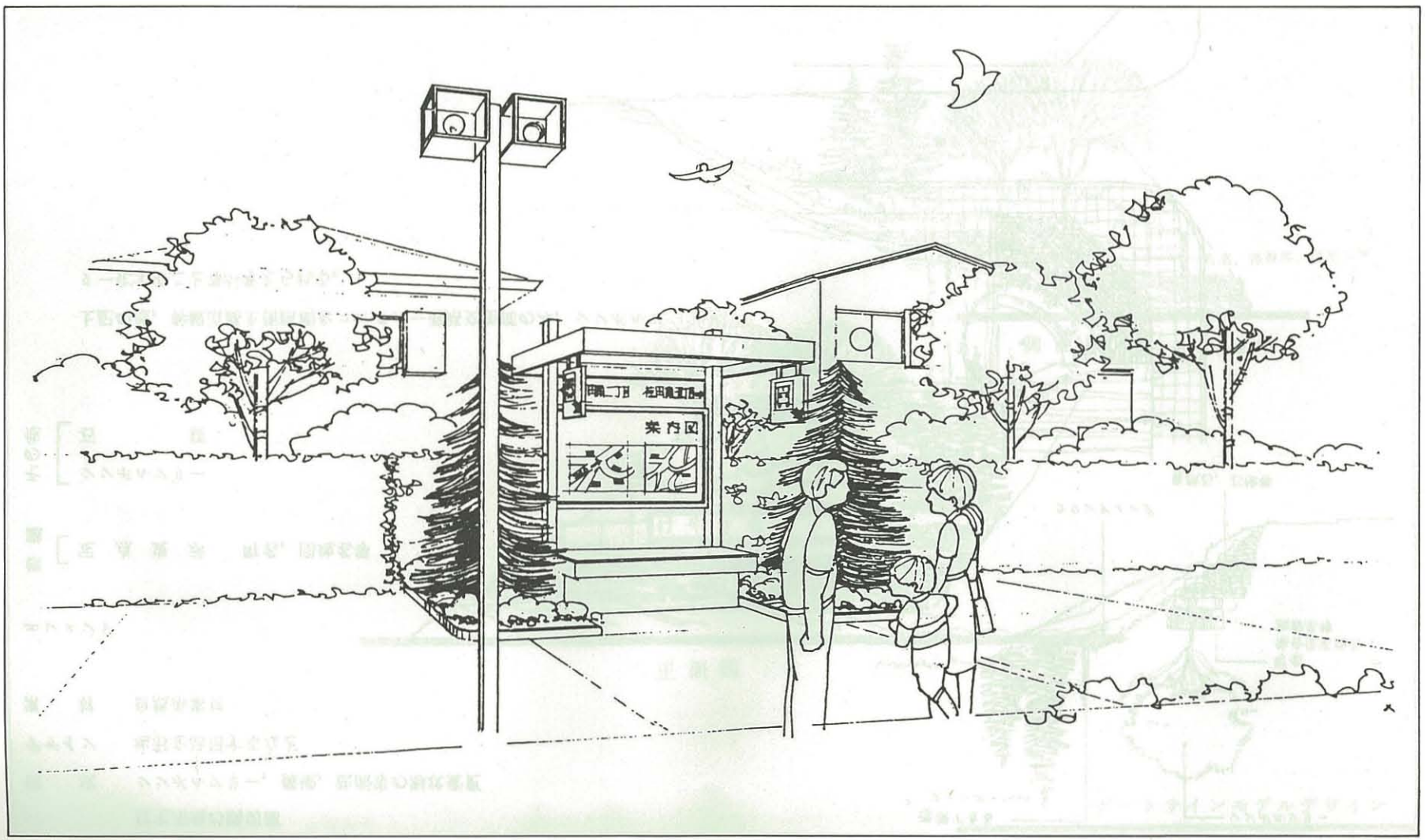

バス停サイン拠点イメージパース

⑤ 街区ブロックゲートサイン（例）

配　　置　幹線道路及びコレクター道路の交差部，公共公益施設用地，集合住宅用地の隅切部

構　　成　シンボルツリー，擁壁，法面等の形状変更

デザイン　地形を活用するなど

素　　材　自然系素材

エレメント

標識［定点表示　町名，団地名等

その他［シンボルツリー
　　［石　　積

上記の他，幹線道路上街路樹をコレクター道路交差部のみ，シンボルツリー化すること等が考えられる。

空間のデザイン例

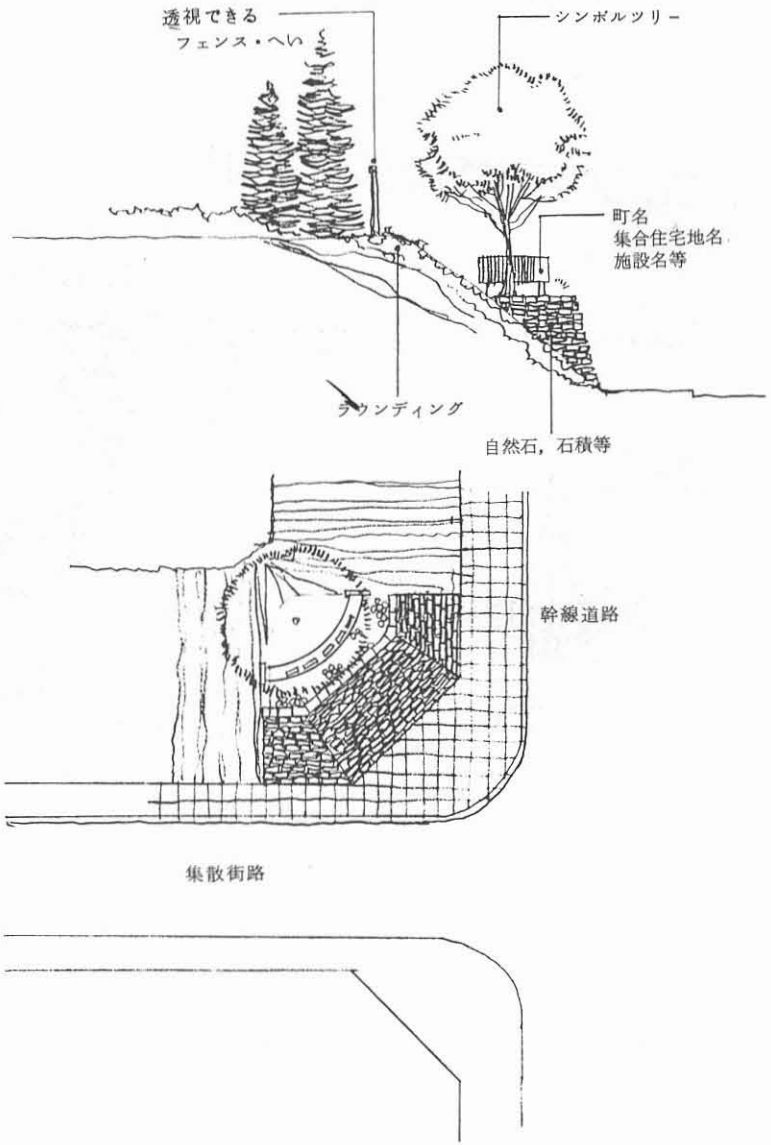

側面図

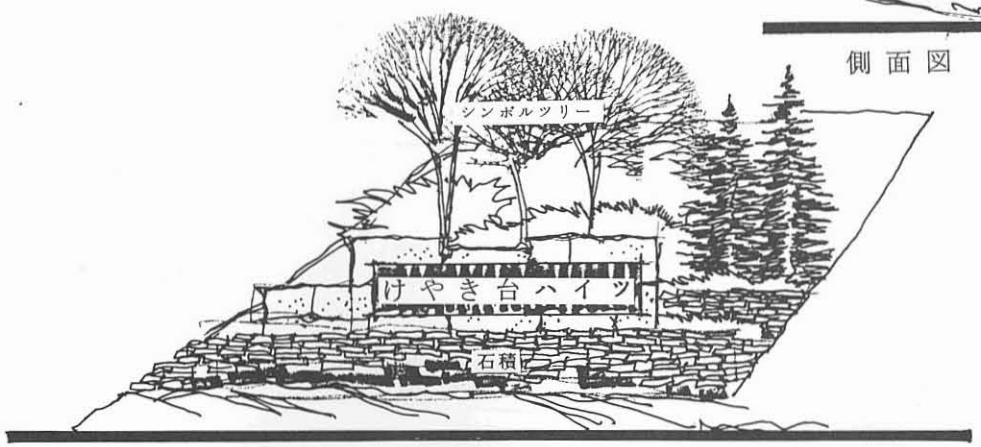

正面図

ゲートサインモデルデザイン

⑥ 幹線道路交差点サイン拠点

配　　置　　幹線道路交差点を中心とする。

構　　成　　自動車系定点標識・誘導標識

デザイン　　既定デザイン

素　　材　　既定

エレメント

標識
- 交差点名称標識　　信号機柱に設置
- 通り名称標識　　歩道上に設置
- 方面表示　　進行方向左側交差点手前に設置
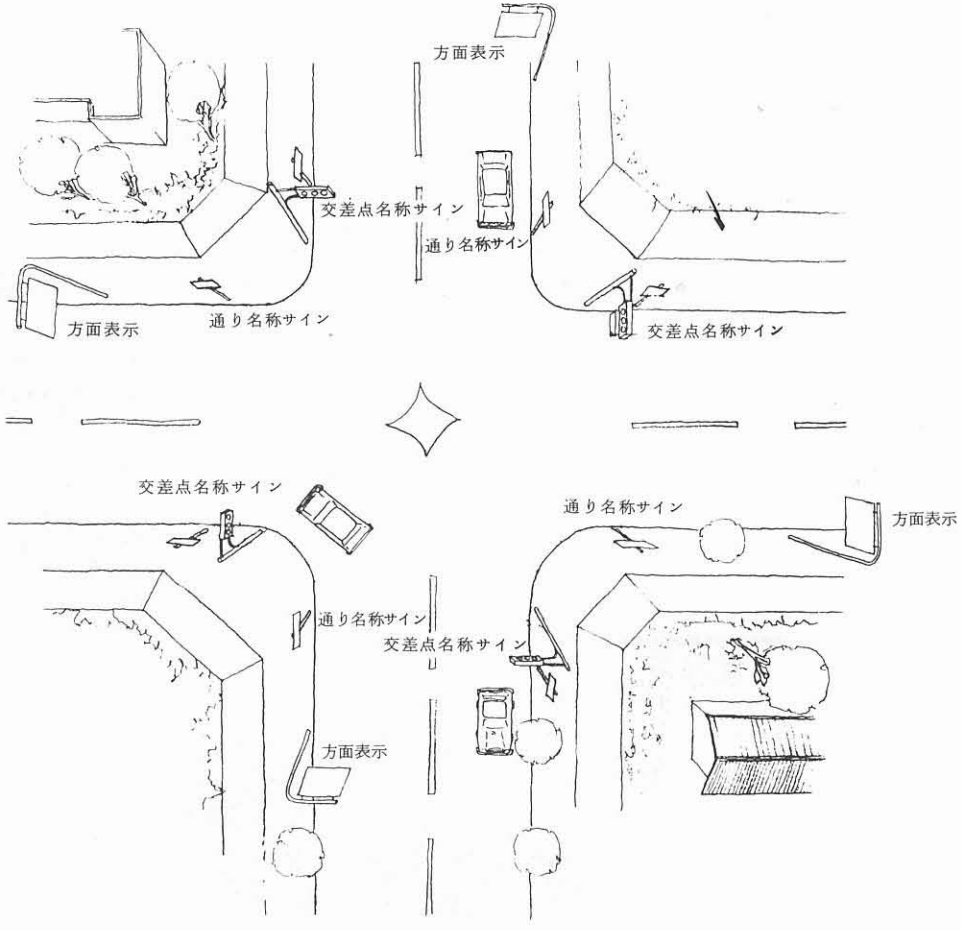
その他
- 植込　　交差点隅切部を利用
- 街路樹